

ASEANの経済統合に伴う越境投資とその社会 環境影響に関する研究

喜田, 徹生 / KIDA, Tetsuo

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

105

(発行年 / Year)

2016-03-24

(学位授与番号 / Degree Number)

32675甲第373号

(学位授与年月日 / Date of Granted)

2016-03-24

(学位名 / Degree Name)

博士(公共政策学)

(学位授与機関 / Degree Grantor)

法政大学 (Hosei University)

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00013070>

法政大学審査学位論文

ASEAN の経済統合に伴う越境投資と
その社会環境影響に関する研究

喜田 徹生

目次

目次	1
図	4
表	6
略語表	7
1. 要旨	9
2. はじめに	10
3. 越境投資による工業化	13
3.1 先行研究	13
3.1.1 概要	13
3.1.2 藤森の理論	15
3.1.3 ILO and UNCTAD の理論	15
3.2 越境投資と移民労働者の帰還	17
3.2.1 ASEAN における経済統合	17
3.2.2 タイの最低賃金政策	23
3.2.3 タイ国境における移民労働者	29
3.3 越境投資による開発	40
3.3.1 ミャンマーの経済政策	40
3.3.2 ミャワディ工業団地	42
3.3.3 メキシコにおける越境投資	45
3.4 考察	52
3.4.1 国境の要所としてのマキラドーラ	52
3.4.2 サポートリング・インダストリー育成の必要性	53
3.4.3 タイの最低賃金政策の影響	54

3.4.4	工業化から環境対策へ.....	55
4.	越境投資と環境対策.....	56
4.1	先行研究	56
4.1.1	環境クズネッツ曲線 (EKC)	56
4.1.2	Pollution Haven Hypothesis (PHH).....	58
4.2	マキラドーラと NAFTA	59
4.2.1	マキラドーラの環境問題.....	59
4.2.2	NAFTA 本協定	60
4.2.3	環境に関する NAFTA 付属協定 (NAAEC)	62
4.2.4	北米環境協力委員会 (CEC)	62
4.2.5	NAAEC の効果	64
4.3	ASEAN 社会文化共同体 (ASCC)	67
4.3.1	ASEAN の 3 つの共同体	67
4.3.2	ASCC	68
4.3.3	ASCC ブループリント	68
4.4	インド	69
4.4.1	公害関係法規.....	69
4.4.2	環境に関する行政組織.....	70
4.4.3	工業団地における公害対策.....	71
4.4.4	日系企業における公害対策.....	72
4.5	タイ	74
4.5.1	公害関係法規.....	74
4.5.2	環境に関する行政組織.....	75
4.5.3	環境法規の運用.....	76
4.5.4	工業団地における公害対策.....	77

4.6	カンボジア	78
4.6.1	公害関連法規	78
4.6.2	工業団地における公害対策	79
4.7	ミャンマー	80
4.7.1	公害関連法規	80
4.7.2	工業団地における公害対策	80
4.8	考察	81
4.8.1	日系工業団地の割合	81
4.8.2	工業団地選択と公害発生の可能性	82
4.8.3	マキラドーラとフラグメンテーション	83
4.8.4	NAFTA の経済統合とマキラドーラ	84
4.8.5	ASEAN の経済統合とフラグメンテーション	85
4.8.6	フラグメンテーションと環境問題	86
5.	総合考察	88
5.1	結論	88
5.2	インプリケーション	89
5.3	NAFTA の現状	90
5.4	AEC の進むべき方向	91
5.5	今後の課題	91
	謝辞	92
	参考文献	93
	付録	103

図

図 1	輸出加工区のライフ・サイクル	16
図 2	地域協力の比較	18
図 3	ASEAN 諸国	19
図 4	ASEAN 共同体	20
図 5	ASEAN 諸国の GNI per capita	23
図 6	タイと周辺国のフラグメンテーション	26
図 7	タイ・プラス・ワン戦略による越境投資	27
図 8	タイの周辺国（ミャンマー、ラオスおよびカンボジア）	28
図 9	ミャンマー、ラオスおよびカンボジアの人口予想	29
図 10	ミャワディ（ミャンマー）とメソット（タイ）のロケーション	30
図 11	国境を挟んだメソットとミャワディ	31
図 12	ヤンゴンとバンコクの月額賃金比較	34
図 13	ミャンマーとタイの縫製業におけるワーカーの月額給与の比較	35
図 14	ビルマ式社会主義での政府買上価格と自由市場価格	41
図 15	ミャンマーにおける外国援助額	42
図 16	ミャワディ工業団地 平面配置計画	43
図 17	フラグメンテーションとマキラドーラの形態	46
図 18	メキシコのマキラドーラ	47
図 19	輸出加工区における輸出、輸入および国内調達の変化	49
図 20	メキシコのマキラドーラにおける輸出、輸入および国内調達の変化	50
図 21	マキラドーラへの政府の介入	54
図 22	環境クズネッツ曲線	57
図 23	メキシコにおける工業化政策と公害対策	60
図 24	北米環境協力委員会	63
図 25	環境法の非執行に関する非強制的手続きの処理プロセス	64
図 26	メキシコ政府から企業に対する環境保護支援額	65
図 27	メキシコの工場における検査件数	66
図 28	コミュニティによる監視と企業の環境法規の運用	67
図 29	インドの工業団地を調査した州	71

図 30	インドの日系企業における排水処理フロー.....	73
図 31	インドの日系企業における産業廃棄物処理フロー.....	74
図 32	カンボジアとミャンマーにおける日系工業団地の割合.....	81
図 33	工業団地選択と公害発生フロー.....	83
図 34	マキラドーラとフラグメンテーションの関係.....	84
図 35	マキラドーラの GNI per capita と公害.....	85
図 36	カンボジアの GNI per capita と公害.....	86

表

表 1	AFTA における域内関税引き下げスケジュール	21
表 2	AEC のブループリント	22
表 3	タイの地域別最低賃金（2011 年－2013 年）	25
表 4	ミャンマー、ラオスおよびカンボジアの比較	28
表 5	タイにおける外国人労働者の法的ステータス	33
表 6	メソットの香港企業	37
表 7	メソットの移民労働者に対する質問表	38
表 8	メソットの移民労働者の回答	39
表 9	NAFTA 本協定の部・章立て	61
表 10	NAAEC（環境に関する北米協定：NAFTA 付属協定）の構成と概要	62
表 11	ASCC の環境項目	69
表 12	インドにおける公害関係の法規	70
表 13	インドの工業団地における公害対策	72
表 14	タイの工業団地における公害対策	78
表 15	カンボジアの公害法規	78
表 16	カンボジアの工業団地におけるインフラ整備状況	79
表 17	ミャンマーの工業団地におけるインフラ整備状況	80

略語表

AEC	ASEAN Economic Community	ASEAN 経済共同体
AFTA	ASEAN Free Trade Area	ASEAN 自由貿易地域
APSC	ASEAN Political Security Community	ASEAN 安全保障共同体
ASCC	ASEAN Socio-Cultural Community	ASEAN 社会文化共同体
ASEAN	Association of South - East Asian Nations	東南アジア諸国連合
BOI	The Board of Investment of Thailand	タイ投資委員会
CEC	Commission for Environmental Cooperation	北米環境協力委員会
CPCB	Central Pollution Control Board	中央公害管理局（インド）
CSR	Corporate Social Responsibility	企業の社会的責任
DIW	Department of Industrial Works	工業局（タイ）
DDI	Domestic Direct Investment	国内直接投資
EIA	Environmental Impact Assessment	環境影響評価
EKC	Environmental Kuznets Curve	環境クズネッツ曲線
EPZ	Export Processing Zone	輸出加工区
EQPT	Environmental Quality Promotion Department	環境質推進局（タイ）
EU	European Union	欧州連合
FDI	Foreign Direct Investment	海外直接投資
IEAT	Industrial Estate Authority of Thailand	タイ国工業団地公社
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
IPP	Independent Power Producer	独立系発電事業者
JPAC	the Joint Public Advisory Committee	合同公共諮問委員会
KC	Kuznets Curve	クズネッツ曲線
MIC	Myanmar Investment Committee	ミャンマー投資委員会
MNES	Ministry of New and Renewable Energy	再生エネルギー省（インド）
MoEF	Ministry of Environment and Forest	環境森林省（インド）

MOI	Ministry of Industry	工業省（タイ）
MOSTE	Ministry of Science, Technology and Environment	科学技術環境省（タイ）
MoUD	Ministry of Urban Development	都市開発局（インド）
NAAEC	North American Agreement On Environmental Cooperation	環境協力に関する北米協定
NAFTA	North America Free Trade Agreement	北米自由貿易協定
NEB	National Environmental Board	国家環境委員会（タイ）
NIES	Newly Industrializing Economies	新興工業経済地域
OECD	Organization for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
OEPP	Office of Environmental Policy and Planning	環境政策・公害管理局（タイ）
ONEB	Office of National Environmental Board	国家環境委員会事務局（タイ）
PHH	Pollution Haven Hypothesis	公害回避理論
SEZ	Special Economic Zone	経済特区
SME	Small & Medium Enterprise	中小企業
SPCB	State Pollution Control Board	州公害管理局（インド）
UNTAC	United Nations Transitional Authority in Cambodia	国際連合カンボジア暫定統治機構
W. P.	Working Permit	労働許可

1. 要旨

ASEAN（東南アジア諸国連合）では、2015 年の経済統合が近隣諸国の更なる発展に貢献すると期待されているため、多国籍企業は、これを機会としてタイと近隣諸国との賃金格差を活用した生産のフラグメンテーションを構築し始めている。

タイでは政府が最低賃金を 300 バーツに引き上げる政策を実行したために、労働集約型産業は生産経費の圧迫を受けることとなった。そこで、タイの多国籍企業を中心とした投資家は、安価な労働賃金を求めて周辺国への越境投資を検討し始めている。これらの移民労働者は、ミャンマーで職を見つけることができるならば、多少賃金が安価でも自国に帰還する意思がある。タイで不法就労者を雇用しない多国籍企業であれば、ミャンマーへの越境投資の際に、帰還した移民労働者を正規に雇用して労働力の確保が可能となる。

経済開放が始まったミャンマーでは、経済統合後の国境が貿易の要所と見込んで、カイン州政府が労働集約型の工業団地開発を開始している。この州では、長期にわたって少数民族が中央政府との内戦を繰り返していたため、労働人口に相当する年齢の大部分は、職を求めてタイに移住している。しかも、長年の軍事政権による閉鎖経済は、国内産業の育成には貢献していないため、サポーティング・インダストリーが未成熟である。そのため、タイからミャワディ工業団地への越境投資が雇用創出には成功しても、国内産業への経済の波及効果を見込んだドライビングフォースにはなりえない。そこで、ミャンマーが越境投資の効果を享受して工業化を推進したいのであれば、多国籍企業の FDI（海外直接投資）を受け入れるだけでなく、サポーティング・インダストリーを育成しうる政策が必要となる。

カンボジアおよびミャンマーへの越境投資では、環境対策および環境意識が土地の借地料に強く反映されているため、環境意識が低い工業団地では環境対策が十分に行われておらず、環境意識が低い投資家は、環境対策が行われていない安価な土地を借地することになる。これらの国では、ASEAN の経済統合後に伴って越境投資が進むことで公害が顕在化する可能性が高い。NAFTA（北米自由貿易協定）では、経済統合にあたって環境に関する付属協定を制定して公害対策に成果をあげたが、AFTA（ASEAN 自由貿易地域）では、公害対策にむけた国際的取り組みはみられない。ASEAN は、NAFTA のような国際的環境対策を実施できるような政策が必要となる。

2. はじめに

山岳道路のカーブに差しかかると、木陰から銃口が見えた。我々の車の後方には、ミャンマー軍事政権から派遣された公共事業省のカウンターパートの車が同行しており、我々が写真を撮ることさえも許さない。軍事政権によって外国との交流を許されていない政府高官にとって、国境を訪れる外国人は、警戒の対象だったようである。彼らは、食事中も必要な事柄以外一切話をしなかった。舗装されていない山岳道路を約2日かけて首都（当時）ヤンゴンから国境の町ミャワディに来た時の印象は、ただの薄暗く汚い街だった。

2005年3月、筆者は、軍事政権から外国人として2人目のカイン州への侵入許可を受け取り、ミャンマーのタイとの国境の街ミャワディを訪問した。目的は、首都（当時）ヤンゴンからミャワディまでの途中にある山岳道路に、日本の技術でトンネルを貫通できるかどうかを調査することだった。ミャンマー軍事政権は、閉鎖経済主義を実践していたため、外国企業や外国人旅行者の立ち入りは、原則としてヤンゴン以外は禁止されていた。特に、カイン州は、今でもミャンマー政府との内戦の和解が成立していない少数民族の地域であったために、軍事政権は外国人の立ち入りを厳しく制限していたが、軍事目的を兼ねたトンネル計画のために、我々には特別に許可が出た。

2度目に筆者がミャワディを訪問したのは、最初の訪問から8年が経過した時だった。この時のミャンマーは、すでに政治体制を軍事政権から民主主義に転換して経済開放に取り組んでおり、先進国から「最後のフロンティア」と呼ばれるまでになっていた。ミャンマーがすでに民主主義に移行し始めていた証拠に、出会った政府高官の多くが外国人のビジネスに興味を示していた。ミャワディの街では国境貿易が盛んになっており、活気があった。このミャンマーの変化を通じて、「アジアが確実に発展している」と肌で感じたと同時に、「これからASEANは、経済統合を経てどのように発展するのだろうか」という疑問が湧いた。そして、この疑問が、本稿のリサーチクエスションの基礎になった。

本稿は、多国籍企業による越境投資という分析視角を通じて、ASEANの経済統合によって国境周辺の経済が発展するとともに公害発生リスクが高まることを、工業化政策および環境政策の視点から論じたものである。

越境投資は、ある国の多国籍企業が隣国に国境を越えて行う投資であるため、国境、投資、そして越境という3要素が関係してくる。国境では、経済統合を通じて2国間貿易が自由になるとともに、2国間の政策が影響を及ぼしあうという状況が発生する。多国籍企業はこれらの条件を勘案して、投資の機会と判断した時に、越境するようになる。つまり、両国の

政策と多国籍企業の戦略目標とが一致した時に越境投資が成立する。そして、この越境投資に加速をかけるのが経済統合である。

経済統合は、EU（欧州連合）や北米の NAFTA などでは実現しているが、それぞれの地域で統合の意味や目的が異なる。EU は、国家統合までも目指して通貨も統一したが、NAFTA には先進国と中進国が加盟しており、統合時には越境投資に伴う公害発生リスクを低減する配慮がなされた。一方、ASEAN では域内に NAFTA より大きな経済格差があり、シンガポール、マレーシアのような先進国と比肩する経済力を有する国から、カンボジアやミャンマーのような後発開発途上国まで含まれている。このため、環境政策の実施能力にも大きな差があり、後発開発途上国が現状のままで大規模に越境投資による工場立地を受け入れれば、公害が顕在化する可能性が大きい。

本稿は、ASEAN 加盟国のうちタイと周辺国のカンボジアおよびミャンマーの国境を対象としているが、ここには中進国と後発開発途上国の経済統合という点で NAFTA とは異なる対策が必要となる。そこで、NAFTA における越境投資であるメキシコのマキラドーラの先行研究と比較しつつ、AFTA のあるべき工業化政策および環境政策を研究することとした。

本研究では次のリサーチクエスチョンを設定した。

「ASEAN の経済統合に伴う越境投資によって、タイ周辺国では国境地帯で公害が発生するリスクが高まるか？」

本稿の構成は、次の通りである。

第 3 章では、ケーススタディとしてタイ国境、ミャンマー側に立地する縫製工場をとりあげ、タイの最低賃金 300 バーツ政策が実施されたことによる効果についてアンケートとインタビューを実施した。続いて、越境投資と移民労働者の帰還によって工業団地が開発されることを契機としてその国が工業化を加速する上で、サポーター・インダストリーの育成が必要であることをメキシコにおける対外投資の事例であるマキラドーラに関する先行研究と比較しつつ論じた。

第 4 章では、タイ、カンボジアおよびミャンマーの工業団地における環境対策と環境意識の視点から、越境投資に伴う環境問題について考察した。まず、先行研究としてメキシコのマキラドーラにおける環境問題を文献研究し、インドの 6 州における工業団地でのインフラ整備状況と、日系工場における環境対策をヒアリング調査した。さらに、タイ、カンボジ

アおよびミャンマーの工業団地におけるインフラ整備の現状を比較分析することによって、ASEAN の工業団地における環境対策の現状をレビューした。

最後に 5 章では、総合考察として結論およびインプリケーション（含意）を示すとともに、ASEAN の経済統合については、NAFTA における経済統合の現状と比較することによって、AEC の進むべき方向を指摘した。そして、本研究の対象と限界を示すことによって、さらに研究を進めるための今後の課題を明確にした。

3. 越境投資による工業化

3.1 先行研究

3.1.1 概要

ASEAN では、2015 年末に加盟国間の関税を撤廃する AFTA を完成させて、域内の経済統合による貿易の自由化を目指している。各国間には経済格差が存在し、後発開発途上国ミャンマーの低賃金の労働力は、多くの FDI（外国直接投資）にとって魅力的となっている。

ミャンマーは、約 50 年間の軍事政権による支配を経て、2011 年にティエン・セイン首相（当時）の主導のもとに民主化による経済開放政策に方向転換を始めた。この経済政策によって、ミャンマー国内の少数民族として中央の軍事政権と長期にわたって対立を深めていたカレン族が多数を占めるカイン州も、国境地帯のミャワディを外国人への門戸を解放することとなり、ミャンマー、タイおよびベトナムを結ぶ東西経済回廊の完成による交通の活発化も期待されるようになった。

一方、経済発展が著しいタイは、2013 年に最低賃金 300 バーツ政策を打ち出した。このため、労働集約型産業は賃金の安価な周辺国に工場を移転してタイからオペレーションするという越境投資を検討している。既に、タイの東側のカンボジアやラオスとの国境では、「タイ＋1 戦略」と称して工業団地や工場の建設が進められている（カンボジア：ポイペト工業団地およびココン工業団地、ラオス：サバナケット工業団地）。

ミャンマー政府も対外直接投資を受け入れるべく、現在、海岸沿いティラワ、ダウエイおよびチャオピューの 3 ヶ所の SEZ（経済特区）を計画している。これらの SEZ では、海岸沿いで船舶による燃料の運搬が容易であるため、燃料による火力発電所を併設した EPZ（輸出加工区）として、大規模工場を呼び込んで輸出志向工業化を推進している。しかし、タイとの国境沿いに位置するミャワディ工業団地は山中にあるため労働力となる人的資源にも恵まれず、AFTA による免税や東西経済回廊によるインフラの整備が行われたとしても、経済発展にどれだけドライビングフォースとして貢献できるかが不透明である。

輸出加工区の研究は、1980 年に入ってラテンアメリカと東アジアの開発経験について多数行われている（Zhou, 2008）。これらは、ラテンアメリカや東アジアの開発途上国が「相対的後進性の優位（後発の利益）¹」を享受して成長しているために、西欧の国々とは異な

¹ Gerschenkron が提唱した仮説。これは以下の特徴がある。①後進国経済が工業化を開始するさいには、後進国が利用できる「技術のストック」が大きいほど、遅れて工業化をする国にとっては有利である。②後進国は、先進国との競争に直面して、もっと近代的で効

った経済成長の経路をたどっていることを示している。その中でも、東アジアの NIES²で活用された輸出志向工業化政策は、経済開発と技術的なキャッチアップによって経済成長に大きな成果をもたらしてきた (Hobday, 2003)。そして、これらの国々で活用されている輸出産業が、新たに最新技術を生み出していた。“東アジアとラテンアメリカの NIES の間にあ
る大きな違いは、輸出と輸入代替をいかにうまく組み合わせて工業化をすすめるかにある”
(Haggard, 1990)。

西欧諸国は製品や製造工程を新たに生み出しながら工業化を進めてきたので、彼らの技術は当時の世界最先端の位置にあった。したがって、輸入が学習の場とはなりえなかった。一方、現在の開発途上国は、輸入代替を基礎として、先進国の技術を学習し、模倣することによって工業化を進めてきた。そして、輸出を行うに当たっても、輸入が先進国の技術を学習する機会としても活用されたのである (Amsden, 1989)。

藤森は、アジア NIES の輸出において、輸出量の増加とともに国内調達が増加する一方で、輸入量の減少が見られることを報告している (藤森, 1978, 1990; 平田, 1978)。また、ILO and UNCTAD は、EPZ を分析して、後述するように輸出と輸入のライフ・サイクルを発見した。そして、それぞれの EPZ において、輸出と輸入の関係が工業化プロセスに与える影響が異なることを示した (ILO & UNCTAD, 1988)。さらに田島 (2006) は、EPZ と後述するメキシコのマキラドーラとの違いは、構成する下請産業 (サポーティング・インダストリー) の育成に対して、政府が介入するか否かという違いがあることを指摘した。一方、新古典派経済学のアプローチは、輸出志向工業化の過程において政府の介入を原則として否定している (絵所, 1997)。

この章では、ミャワディ工業団地の開発の現状を調査した結果に基づき、ここでの開発をミャンマーでの経済発展のドライビングフォースにするための可能性について論じる。そのために、ミャワディ工業団地の工業化政策について、メキシコのマキラドーラの経済発展過程を先行研究として分析を行う。

率の高い技術を選択する傾向にある。③後進国の工業化は、大規模生産と革命的な発展をともなう (末廣, 2000)。

² ラテンアメリカはメキシコおよびブラジル、そして東アジアはシンガポール、香港、台湾および韓国。

3.1.2 藤森の理論

藤森（1978）は、NIES 諸国における輸出加工区の変遷を研究して、輸出加工区のライフ・サイクル仮説を提唱した。この仮説は、‘輸出加工区という制度は「輸出促進」への移行期においては大きな意味を持つが、ある意味ではそれ自体の成功のゆえに、次第にその効果を失ってゆく’と説明しており、輸出加工区の役割の変遷をその発展の程度と経過時間で示している。

輸出加工区は、その本質が中間財を輸入し、完成品を輸出するという委託加工にあるため、全生産工程を輸出加工区に置くことは難しく、大部分は安価な労働力を活用した労働集約型工程が行われている。そのため、工業化の初期段階における問題が、輸出志向工業化や保税加工制度の成功によって解消してゆくのに伴って、その制度の存在意義は減少してゆく。

その理由は、第 1 に、国内の中間財・資本財産業の発展やこれらの産業と保税加工産業との連関が強化されることによって、投入財の国内調達が可能になれば、投入財を保税で国外から調達する意味が薄れること、また、投入財の国内調達が段階的に進んでいるときに、投入財輸入を優遇する保税加工制度は、一層の国内調達を進める上で障害とさえなりうることもある。第 2 に、輸出志向工業化や保税加工制度の成功によって経済発展が実現した場合、過剰労働力の減少や賃金の上昇によって保税加工制度を利用した労働集約型産業の輸出が徐々に比較優位を失ってゆくことがあげられる。（平田，1978）

3.1.3 ILO and UNCTAD の理論

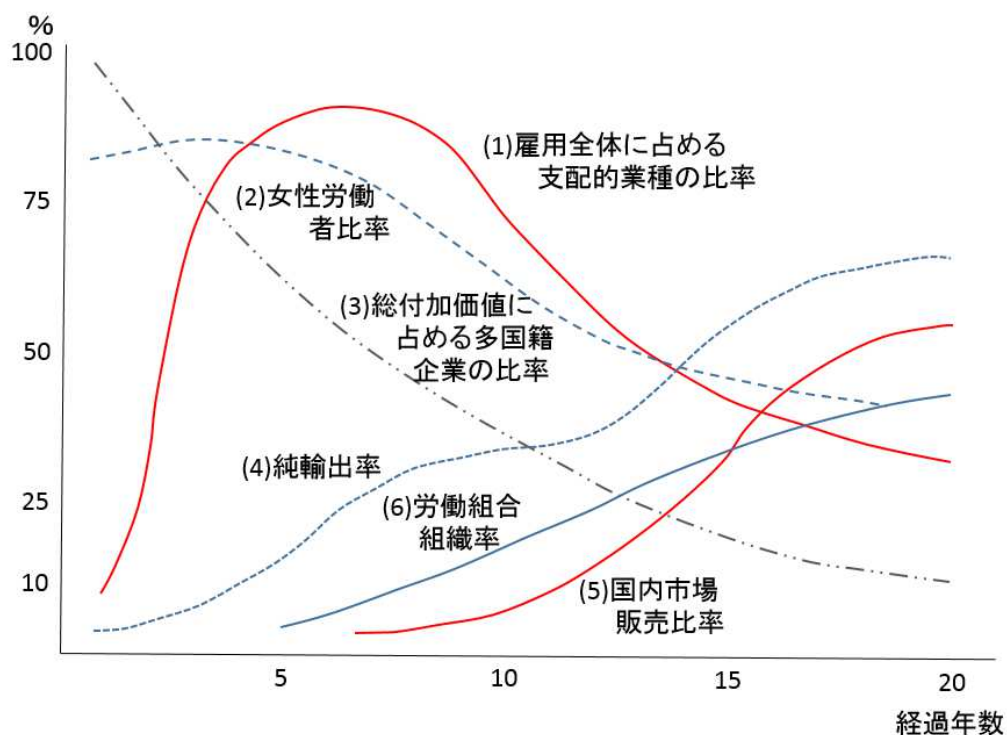
ILO and UNCTAD（1988）は、1970 年代初頭から 1980 年後半までの輸出加工区の発展を共同研究して、新しい輸出加工区のライフ・サイクル仮説を提唱した。‘特に雇用全体に占める支配的業種の比率は、輸出加工区の成立から上昇するが、5 年後くらいから増加する国内市場での販売比率が上昇するに従って、10 年から 15 年の間に突然の後退が始まり、徐々にその比率を低下させる傾向にある’という説である。さらに輸出加工区の成功によって完成した「飛び地」は、輸出加工区が成功すると保税加工制度が特定の区域からその全土で認められるようになり、やがて国全体が 1 つの巨大な輸出加工区を形成する「輸出加工国」が出現するという。

この理論では、(1)の雇用全体に占める支配的業種（電気、縫製および衣料）の比率が、開始 10 年を境に減少しており、輸出加工区における企業の操業にライフ・サイクルがあることを示している。しかし、このようなライフ・サイクルによって雇用全体に占める支配的

業種の比率が低下しているにもかかわらず、輸出量全体の金額は増加している。つまり、輸出加工区における輸出量および国内調達量は、経過年数に伴って増加するのに対して、輸入量は減少するのである。

図 1 は、輸出加工区における輸出量、輸入量および国内調達量の関係をグラフに示したものである。輸出加工区では、時間の経過に伴って輸出量は増加する傾向にあるが、これに伴って国内調達量が急激に増加するために、結果的に輸入量が低下する。輸出加工区で輸出志向工業化を推進するにあたって、投入財を輸入によって調達するのと並行して、国内調達による輸入代替工業化が推進されれば、国内調達量の比率が上昇し、結果的に輸入の比率が低下するということである。つまり、輸出加工区による輸出志向工業化とは、多国籍企業の技術を輸入代替工業化で学習することによって、自国の工業化に展開する政策（「複線型」輸出志向工業化）であるといえる（田島，2006）。その結果、輸出加工区では、後方連関効果が働くために、国内調達率が上昇する。

図 1 輸出加工区のライフ・サイクル



（出所）ILO & UNCTAD（1988）に筆者加筆

3.2 越境投資と移民労働者の帰還

3.2.1 ASEANにおける経済統合

(1) 経済統合

1960年代、東南アジアでは戦後独立した諸国間での地域紛争が続き、また共産主義に対する脅威が広がる中で、地域協力の要請が強まっていった。こうした政治的状況を背景に、1967年8月、タイ、シンガポール、フィリピン、マレーシアおよびインドネシアの5カ国の外相が「バンコク宣言」に署名することにより、ASEAN（東南アジア諸国連合）が誕生した。外相たちの宣言により設立されたという経緯からわかるとおり、ASEANは国際条約に基づく国際機関ではなく、加盟国の権利・義務を明記した条約をもたない緩やかな国際地域協力組織である。また、コンセンサスを重視することもASEANの大きな特色である（大野 & 桜井，1997）。

Balassa (1962)によると、経済統合³には5段階ある。①自由貿易地域（FTA: Free Trade Area）、②関税同盟（CU: Custom Union）、③共同市場（CM: Custom Market）、④経済同盟（EU: Economic Union）および⑤完全な経済統合（EI: Economic Integration）である。EUは④に該当し、NAFTAは②に該当するが、AFTAは①を目指すことになり、AFTAの経済統合は前二者に比較すると初期段階にあると言える。

図2は、AFTA（AEC）とNAFTAおよびEUにおける地域協力の比較である。AFTA、NAFTAおよびEUともに発足年は、1993年から1994年と同時期であるが、制度化の程度は、AFTAが低く、EUが高い。EUは、その創設を定めたマーストリヒト条約⁴を法的基礎としているが、NAFTAは、NAFTA協定と条約よりも拘束の緩やかな協定に法的基礎をおいており、AFTAにいたっては、枠組み協定とさらに拘束が緩い。また、EUは、通貨を統一して関税同盟として経済、社会および政治的分野において1つのまとまった国のように協力しているが、NAFTAの場合は、自由貿易地域として各国の存在を前提にして貿易、投資、労働および環境に関し

³ ①自由貿易地域では、加盟国間の関税（および量的な規制）は廃止されるが、しかし、加盟国以外の国に対しては、それぞれの国の関税は保持している。②また関税同盟は、同盟内での商品の移動に関して不利益な取扱は抑えられるほかに、非同盟国との貿易上の関税は均等に扱われる。③さらに統合が進んでいる共同市場では、貿易上の制限だけでなく、その活動に対する制限も廃止される。④経済統合は、各国の不均衡を原因とする不利益な取扱を取り除くために、各国間である程度の経済政策に同調をもたせて、商品や活動に関する制限を抑えるという面があり、この点で共同市場と区別される。⑤完全な経済統合は、通貨、財政、景気循環抑制に関して政策の統一を前提として、国家を超えた権限を設定して、その決定が加盟国を拘束する（Balassa, 1962）。

⁴ 欧州連合の創設を定めた条約（1992年2月7日調印）。

て協力しているのみである。AFTA（AEC）は、経済貿易の自由化を前提に各国の協力を勧めているが、それ以外の分野は具体的には実施が行われていない。

EU は加盟国間の文化がほぼ共通して経済格差も小さかったので、経済・社会・政治的に統合することによって制度化の相乗効果が期待できた。一方、言語、宗教、文化が多様で経済格差も大きい AFTA では、EU のような統合は当初から期待できず、各国の自主性を尊重した制度化の低い自由貿易地域の形態が選択されたのであろう。

先進国が地域統合した EU は、経済対策や政策においても世界の出来事に対応することができたし、先進国と中進国が経済統合した NAFTA は、米国という先進国のリーダーシップのもとで変化する世界経済に対応した。これに対して、途上国が中心となって形成した ASEAN は、ASEAN Way と言われる「内政不干渉の原則」と「コンセンサスによる意思決定」によって、約 20 年の年月をかけて各国の経済成長とともにゆっくりと AFTA という経済統合を完成させようとしている。

図 2 地域協力の比較

	AFTA (AEC)	NAFTA	EU
正式名称	ASEAN自由貿易地域	北米自由貿易協定	欧州連合
発足年	1993年	1994年	1993年
制度化の程度	低い	高い	非常に高い
法的基礎	ASEAN経済協力に関する枠組み協定	NAFTA協定	マーストリヒト条約
主要な目的・協力分野	経済・社会文化・政治安全	貿易・投資・労働・環境など	経済・社会・政治的統合
非加盟国への関税引き下げ	適用しない	適用しない	適用しない
労働移動の自由	なし	なし	あり
通貨統合	なし	なし	あり

（出所） 大野 & 桜井（1997）に筆者加筆。

（2）ASEAN

ASEAN（東南アジア諸国連合）は、東南アジア 10 カ国から構成される。原加盟国のタイ、インドネシア、シンガポール、フィリピン、マレーシアの 5 か国に、ブルネイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーの 5 カ国が加わった（図 3）。ASEAN は、ベトナム戦争の

拡大に対する近隣諸国の措置として、1967 年に安全保障機能の確立を目的として成立した。その後、石油危機や金・ドル本位制の崩壊などの経済情勢の変化に対応するために、ASEAN 諸国における地域連帯機能が強化されることによって、現在では経済・産業協力機能としての AFTA（ASEAN 自由貿易地域）に展開している（青木，2001）。

図 3 ASEAN 諸国



（出所）ASEAN-JAPAN CENTER ^{W1}。

ASEAN は、1967 年の設立以来、域内経済協力を進めており、2015 年には AFTA の完成による関税の撤廃と、それによる AEC（ASEAN 経済共同体）⁵が実現する予定である。この域内協力は、1993 年に開始された AFTA から活発に進められており、自動車メーカーを中心とする多国籍企業は、ASEAN 域内での主要部品の集中・分業生産と部品の相互補完流通により、生産を効率的に行っている。この集中生産と相互補完の拡大によって、多国籍企業とそのサプライヤー（多国籍企業グループ）も 1 次部品メーカー、2 次部品メーカーおよび素材メ

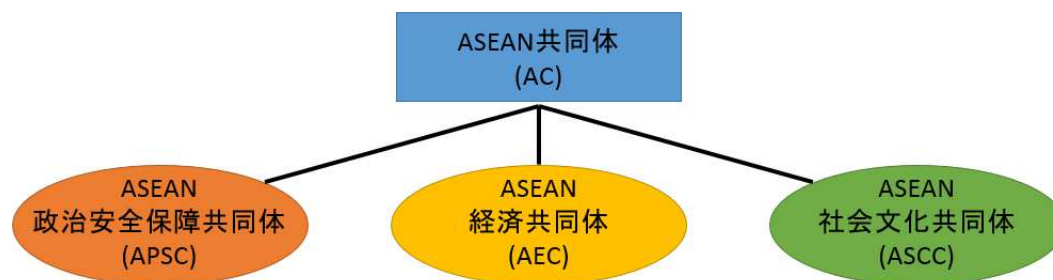
⁵ 2003 年の「第 2 ASEAN 協和宣言」で打ち出された、ASEAN 単一市場・生産基地を構築する構想（石川，2013）。2015 年 11 月 22 日の ASEAN 首脳会議において、2015 年 12 月 31 日に AEC が発足することが宣言された。

一カーを含めて、ASEAN における重層的な生産ネットワークに拡大している（石川，2013）。

（3） ASEAN 共同体

ASEAN は 2003 年 10 月の首脳会談で、「ASEAN 第二協和宣言」を採択し、政治安全保障・経済・社会文化の三本柱の協力を進める ASEAN 共同体（AC）の 2020 年の創設を宣言した⁶。具体的には、ASEAN 政治安全保障共同体（APSC）、ASEAN 経済共同体（AEC）、そして ASEAN 社会文化共同体（ASCC）という三種類の共同体を目指している（山影，2014）（図 4）。山影によると、ASEAN では 2015 年に AFTA が達成する予定であるが、その後の変化の方向性が明らかでないため、自己変革を目指すために 3 つの共同体を創設したのだという。

図 4 ASEAN 共同体



（出所）筆者作成

（4） AFTA

AFTA は、文化財や国際関連物資を除くすべての ASEAN 製品に対して、順次一定期間内に関税の引き下げを完了することを目的としており、各国の経済力に応じて関税 0%が適用されるスケジュールが適用されている。当初、AFTA の構築に参加した ASEAN6（インドネシア・マレーシア・フィリピン・シンガポール・タイ・ブルネイ）は、適用品目への課税が 2000 年までに 0%に移行するファーストトラックとそれ以外のノーマルトラックに分けて、1993 年から 2010 年までの 17 年間で適用品目に対する関税を完全撤廃した。

これに対して、AFTA の適用後に参加した新規 ASEAN 加盟国（ベトナム・ラオス・カンボジア・ミャンマー）は、各国ごとに適用品目のファーストトラックとノーマルトラックを規定して、2015 年までに関税の完全撤廃を目指している。この結果、2015 年に ASEAN 諸国で

⁶ AC のうち AEC については、2015 年 12 月 31 日の発足が決定したが、APSC および ASCC については、発足が未定である。

の関税が一律 0%になって経済統合が図られることになり、ASEAN 地域での横断的なビジネスが可能になる⁷（表 1）。タイを中心とした ASEAN の近隣諸国では、この横断的なビジネスを効率的に進めるために、東西経済回廊・南北経済回廊および南部経済回廊などの物流インフラの整備が着々と進められている。

表 1 AFTA における域内関税引き下げスケジュール

ASEAN 6(インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ)											
トラック区分	当初税率	93年	97年	98年	2000年	2002年	2006年	2008年	2010年	2015年	
ファースト・トラック	20%未満	0～5%への移行期			0%への移行期				0%		
	20%以上	0～5%への移行期				0%への移行期					
ノーマル・トラック	20%未満	0～5%への移行期			0%への移行期						
	20%以上	20%への移行期		0～5%への移行期		0%への移行期					
新規ASEAN加盟国(ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマー)											
国名・年				2003	2005	2006	2007	2008	2010	2015	2018
ベトナム	95年加盟	0～5%対象品目数最大化		0%対象品目数最大化		0%への移行期				0%	
		0～5%への移行期									
ラオス・ミャンマー	97年加盟	0～5%対象品目数最大化		0%対象品目数最大化		0%への移行期					
		0～5%への移行期									
カンボジア	99年加盟	0～5%対象品目数 最大化					0%対象品目数 最大化				
		0～5%への移行期						0%移行期			

（出所）青木（2001）

（5）AEC ブループリント

ASEAN は、2015 年末を目処に、AFTA として域内の関税撤廃を行うとともに、最終的には総人口約 6 億人の市場を前提とした AEC を構築する経済統合を目指している。AEC は、当初、2020 年の完成を目指していたが、台頭する中国やインドの経済成長が著しいため、2007 年 1 月の第 12 回 ASEAN 首脳会議⁸で、創設を 5 年前倒しして、2015 年の完成を目標とすることとした（石川、清水&助川、2013）。2015 年の AEC 実現を目指して ASEAN は、4 つの戦略目標である A 単一の市場と生産基地、B 競争力のある経済地域、C 公平な経済発展、および D グローバル経済への統合と、それを実現するための具体的な実施項目（コアエレメント）

⁷ ベトナムにおいては、一部 2018 年に関税 0%を目指す品目がある。

⁸ この会議では、AC（ASEAN 共同体）の創設を 2015 年とすることを決定した。

を明確にしている（表 2）。そして、2008 年から 2015 年までの達成状況を AEC スコアカードという形で進捗管理している（ASEAN, 2008）。そこでは、「ASEAN 経済大臣会合が特定した 2015 年内に実施すべき優先度の高い 506 措置」について 2008 年から 2015 年まで各項目の実施状況が評価され、2015 年 4 月現在、458 措置（90.5%）が完全に実施済みとなっている。但し、一部の措置については、2018 年の実施を予定しているために、2015 年末での完全達成には至らないことになる。

表 2 AEC のブループリント

戦略目標	コア・エレメント
A. 単一の市場と生産基地	① 物品の自由な移動 ② サービスの自由な移動 ③ 投資の自由な移動 ④ 資本のより自由な移動 ⑤ 熟練労働者の自由な移動 ⑥ 優先統合分野 ⑦ 食料・農業・林業
B. 競争力のある経済地域	① 競争政策 ② 消費者保護 ③ 知的所有権 ④ インフラ開発 ⑤ 税制 ⑥ 電子商取引
C. 公平な経済発展	① 中小企業 ② ASEAN統合イニシアチブ
D. グローバル経済への統合	① 対外経済関係 ② グローバル・サプライ・ネットワークへの参加

（出所）石川, 清水&助川（2013）

（6）ASEAN における経済格差

ASEAN 諸国の特徴としては、先進国と比肩する経済レベルにある国（シンガポール）から中進国、中所得国、低所得国および後発開発途上国（カンボジア、ラオスおよびミャンマー）が存在することであり、たとえばカンボジアとシンガポールの間には、50 倍以上の所得格差がある（図 5）。本研究で対象としているタイ、ミャンマーおよびカンボジアの 1 人あたりの GNI (GNI per Capita) から見ると、中進国として工業化が進んでいるタイ (USD 5,849) と、後発開発途上国に位置する周辺国のカンボジア (USD 885)、ミャンマー (USD 1,183) およびラオス (USD 1,511) でも、約 5 倍の経済格差がある。このため、タイの多国籍企業は、これら周辺国との賃金格差を利用した国際分業も検討している。

図 5 ASEAN 諸国の GNI per capita



(出所) UN data / A world of information ^{W2}.

3.2.2 タイの最低賃金政策

(1) 工業団地開発

1985 年に行われたプラザ合意の後、外国の FDI は安価なコストを求めて ASEAN に向けられるようになった。なかでもタイは、早期から IEAT (タイ工業団地公社) ^{W3} や民間企業が工業団地の開発を進めていたため、日本や欧米などの先進国による FDI が可能な状態となった。現在、タイの工業団地の大部分は IEAT が所有しており、その数は 56 ヶ所 に及ぶ ^{W1}。

これらの工業団地に投資した企業には、BOI (タイ投資委員会) による法人所得税、機械・設備の輸入関税および原材料輸入関税に対する恩典 ^{W4} が、7 分野、129 業種の投資奨励対象業種を対象にして定められており、中長期的な視野で投資を検討する FDI にとって一層のメリットとなっている。企業が進出する地域は、バンコクを中心に 3 つのゾーンに分けられ、そのゾーンによって恩典が異なる仕組みとなっている (ゾーン制)。当初、IEAT がバンコク近郊に開発した工業団地は、経済の発達とともに飽和状態となったため、遠方にも投資を呼び込むインセンティブとして BOI によるゾーン制が活用された。このゾーン制は、バンコク近郊の工業団地をゾーン 1 として、遠方に行くに従ってゾーン 2、ゾーン 3 と 3 段階に分けられ、減税・免税などのインセンティブはゾーン 3 が一番多く享受できる仕組みとなっている ⁹。

⁹ 2015 年 1 月 1 日から投資奨励制度が改正された。目的は、タイの産業の高度化であり、労働集約型産業の一部は新投資奨励制度の適用除外となった。ゾーン制も廃止された。

(2) 最低賃金 300 バーツ政策

バンコクの周辺では大学などの高等教育が発達しているため、マネージャークラスの間管理職や優秀な労働者の確保が可能である。高度な技術を必要とする製造業はバンコク周辺の工業団地に工場を建設するようになり、その結果、バンコク周辺の労働者の賃金も高額となった。そのため、ゾーン 1 の集積地に高額労働者が集中する傾向にある。表 3 は、タイにおける地域別の最低賃金を示す（表 3）。2011 年の最低賃金は、バンコクを中心とする地域では 215 バーツと唯一 200 バーツを超えているが、それ以外の地域では国際的な観光リゾート地で求人の高いプーケットを除くと、最低賃金は 100 バーツ台で、しかもバンコクからの距離に比例して最低賃金が低下している。そして、翌年の 2012 年には、プーケット、バンコクの 300 バーツを筆頭に 250 バーツ台に急上昇した。

これに対して、労働集約型産業は安価な賃金を求めてバンコクから距離のある工業団地に工場を建設する傾向にある。すなわち、ゾーン 3 に労働集約型産業が集積しやすいことを意味しているが、もう 1 つの要因としてタイの道路事情がある。戦後、タイの周辺国が植民地から独立した際に、政治体制として社会主義を選択したため、この状況に危機感を感じた米国が軍事用道路として無償援助で幹線道路整備が行った経緯があり、現在でも他の ASEAN 諸国に比較して道路が整備されている（柿崎 2002）。そのため、物流も比較的スムーズに行うことができ、バンコクから遠距離にある労働集約型工場の製品も容易にバンコク市内や輸出港のレムチャバン港¹⁰に運搬することができる。これによって遠方のゾーン 3 の集積地には、労働集約型産業が容易に進出可能となった。

2012 年 9 月 5 日、タイ政府はタイ中央賃金委員会が提出した最低賃金の全国一律 300 バーツ／日の法案を閣議承認して、2013 年 1 月 1 日から適用すると発表した。これにより、従来は安価な労働力を求めて B0I のゾーン 3 で操業していた労働集約型産業が、バンコクから遠方の地域で操業するメリットのうちで、最も重要視していた低賃金がなくなってしまった。ある地域では、過去 180 バーツ／日台で推移いた最低賃金が 2 年間で約 1.7 倍の 300 バーツ／日になることもあり、労務費が生産コストの主要部分を占める労働集約型産業の縫製工場では、新たに安価な労働力を求めてバンコクからの遠い国境周辺を開発する動きが加速し始めた。

¹⁰ タイで貨物取扱量が最大の港湾。

表 3 タイの地域別最低賃金（2011 年－2013 年）

No	数	適用地域(県)	ゾーン	最低賃金(月額): パーツ		
				2011年	2012年	2013年
1	1	ブーケット	2	221	300	300
	6	バンコク、ナコンパトム、ノンタブリー、パトゥムタニ、サムットプラカーン、サムットサコン	1	215	300	300
2	1	チョンブリー	2	196	273	300
3	2	チャチュンサオ、サラブリー	2	193	269	300
4	1	アユタヤ	2	190	265	300
5	1	ラヨー	2	189	264	300
6	1	バンカー	3	186	259	300
7	1	ラノー	3	185	258	300
8	1	クラビ	3	184	257	300
9	2	ナコンラチャシマ、プラチンブリー	3	183	255	300
10	1	ロブリー	3	182	254	300

(出所) Office of Parliament Secretary of MOL, Labor Economic Bureau and Office of Wage Committee のデータに筆者加筆

(3) 多国籍企業のフラグメンテーション

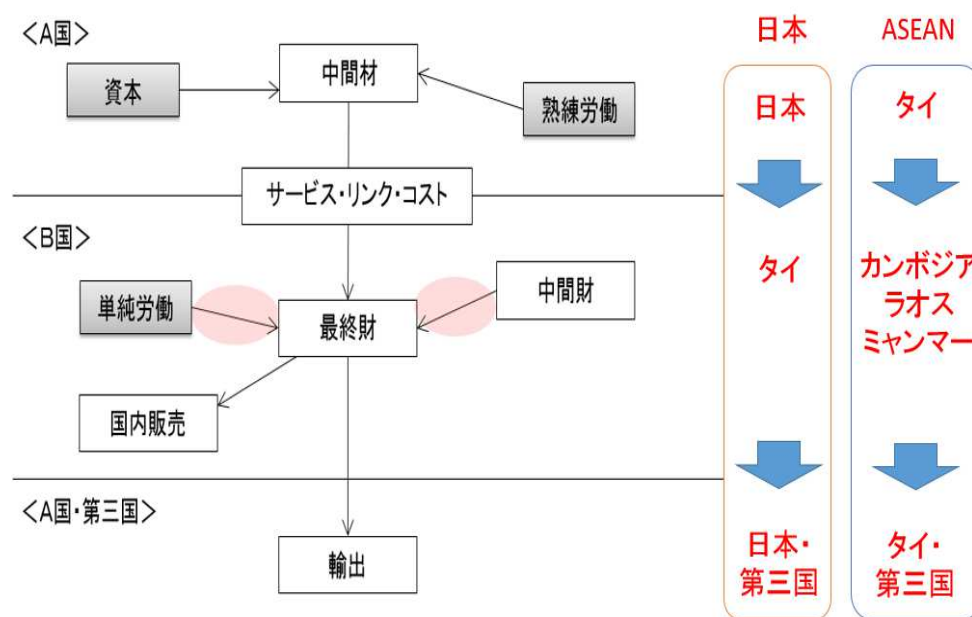
かつて日系の多国籍企業グループが ASEAN で国際分業を行っていた時には、日本での生産を中心としていたため、資本は日本で調達され、日本人の熟練労働者が精度の高い中間財を生産し、それがタイなどの ASEAN に輸出された。そこで組立などの単純労働が行われて完成品に仕上げられ、日本または周辺国に輸出するというビジネスモデルが成立していた。しかし ASEAN が成長して、タイが中進国に発展するとともに、熟練労働者が成長したことや、周辺の途上国が単純労働に可能な状況に発展したため、多国籍企業グループは、タイを中心にした国際分業を形成し始めており、周辺で生産工程の細分化（フラグメンテーション）が発生している（図 6）。

フラグメンテーションを進めるか否かの判断基準となるのがサービスリンクコスト¹¹で

¹¹ たとえば、工程と工程との間で技術的な情報や生産・発注数量、納期など、さまざまな情報を交換する必要があるが、情報通信費用もサービスリンクコストに含まれる。また、工程間で技術者が行き来したり、中間製品を輸送したりするための輸送費用もある。さらに、貿易には関税がかかったり、通関のための手続きに時間や費用がかかったりするが、これらの制度面にかかわる費用もサービスリンクコストである（石戸&伊藤，2010）。

ある。これは、物流にかかる税関費用などの諸経費だけでなく、労働費用や工場の建設費用も含んだ投資費用も考慮したものである。経済統合によって関税がゼロになるだけでなく、参入障壁が低くなるので、競合他社が新規にビジネスに参画する可能性が高まる。そのため、経済格差がある 2 国間では、サービスリンクコストが安価であるかどうかが越境投資の重要な要素となる。

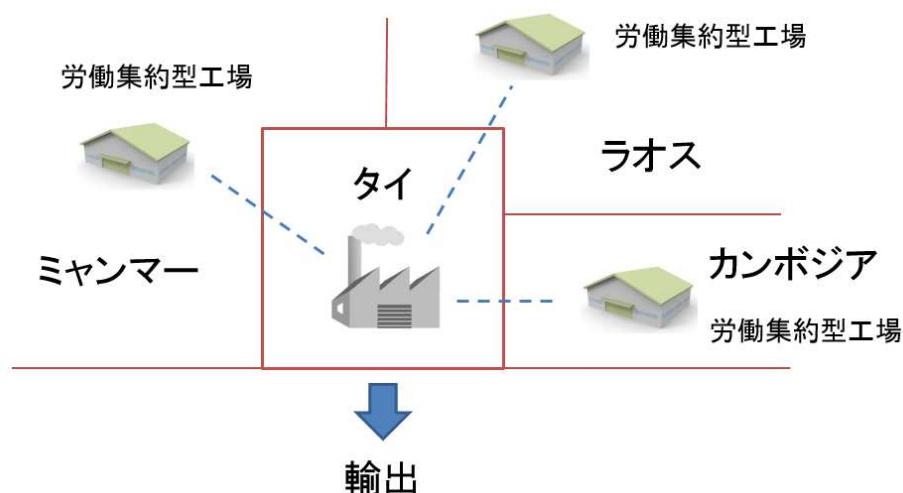
図 6 タイと周辺国のフラグメンテーション



(出所) 石戸&伊藤 (2014)に筆者加筆

中進国としてのタイは、経済発展が加速し、日系企業の進出も盤谷（バンコク）日本人商工会議所^{W5}に登録している企業だけで1,618社（2015年4月現在）と直接投資のための環境が整っている。そのために会社設立や投資のための情報収集が容易で、現地で設立された企業は資材を調達して中間財を製造することが可能となる。中間財の製造には高度な製造技術を必要とする場合があるが、タイには発展の過程で多国籍企業に育成された熟練動労者がいるために、このような製造も実現が可能となる。一方、生産工程のうち、従来はタイで行っていた労働集約型の比較的単純な作業については、さらに工程が細分化され、タイよりも賃金の安価なカンボジア、ラオスおよびミャンマーで製造が移転されて、最終の組み立て工程が行われるようになった。そして、タイに最終製品が集められて輸出されることになる。つまり、かつての多国籍企業における、「ジャパン（日本）・プラス・ワン」戦略は、今のASEANでは、「タイ・プラス・ワン」戦略に変わったのである（図7）。

図 7 タイ・プラス・ワン戦略による越境投資



(出所) 筆者作成

ASEAN でのフラグメンテーションを実現させることができた要因としては、経済統合の過程で進められたサービスリンクコストなどの貿易上のメリットと、タイを中心にしてミャンマー、ラオスおよびカンボジアを道路で連結した東西経済回廊や南北経済回廊などの物流事情、そしてタイの国境で行われている越境開発がある (Kida & Fujikura, 2015a)。この場合の越境開発は、経済格差のある隣国の 2 国間において、経済レベルの高い国の企業が、国境を越えて経済レベルの低い国へ投資を行うことを示し、タイと近隣諸国との関係においては、タイの多国籍企業が国境を越えて周辺国に FDI を行うことをいう。

(4) タイの周辺国

タイの周辺国のミャンマー、ラオスおよびカンボジアは、タイを包むように西側にミャンマー、北東部にラオス、そして東部にカンボジアが国境で隣接している (図 8)。これらの国の面積、人口および成人の識字率を比較すると、ミャンマーが他の 2 国、ラオスおよびカンボジアに比べて大きな潜在能力を持っていることが判る。ミャンマーは、面積では、ラオスの 3.7 倍、カンボジアの約 2.8 倍であり、人口では、ラオスの約 7.9 倍、カンボジアの約 3.6 倍である。また、ミャンマーの成人の識字率は、92.7%と非常に高く、後発開発途上国の域を越えて、タイの 93.5%と変わらない (表 4)。人口予想についても、ミャンマーは、2030 年までの労働人口 (15 歳から 64 歳) が増加する傾向にある (図 9)。つまり、面積、人口、労働力や識字能力の観点から考察すると、ミャンマーは、ラオスおよびカンボジアよりも投資先として大きな潜在能力を持っていることが判る。

さらにフラグメンテーションの観点からバンコクとの物流状況を考慮すると、カンボジアのようにバンコクとの距離が近いほど、時間および費用の面で安価なサービスリンクコストが期待できる。そこで本稿では、タイとのフラグメンテーションの対象として、ミャンマーおよびカンボジアを研究の対象とする。

図 8 タイの周辺国（ミャンマー、ラオスおよびカンボジア）



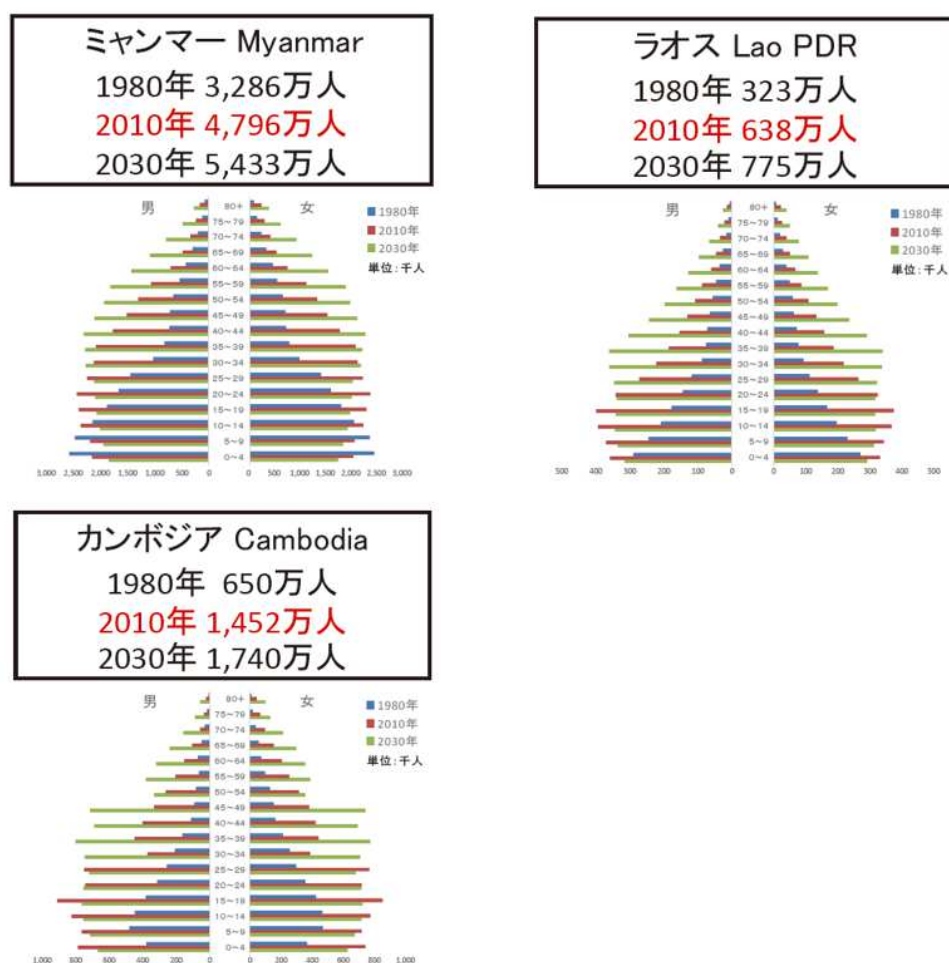
（出所）世界地図 <http://www.sekaichizu.jp/> に筆者加筆

表 4 ミャンマー、ラオスおよびカンボジアの比較

	ミャンマー	ラオス	カンボジア
面積（km ² ）	676,590	236,800	181,040
人口（2012年）	5,280万人	665万人	1,486万人
成人の識字率	92.7%	72.7%	73.9%

（出所）UNICEF Statistics ^{W6}: 外務省 政府開発援助 国別データブック ^{W7} より筆者作成

図 9 ミャンマー、ラオスおよびカンボジアの人口予想



(出所) ASEAN-Japan Centre (2014) より筆者作成

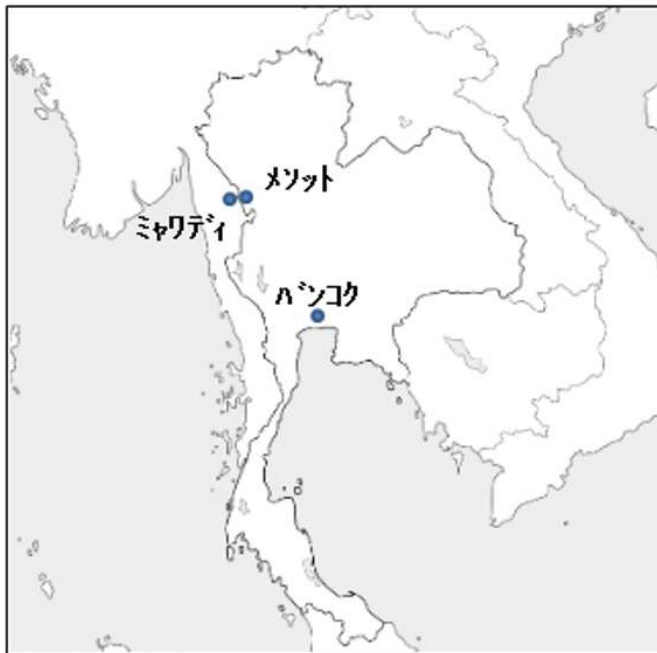
3.2.3 タイ国境における移民労働者

(1) メソットの縫製工場

タイとミャンマーの国境タイ側に位置するメソットは、約 300 におよぶ縫製工場が立ち並ぶ労働集約型産業のタイ側集積地である。タイの北西に位置しており、ミャンマーとの国境の町である(図 10)。このメソットの付近には、ミャンマーからタイ、ラオスを通じてベトナムに至る東西経済回廊があり、交通の要所となっている。また、アジア・ハイウェイの国道 105 号線から、南北経済回廊上の国道 1 号線を通じてバンコクにもつながっている(柿崎 2011)。ここに位置する工場で製造された製品は、バンコクの卸問屋またはマザー工場に一度収集され、レムチャバン港を経由して海外に出荷される。メソットには、日系商社の依頼を受けて衣料品を製造する地元の縫製工場もあり、製品は日本で M 社のセーターな

どの日用衣料品として我々の生活にも馴染んでいる。ただし、メソットは、工場を誘致するための工業団地として開発された訳ではなく、国境の街に立地条件を求めた縫製工場が集積して自然発生的に形成された工業地域である。

図 10 ミャワディ（ミャンマー）とメソット（タイ）のロケーション



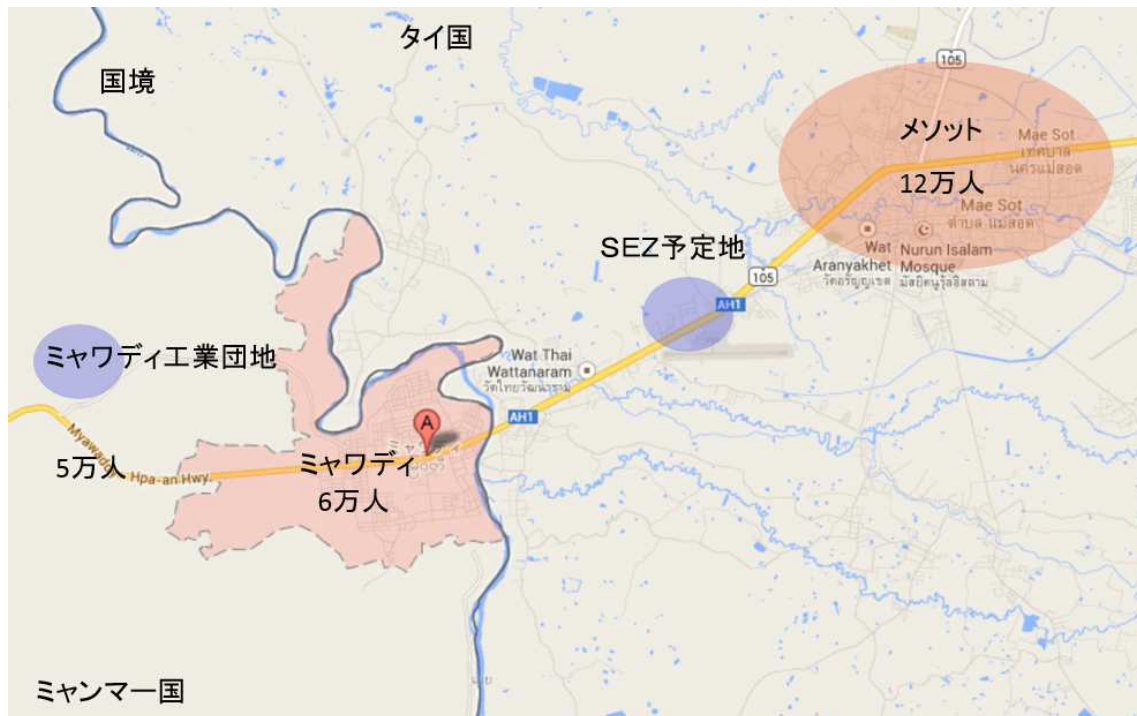
（出所）世界地図^{W8}に筆者加筆

メソットに労働集約型産業の工場を位置させる一番のメリットは、隣国ミャンマーからの労働者を容易に調達できることである（図 11）。国境の向かい側にはカイン州があり、ここから職を求めてタイに移り住む移住民が、重要な労働資源となっている。カイン州は、反政府運動政治組織の少数民族として、政府軍との間で長年の武装闘争を行っており、国境を越えてタイ側のメソット周辺のターク県に移り住む避難民が 10 万人以上いると推測されている。避難民には職を求めてメソットに移り住んだ者も多数存在し、今では労働集約型工場の労働力の大部分はミャンマー人労働者が占めるに至っている。つまり、メソットの主要労働力はタイ人ではなく、ミャンマー人による越境の移民労働者なのである。

メソットは経済成長が期待されるミャンマーを結ぶ物流の玄関口であり、豊富なミャンマー人労働者を容易に調達することが期待できるため、今後も労働集約型産業の集積地として発展する潜在性を有している。タイ政府は、2013 年 1 月 24 日に閣議でメソットを SEZ（経済特区）として開発するという法案を承認した。ただし、タイでオペレーションするローカル企業や多国籍企業は、300 バーツの最低賃金政策によって賃金上昇が予想されるタイ

側のメソットの SEZ よりも、コストダウンが期待できるミャンマー側のミャワディに魅力を感じ始めており、国境を超えた越境投資を計画している。

図 11 国境を挟んだメソットとミャワディ



(出所) 筆者作成

(2) ミャンマー人移民労働者

メソットから国境を超えたミャンマーの町ミャワディの位置するカイン州では、かつての内戦¹²のために多くの失業者が発生している。特に軍事政権下では、職のないミャンマー人の避難民が国土を離れて、周辺の隣国に逃れており、2012 年の調査では、タイには約 113 万人のミャンマー人移民労働者が存在するとある (Limskul & Taguchi, 2012)。メソットにいるミャンマー人移民労働者の大部分は、内戦を逃れてカイン州から避難した移民労働者で、カイン州が中央政府と内戦を繰り返しているために、中央政府からビザやパスポートの発給を受けることもできていない。タイでは正規の労働許可を受けることができないので、不法就労者として勤務している。このような不法就労者が、メソットの約 260,000 人の労働

¹² カイン州のカレン民族同盟とミャンマー中央政府との内戦は、2012 年に停戦となったが、世界最長期の内戦であった。カレン民族が居住する地域は、第二次世界大戦で荒廃した後、1949 年から内戦でさらに被害を受けた (South, 2011)。

者のうちおよそ 20,000 人を占めるといわれている（工藤，2010）。

（3） 移民労働者のステータス

2010 年 11 月に実施された新憲法に基づく総選挙によって、ミャンマーは約 50 年続いた軍事政権から民主主義へと経済開放に進んでいる。しかしながら、軍事政権下で貧困や職不足に悩んだミャンマー人は、職を求めてミャンマー国外に流出しており、民主化運動が盛んに行われたヤンゴン大学は、1988 年に軍事政権によって閉鎖させられたため、ミャンマーでの知識層の育成は実質停止した状態となった。そのため、高度な専門知識の習得や最先端の研究はミャンマー国内では困難となったため、これを希望する若者は必然的に海外に流出することになった。

カイン州では、少数民族カレン族によるカレン民族同盟がミャンマー政府からの独立を主張して内戦を繰り返していたが、2012 年 1 月に新政権と停戦合意に至った。内戦の過程でカイン州の住民は、戦火を逃れて国境を越えてタイ側のメソットに移住していた。彼らの大部分は出国の際にミャンマー政府から証明書を入手することができないため、タイでも正式な労働許可を取得することができなかった。そのため、不法就労者として縫製工場などの労働集約型工場に勤務している移民労働者の割合が、メソット周辺には多い。

タイにおける外国人労働者の法的ステータスには、4 種類のタイプがある（伊藤，2010）（表 5）。①入国・滞在・就労が合法で合法的移民労働の全手続きを経て就労している労働者（合法的移民労働者：パターン 1）、②入国・滞在は合法だが、就労資格を得ていない労働者（パターン 2）、③正規入国後、滞在期間を超えて不法滞在・就労している外国人（パターン 3）、そして④不法入国したまま滞在・就労している外国人（パターン 4）である¹³。一般には①の合法的移民労働者以外はすべて不法就労者である。不法就労者に対してタイ政府は、一定の書類を申請して移民労働者登録を実施した場合に、滞在の許可を与えることにしており、そうすることで移民労働者による雇用を確保しようとしている（半合法化）。ただし、この場合、不法就労者は労働許可証を取得する必要があり、その費用が発生する。本稿におけるミャンマー人移民労働者とは、上記の①②③④の全てを示し、このうち不法就労者は②③④を示す。

¹³ 合法入国とは、パスポートや国境通行証（border pass）などの渡航文書を用いてタイに入国することをいう。

表 5 タイにおける外国人労働者の法的ステータス

例	入国	滞在	就労
パターン1 合法的移民労働の全手続きを経て就労している外国人	合法	合法	合法
パターン2 入国・滞在は合法だが、就労資格を得ていない外国人労働者	合法	合法	不法
パターン3 正規入国後、滞在期間を超えて不法滞在・就労している外国人	合法	不法	不法
パターン4 不法入国し、そのまま滞在・就労している外国人	不法	不法	不法

(出所) 伊藤 (2010)

合法ミャンマー人移民労働者がタイに滞在して勤務するために要する手続き費用は、年間 25,800 バーツ (2008 年現在) で、現在のドル換算では約 USD 774 (2013 年 10 月時点: 1 バーツ=USD 0.03) となる。これを経営者が政府に先払いして給与から天引きする場合、毎月の負担額は約 USD 65 となる。一方、ミャンマー人不法就労者が半合法の手続きを経るために政府の支払いに要する費用は、年間 3,800 バーツ (2008 年)、1 年間約 USD 114 で毎月の負担額は約 USD 10 となる。また、半合法でない不法就労者が、就労のためにエージェンツに支払う費用は、年間 3,000 バーツ (2008 年) となり、この場合でも毎月約 USD 8 の負担は強いられる。このように、ミャンマー人がタイで就労する場合には、何らかの形で滞在、就労を維持するための費用が発生し、この金額は給与の大きな部分を占めることになる。

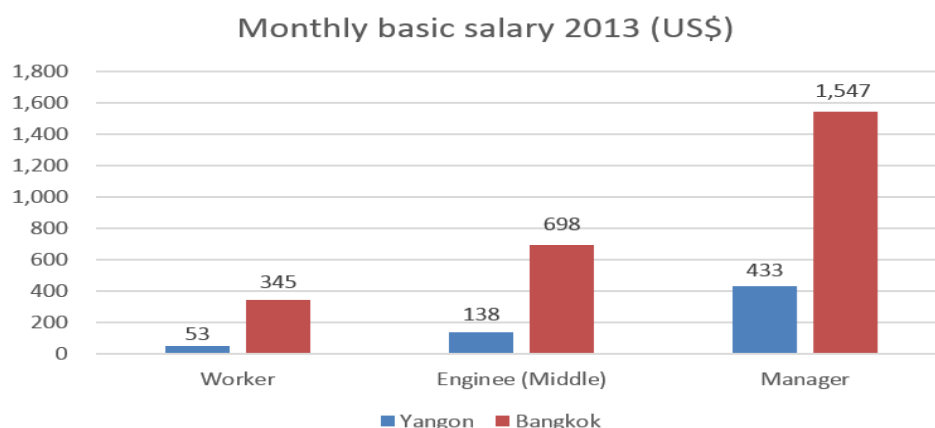
(4) 安価な労働力

2013 年の JETRO (日本貿易振興機構) のデータによると、タイの製造業・作業員の平均賃金が USD 345 に対して、ミャンマーの製造業・作業員の平均賃金は USD 53 とタイの約 7 分の 1 との報告がある (JETRO, 2013b)。

ヤンゴン (ミャンマーの商都)、パーン (カイン州の州都) およびバゴー (カイン州の商都) で縫製工場を営んでいるローカル企業経営者 M 氏¹⁴にインタビューしたところ、ミヤワディ工業団地の労働賃金は、ヤンゴンとほぼ同額という回答があった。ヤンゴンとバンコクの月額基本給には、ワーカーで約 1/7、中間技術者で約 1/5、そして中間管理職で約 1/4 の格差があるが、これがそのまま、タイ・ミャンマー国境を挟む地域の賃金格差になってきた (図 12)。

¹⁴ M 氏は、ミャンマーのヤンゴン、パーンおよびバゴーの 3 都市で縫製工場を営んでいる (インタビュー日: 2013 年 9 月 5 日)。

図 12 ヤンゴンとバンコクの月額賃金比較



(出所) JETRO (2013b) より筆者作成

(5) 移民労働者の帰還

その一方で、2011 年に経済開放してからミャンマーの物価水準は上昇している。たとえば、外国人出張者が容易に認識できるミャンマーの物価上昇の指数としては、ホテルの宿泊料金がある。軍事政権下の 2005 年当時に 1 泊 USD 60 であったヤンゴンの S ホテルの宿泊費が、経済開放後の 2013 年には USD 200 は下らない状態になっている。

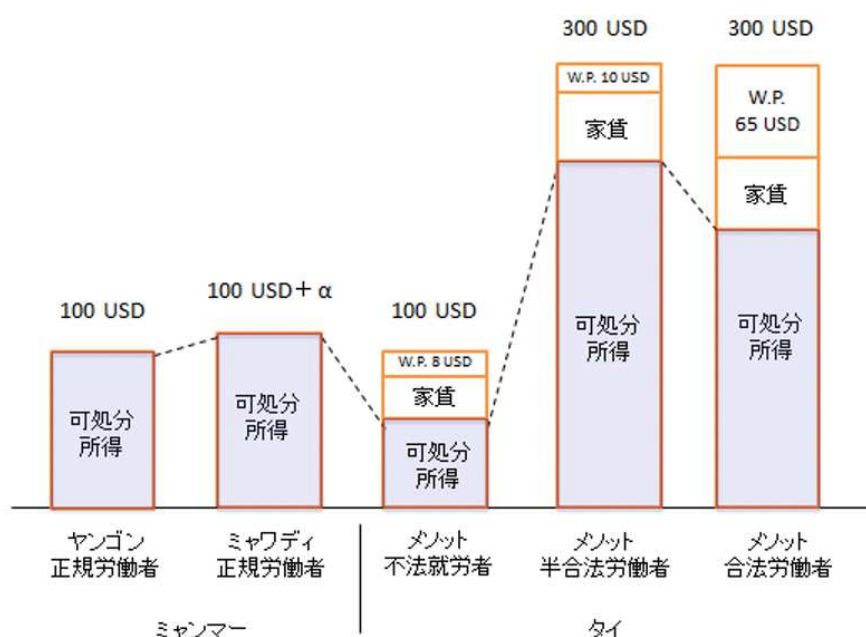
2013 年、ミャワディ工業団地を施工している建設会社の取締役 (Director) に、メソットのミャンマー人不法就労者とミャワディのミャンマー人労働者の賃金をヒアリングしたところ、その比率は 2:1 の割合という回答があった。彼によると、ミャンマーは諸経費がタイに比較して安価で、滞在のための諸費用が不要であるために、給与がタイの 50% でも不法就労者は雇用さえあれば帰還するという (S 氏¹⁵, 2013)。これは、ミャンマーの物価高騰によってタイとミャンマーの賃金が接近している現状も考慮しての意見であるが、依然としてタイの賃金がミャンマーの賃金を上回っていることには変わらない。また、M 氏にヤンゴンとパーンの労働者の賃金をヒアリングしたところでは、「両者の賃金の差異は無い」という回答を得た。つまり、ヤンゴン、パーンおよびミャワディのワーカーの賃金には差異がない。ただし、「現状でもヤンゴンとミャワディの中間に位置するパーンで労働力の不足が発生して、賃金の上昇が予想される。将来的にはパーンの労働力は、タイの不法就労者も視

¹⁵ S 氏は、ミャンマーのヤンゴンを本社とする建設会社の取締役である。彼は、実際、ミャワディ工業団地の建設現場で労働者を雇用して賃金を支払っている。(インタビュー日：2013 年 9 月 6 日)。

野にいれる必要があるため、パーンの賃金はヤンゴンよりも高くなる場合がある」という。この傾向から考えると、パーンよりもさらにタイに近いミャワディではさらに賃金を上昇させなければ労働力を確保できないことになり、タイにおけるミャンマー人不法就労者よりもミャワディ、パーンの労働者の賃金が高くなる可能性もある。

図 13 は、ミャンマーとタイの縫製業におけるミャンマー人労働者の月額給与の比較である。ここでの可処分所得とは、給与から家賃と就労を維持するために必要な費用を控除した残額をいう。家賃は、合法労働者や半合法労働よりも不法就労者のほうが低いとの意見であった（S 氏， 2013）。W.P.（労働許可）は、文献からミャンマー人労働者がタイで就労する場合の形態に応じて、合法ミャンマー人移民労働者の場合は月額約 USD 65、半合法ミャンマー人移民就労者の場合は月額約 USD 10、ミャンマー人不法就労者の場合は月額約 USD 8 とした。

図 13 ミャンマーとタイの縫製業におけるワーカーの月額給与の比較



（出所）筆者作成

ヤンゴンの縫製工場で勤務している労働者（女性）は、食費に 2,000 チャット（2013 年 10 月時点：1 チャット＝USD 0.001）が必要との回答があった（T 氏¹⁶、2013）。ドル換算で USD 2/日となり、1 ヶ月で約 USD 60 が必要な計算となる。工場側は、この費用をカバーで

¹⁶ T 氏は、生産指導のために日本の繊維商社から M 氏の経営するヤンゴンの縫製工場に派遣されている日本人アドバイザーである（インタビュー日：2013 年 10 月 12 日）。

きる給与として、生活給 30,000 チャットに生活補助として 30,000 チャットを加算した計 60,000 チャット (USD 60) を基本給として支払い、これに残業を加算して平均 USD 100 の給与を支払っている。

以上から判断すると、可処分所得が最も多いのは、タイにおいて半合法的な手段で就労しているミャンマー人労働者であることになる。就労を維持するために必要な費用が、合法的なミャンマー人労働者よりも低額に抑えることができるからである。これに対して、可処分所得が最も低額なのが、タイにおけるミャンマー人不法就労者であることになる。

T 氏にヤンゴンとパーンの縫製工場の労働者についてヒアリングしたところ、労働者の大部分は女性で、平均年齢は約 26 歳であり、ほとんど全員が自宅からの通勤者であった。彼女らは、国内で勤務しているために就労者手続きに要する費用は不要であり、自宅からの通勤であるために家賃が不要となる。この状況をミャワディに当てはめると、タイの不法就労者と同額の給与をミャンマーに帰還してからも得られた場合には、可処分所得はタイで働くより大きくなる。これに、ミャンマーの物価がタイの物価よりも低いことを考慮すると、労働者の可処分所得を通じた満足度は更に向上することになる。

ミャンマー人の若年女性の理想は、自宅の近くで親と一緒に生活することであり、高い賃金のために親元を離れようとする習慣があるとはいえない。しかもミャンマー人不法就労者の場合には、水産加工業、皮革産業などの労働環境が必ずしも良いとはいえないので、彼らは少しでも良い環境を求めて自国に帰還する。つまり、ミャンマー人の不法就労者が自国に帰還することを検討する場合、給与面ではたとえ月額がタイよりも低いとしても、可処分所得や労働環境の満足度が高い場合には帰還することになり、家族などのその他の条件を考慮すると更に帰還の可能性が高くなるといえる。その上、現実の給与の額面でも、将来的にミャワディの正規労働者のほうがメソットの不法就労者よりも高くなることが予想されるため、可処分所得の視点から分析すると、ミャンマー人の不法就労者はより一層自国に帰還する可能性が高くなるであろう。

(6) メソットの縫製工場

次に、タイ国境における縫製工場の実態を調査した。外国企業に越境投資の意思を確認するため、メソット地域の縫製工場ではヒアリングを行った。メソットには、約 300 ヶ所の縫製工場が存在しており、約 20,000 人のミャンマー人移民労働者（不法労働者を含む）が働いている。(Limskul & Taguchi, 2012)

インタビューした企業は、香港に本社を置くタイの現地法人である（表 6）。この会社では、組織の階層が人種で分かれており、経営層が香港在住の中国人 2 名、管理職はタイ人 30 名、そしてワーカーはミャンマー人が約 700 名であった。主要な取引先は、香港、日本および上海の企業であった。社長の L 氏は、ミャンマーへの越境投資は考えていない（L 氏¹⁷, 2014）。タイの国境地帯には多数の移民労働者がミャンマーから出稼ぎに来ており、タイ側で既に安価なマネジメントを実施できているとのことであった。ただし、最低賃金 300 バーツの法律は、遵守していると回答した。

表 6 メソットの香港企業

会社名	T社
1. 設立	2009年
2. 業種	縫製業
3. 従業員数	経営層 2名（香港系中国人） 管理層 30名（タイ人） ワーカー 700名（ミャンマー人）
4. 主要取引先	香港企業 2社 日本企業 2社 上海企業 1社
5. 面談日	2014年02月18日
6. 面談者	L 氏

（作成）筆者作成

次に、同工場に勤務しているミャンマー人労働者にアンケート調査をした（表 7、表 8）。ワーカーの 90%以上が女性であり、対象は女性ワーカー3 名（20 歳台 1 名、30 歳台 2 名）である。ミャンマー人ワーカーは、女性が大部分で、給与の一部をミャンマーの家族に仕送りをしている。彼女たちは、縫製工場に隣接する寄宿舍に居住しており、食料も一部は会社から支給される。月額給与は、職歴に応じて 10 年以上が 10,000 バーツ以上、10 年に満たない場合は月給として 5,000 バーツから 10,000 バーツということである。5,000 バーツを得ているという具体的な回答もあった。ワーカーたちは、給与のうち食費などの必要経費を控除した金額を、ミャンマーの家族に仕送りしている。ほとんどは、家族のためにタイでやむを得ず勤務しているため、機会があれば家族のもとに帰還して同居したいと考えている。

¹⁷ L 氏は、タイの国境で縫製工場を経営している香港企業の社長である（インタビュー日：2014 年 2 月 18 日）。

表 7 メソットの移民労働者に対する質問表

Questionnaire

Date: _____

Please answer the questions and check ☒ in the boxes.

ကျေးဇူးပြု၍ မေးခွန်းများကို ဖြေဆိုပြီး၊ အထဲမှ လေးဒေါင်းခွက်တွင် အမှတ်တံဆိပ်မှိတ်သားပါ။

Personal (ကိုယ်ရေးအချက်အလက်)

1	Name အမည်	[Signature]			
2	Company ကုမ္ပဏီ (သို့) စက်ရုံ	[Signature]			
3	Sex လိင် (သို့) မ	☐ Male လိင်	☒ Female မ		
4	Age ဘယ်နှစ်	☐ 10-19	☒ 20-29	☐ 30-39	☐ 40- Year(s)
5	Career လုပ်ကိုင်မှု	☐ 1-2	☐ 3-5	☐ 5-10	☐ 11- Year(s)
6	Family အိမ်ထောင်	☐ Yes		☐ No	
7	Stay နေထိုင်မှု	☐ 1-2	☒ 3-5	☐ 5-10	☐ 11- Year(s)

Salary - လုပ်ငန်းစာ

8	Salary (Monthly) လစာ - လစဉ်	☒ 5,000- 5,000- (Amount)	☐ 10,000- 10,000- တစ်သောင်း	☐ 15,000- 15,000- တစ်သောင်းငါးထောင်	☐ 20,000- 20,000- တစ်သောင်း	BART BART
---	--------------------------------	--	--	--	--	--------------

(出所) 筆者作成

縫製工場の社長は、最低賃金 300 バーツ／日の給与支払いの法令を遵守していると回答していたが、ミャンマー人ワーカーのインタビューでは月額給与 5,000 バーツであった。月 4 日の休暇を除いた 26 日を稼働日とすると、最低賃金 300 バーツ／日であれば月給として少なくとも 7,800 バーツは支給されるはずで、これに残業代を含めると 8,000 バーツから 8,500 バーツになる。社長の回答が正しいとすれば、両者の差異は、次のように解釈できる。

タイの縫製工場がミャンマー人などの移民労働者を国境地帯で雇用する場合、工場経営者は、寮などの住居を提供することを条件とする。そして、雇用の際にワーカーに対して、寮費に関して「家賃が無料」で、しかも食材の補助もあると伝える。するとワーカーは、家賃がなくて寮に住むことができ、少しではあるが食材補助もあるので、戦火のカイン州に比べて好条件と判断し、メソットに留まることを選択する。彼女たちの多くは、正規の労働許可を取得していない不法就労者なので、タイで職にありつけるだけで満足している。一方、工場は役所へ、実際の支払賃金に寮費などの福利厚生費を上乗せして申告する。これにより、名目上は最低賃金の 300 バーツを表面上遵守したように装う。こうして、人件費の申告額を水増しすることで利益の申告額を少額に抑え、税額を抑えている。

このようにして、国境で縫製工場を経営する香港企業は、タイに留まり、全国一律最低賃金 300 バーツ政策を不当に活用して利益を生むことができる。あえて言語や文化の異なるミャンマーに越境投資するまでの動機は、このような企業には発生しないことになる。タイ

の労働者を保護するために公布された最低賃金 300 バーツ政策は、一見、経営者には不利な政策に見えるが、国境近くでミャンマー人移民労働者や不法就労者を雇用している香港企業にとっては、逆に非合法的な節税を行う機会を提供する政策になっている。国境では、不利益をもたらすはずの最低賃金政策が、経営者には不法な節税を行う機会となっているのである。

一方で、ミャンマー人移民労働者は、現状に満足している訳ではなく、もし自国ミャンマーに職があるならば、帰還して正規労働者としての選択肢を希望している。

表 8 メソットの移民労働者の回答

	ワーカーA	ワーカーB	ワーカーC
1. 性別	女性	女性	女性
2. 年齢	20-29歳	30-39歳	30-39歳
3. 職歴	1-5年	6-10年	11年以上
4. 家族との同居	無	無	有
5. 滞在年数	3-5年	1-2年	
6. 給与(月あたり)	5,000-10,000	5,000-10,000	10,000以上
7. 家賃(月あたり)	無	無	無
8. エージェント費用(月あたり)	無	無	5,000-10,000
9. 食費(月あたり)	5,000-10,000	5,000-10,000	
10. ミャンマーへの帰還の意思	有	有	有
11. 帰還希望の理由	家族との同居	家族との同居	お金
12. 帰還での希望給与(月あたり)	無	無	10,000以上
13. ルームメイト数	2名	1名	2名(家族)
14. 部屋の設備		バス	
15. 工場への通勤手段	徒歩	徒歩	徒歩

(出所) 筆者作成

(7) 多国籍企業の CSR¹⁸

会社の評判に配慮したレピュテーション・マネジメント¹⁹を実施している企業には、不法就労者を積極的に雇用する動機はなく、むしろリスクとして認識されている。かつて、ナイ

¹⁸ 企業活動のプロセスに社会的公正性や環境への配慮などを組み込み、ステイクホルダー（株主、従業員、顧客、環境、コミュニティなど）に対しアカウンタビリティを果たしていくこと（谷本，2004）。

¹⁹ コーポレート・レピュテーションは、企業の内的な問題—組織構造、文化、歴史、ビジョン・戦略、リーダーシップ、職場環境、経営実践—が株主、債権者、一般生活者、顧客、サプライヤーの眼に映った社会的事実の反映である。このコーポレート・レピュテーションの管理をレピュテーション・マネジメントという（櫻井，2005）

キは、海外の子会社が不法就労者を雇用していることが判明したために、顧客が不買運動を行い、大規模な損失を被ったことがあった（谷本，2004）。海外の多数地域で営業活動している多国籍企業は、コンプライアンスの低い途上国で子会社や関連会社が行った行為であっても、コンプライアンスの高い先進国で、その行為が受け入れられずに、結果的に経営に影響を与えることがある。つまり、コンプライアンスや CSR（企業の社会責任）を意識している多国籍企業は、メソットに投資して不法就労者を雇用するのではなく、越境してミャワディ工業団地で、タイから帰還したミャンマー人労働者を正規労働者として雇用することを選択するであろう。

2014 年にトヨタのサプライヤーは、タイを中心としたフラグメンテーション経営を実践するために、周辺国の国境付近にある工業団地のポイペト（カンボジア）やサバナケット（ラオス）を調査した。そして 2015 年 3 月には、関連企業の豊田通商(株)がポイペトに工業団地を開発することを発表した²⁰。2015 年に実現する AFTA は、このような多国籍企業の越境投資に対してドライビングフォースとなるだろう²¹。結局、CSR を遵守するタイの多国籍企業は、安価な労働力を求めてミャンマーのミャワディに越境投資するが、これによって地域の雇用創出にも貢献することになる。現状のカイン州には労働力が十分あるとはいえないが、メソットから帰還した移民労働者を正規労働者として雇用することによって、多国籍企業はミャワディ工業団地での労働力不足を充足する。

3.3 越境投資による開発

3.3.1 ミャンマーの経済政策

(1) ビルマ式社会主義

ミャンマーは、1962 年の軍事政権時代にネーウィン将軍によってビルマ式社会主義を実施するようになった。軍が実質的な権力を握り、国有化政策を進めて、民間企業が国有企業として再編成されていった。しかし、経済は一向に向上せず、これに加えて 1972 年頃から

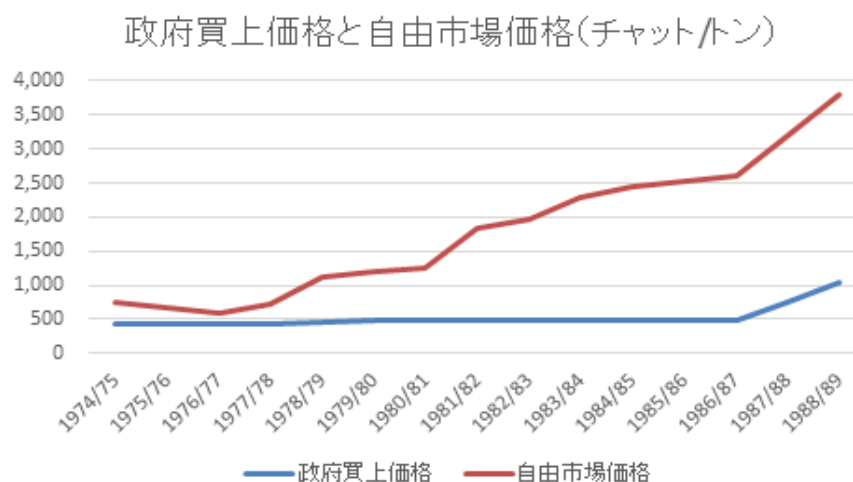
²⁰ サンコー・ポイペト経済特区（日本経済新聞、2015 年 03 月 31 日）。

²¹ 一方、タイに進出している香港企業の経営者は、筆者がインタビューしたところによると CSR に関心がないように感じた。この企業は、おそらく今後も、タイとミャンマーの国境付近で不法就労者を雇用して工場を運営してゆくのだろう。このケースは、企業が一般に CSR に興味がない場合に、どのようなオペレーションを行うかを示す良い例となった。CSR に基づいた社会責任の有無が越境投資を判断する要素となっているというケースは、将来のミャワディ工業団地の多国籍企業の間においても、同様にみることができるだろう。

インフレが進行したため、国民の不満は高まっていた。そこで軍政府は、1974 年の総選挙の結果を受けて、ネーウィン大統領を中心とした軍政府の民政移管を実施し、1974 年から 1994 年までの 20 年間を対象とする 4 カ年計画を開発計画としてスタートさせた。

4 カ年計画では、第 1 に農業漁業などの一次産業を発展させ、輸出を拡大させること、第 2 にこれらの産業を基礎に消費財工業および輸入代替工業を振興させること、第 3 に鉱業資源を基礎に重工業を確立させることの優先順位を定めていた（西澤，1998a）。この計画の特徴は、農業の輸出によって外貨を稼ぎ、それで消費財などを輸入して、国内の産業を発達させるというところにある。そして、国内の工業化は農業の発展次第という状況であった。しかし、政府による籾の買上価格は、自由市場（ヤミ市場）で売買されている市場価格に比較して低く、さらに、悪天候による凶作に見舞われて国内の農業は十分な外貨を稼ぐには至らなかった（西澤，1998b）（図 14）。そして、外資はさらに欠乏し、日用品のような完成品だけでなく、資材の輸入まで困難にさせて、国内の国有および民間企業の発展を阻害するまでに至った。

図 14 ビルマ式社会主義での政府買上価格と自由市場価格



（出所）西澤 （1998b）より筆者作成

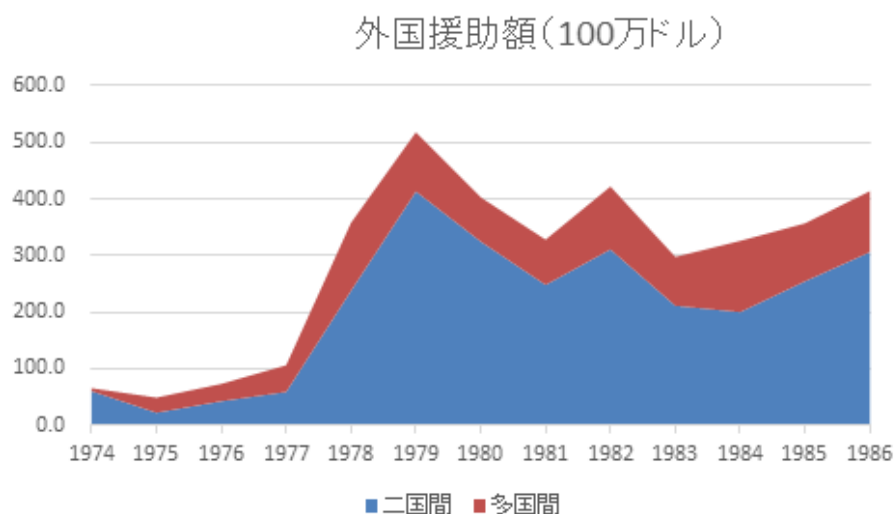
（2） 外国援助

米輸出が大幅に低下したことによって外貨が欠乏したネーウィン政権は、自力発展を放棄して、外国による援助を強化して開発を進めた。1960 年代に排外主義的な政策を強く打ち出して、外国からの政治的・経済的・文化的影響を切断してきた政権は、あくまでも援助を政府間の ODA（Official Development Assistance: 政府開発援助）と国際機関による公

的援助に限定し、民間による FDI は原則として認めなかった。援助額は、第 1 回ビルマ援助国際会議が完了した 1978 年から増額されて、二国間援助が約 70%、多国間援助が約 30% となっていた（図 15）。援助対象は公共投資が大部分であり、サポーター・インダストリーなどの民間企業の育成は建設業などの狭い業種に限定されていた（西澤, 1998a）。

こうして外国援助によって経済を立て直そうとしたネーウィン政権であったが、経済成長率が 1985/86 年の 2.8% から 1986/87 年の -1.1% にマイナス転落したため、結果的に国連への最貧国申請を余儀なくされた。その後、民主化を求める活動が活発になったが、それを武力で抑圧した軍事政権に対する国際批判として、外国諸国は援助凍結を実施した。この期間、貧窮したミャンマー（ビルマ）では、自国だけで工業化を進める能力が低かったことや、および外国製品を輸入しながらその技術を学習する機会がなかったことから、サポーター・インダストリーの育成は、2011 年の経済開放まであまりなされていなかった。

図 15 ミャンマーにおける外国援助額



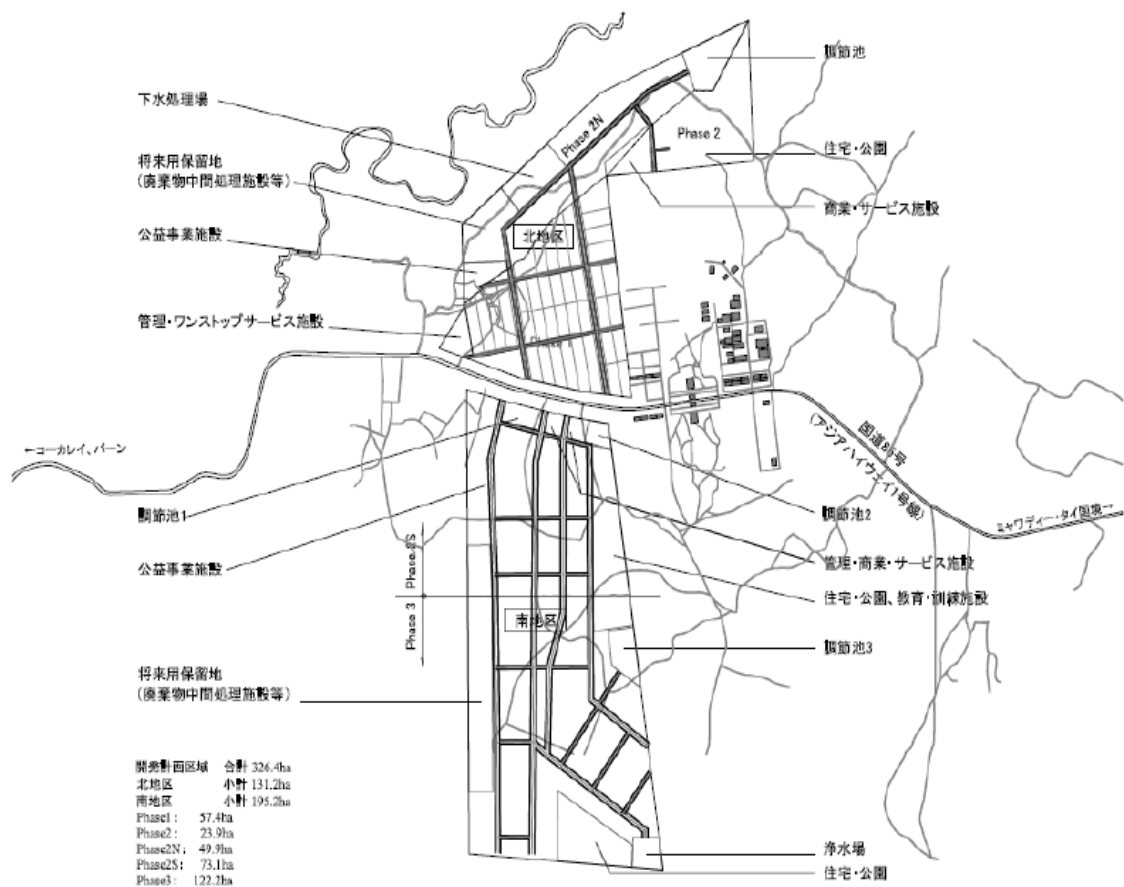
（出所）西澤（1998a）より筆者作成

3.3.2 ミャワディ工業団地

(1) ミャワディ工業団地の概要

ミャワディは、面積が約 3,000 平方キロメートルで、人口は約 68,000 人の小さな町である。このミャワディのタイとの国境から約 15km のミャンマー側に、カイン州政府が「ミャワディ工業団地」を計画しており、フェーズ 1 として DDI（国内直接投資）専用の北地区が開発されている（図 16）。

図 16 ミャワディ工業団地 平面配置計画



(出所) 経済産業省 (2014)

カイン州知事の Z 氏 ²²(2014) によると、州政府が開発したミャワディ工業団地に誘致する産業は、ミャンマーに本社を有するローカル企業が中心であり、大部分は縫製工場などの SME (中小企業) とのことである。縫製工場は、建設費用が安価であり投資が容易なこと、製造工程に必要な大型機械設備が不要であること、電気・上下水道などのインフラ設備が簡易な方法で運営が可能なこと、そして多数の労働者を雇用するために雇用創出効果が大いというのが理由であり、即効性を重視した対策である。カイン州によるミャワディ工業団地はミャンマーのローカル企業が誘致対象であり、外国企業による FDI は現在のところあまり考えられていない。

²² Z 氏は、カイン州の知事で、ミャワディ工業団地の開発も主導している (インタビュー日: 2014 年 2 月 13 日)

(2) 越境投資の必要性

ミャンマーの経済と工業の発展状況を考えると、以下の理由からローカル SME だけを立地させても、十分な雇用と経済効果を発揮することは期待できない。すなわち、ミャワディ工業団地開発計画のフェーズ 1 では、57.4ha（北地区）が開発されることになっているが（経済産業省、2014）、団地内で工場敷地が占める有効敷地面積を 50%とすると、工場の使用面積は 28.7ha となる。入居する縫製工場の平均敷地面積を 4,000m² とすれば、フェーズ 1 による開発地域の入居率を 100%にするだけでも、縫製工場が約 70 ヶ所必要となる。現在のミャンマーの経済力で、商都ヤンゴンから約 450 km 離れた国境のミャワディに、70 の国内工場を投資することは困難である。フェーズ 1 を十分に活用するためだけでも、FDI が不可欠である。

ミャワディ工業団地に直結するアジア・ハイウェイ 1 号線は、タイの無償資金で整備が進められ、ミャワディ・バンコク間（約 490km）はすでに物流が可能となっている。ミャワディ工業団地で製造した製品は、道路整備が完了していない自国のミャンマー国内を通じて商都ヤンゴンに運搬するよりも、ミャワディから国境を越えて隣国タイのバンコクへ輸送する方がはるかに容易になっている²³。タイとの市場を考慮に入れると、ミャワディは、沿海部に計画されているティラワ、ダウエイおよびチャオピューの 3 SEZ より、地理的に優位な位置を占めている。外国企業や多国籍企業がミャワディ工業団地に労働集約的な組立加工工場を建設すれば、ミャンマーの安価な労働力を活用したオペレーションが可能となる。将来的に電気・電子部品や自動車部品など付加価値の高い業種の工場が立地すれば、サポーターリング・インダストリーへの技術移転を通じて、一層大きな経済効果が期待できる。加えて、タイが導入した最低賃金政策が、ミャンマーの労働コストの優位性をさらに高めている。カイン州周辺からのミャワディへの労働人口の移動のみならずタイに滞在する移民労働者の帰還も加わることで労働力の確保が可能となれば、ミャンマー政府の政策次第で、ミャワディ工業団地は同国の工業化に大きく貢献する可能性を秘めている。

(3) インフラ整備状況

ミャワディ工業団地周辺は、タイの無償資金協力によって幹線道路の舗装工事が完了

²³ 経済産業省（2014）によると、ミャワディからヤンゴンへの物流において山岳地帯であるティンガンニーニョとコーカレイ間に、ミャンマー政府がバイパスを建設中とのことである。このバイパスが完成すれば、ミャワディ・ヤンゴン間の物流も検討が可能となる。

しており、タイから国境を経て約 18km の地点までは物資の運搬には支障がない整備状況である（経済産業省，2014）。この舗装道路の途中に両国の税関が設置され、東西経済回廊のミャンマー側の窓口となっている。工業団地は税関に隣接した場所に建設されているので、将来的には工業団地に搬入する材料やそこで完成した製品の輸出に関する税関処理は、ワンストップでサービスが可能となる。現在のところ、州都パーンからミャワディまでの道路には一部山岳地域があつて、物流が困難であるため、ミャワディの工業団地で生産された製品はパーンからヤンゴンへの経路を経由しないで、タイ側のメソットからバンコクを経由して海外へ輸出する計画が検討されている²⁴。

労働集約型産業が集積する工業団地では、縫製工場のように機械施設が小規模であれば、電力需要は限られる。工業団地内に大型の発電施設を調達する必要がないため、工場の規模によっては施設内の自家発電施設でも需要を満たすことが可能である。水も大量に使用しないため、初期の段階では地下水のくみ上げでも可能となる。汚水も化学物質を過度に使用しない場合が多いため、排水処理施設、産業廃棄物施設にしても簡易な施設で対応が可能となる。

電力事情が良くないミャンマーにおいて、雇用創出の即効性があるのは労働集約型産業であるため、ミャワディ工業団地の政策は現状のミャンマーのインフラ事情を考慮すると理にかなっている。但し、そうであるならば、工業団地に投資する企業はミャンマーの国内企業でも良いが、軍事政権下で産業育成が行われていなかったためにそれだけの資金力のある企業は少ない。また、米国を中心とした欧米諸国による経済制裁が長期に続いているため、多国籍企業による FDI もあまり実施されていない。そのため、ミャワディの工業団地を本格的に発展させるためには、タイでオペレーションを既にしている企業が越境投資を行うことが必要であり、これによってはじめて雇用が創出される。

3.3.3 メキシコにおける越境投資

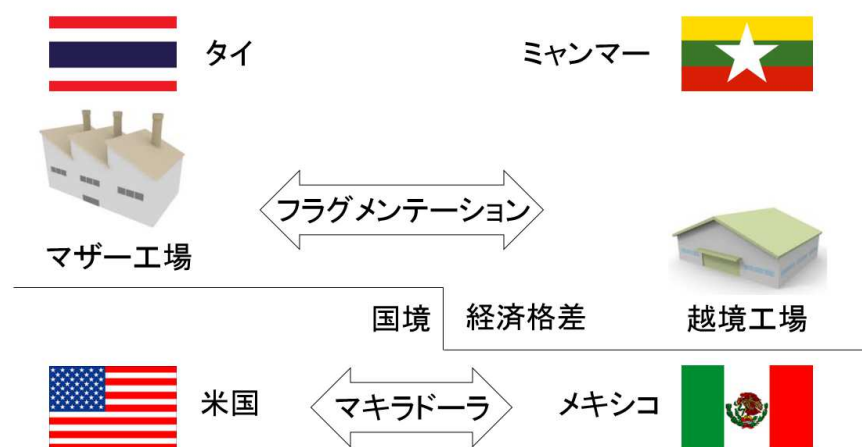
(1) 多国籍企業による越境投資

ミャンマーの工業団地は、電力供給、上水施設、排水処理施設および産業廃棄物処理施設などのインフラ施設の整備が十分とはいえないため、ミャワディ工業団地では労働集約型産業の集積地として活動が予定されている（経済産業省，2014）。しかし、今後、ミャンマ

²⁴ 走行実験の結果、メソットからアユタヤ（バンコク北部）までは 7 時間 45 分、ミャワディからヤンゴンまでは 10 時間 10 分（JETRO，2015）であった。

一においてインフラ施設が発達したならば、ミャワディ工業団地においても、労働集約型の縫製工場だけでなく、電子部品や自動車部品のようなハイテク産業の工場を惹きつけることが可能となる。最低賃金 300 バーツ政策でタイにおける価格競争力が低下している現状を踏まえれば、インフラの条件さえ合えば、物価や賃金が安価なために建設費用等の初期投資やオペレーションコストを抑えることができるミャワディ工業団地への投資を企業は検討するかもしれない。但し、物流の条件を考慮すると、ミャワディ工業団地からヤンゴンを経由するよりも、国境を越えてバンコクを経由してレムチャバン港から輸出するほうが費用と時間の面で短縮が可能となるため、ミャンマーの工場はあくまでもバンコク周辺のマザー工場を中心とした生産工程のうちで、労働集約型工程を請け負う分工場としての位置づけとなる。つまり、ミャワディ工業団地の工場は、タイのフラグメンテーション製造の一環として組立工程などの労働集約型産業を請け負う越境工場という位置づけになるであろう。このような工場の形態は、メキシコにおけるマキラドーラと同様のオペレーションと解釈することができる（図 17）。

図 17 フラグメンテーションとマキラドーラの形態



（出所）筆者作成

(2) メキシコのマキラドーラ

タイ・ミャンマー国境における越境開発の形態は、1960 年代の米国とメキシコ間のマキラドーラに類似する（図 18）。ここで、マキラドーラについて解説を行いたい。

1900 年前半から米国では、メキシコから農業分野での日雇い労働者を受け入れていた。しかし、1964 年に米国がメキシコ人出稼ぎ労働者受け入れ政策の打ち切りを発表し、出稼ぎ労働者の失業がメキシコの深刻な問題となった。そこで 1965 年にメキシコ政府は、メキ

シコと米国の国境沿いに輸出保税加工地区を設立し、雇用促進、外貨獲得などを目的にして、輸入原材料・半製品は免税、輸出製品には付加価値分のみ課税という優遇措置を講じ、外国資本誘致による雇用の創出を図った。この制度を利用してメキシコに投資した輸出保税加工形式の工場がマキラドーラ²⁵であり、多くは米国資本であった。

図 18 メキシコのマキラドーラ



(出所) Taguchi & Tripetch (2014)

メキシコの労働力は米国に比較して安価であり、税制面で優遇措置を受けることができたため、工場がマキラドーラの指定を受ければFDIは外国企業にとって有益であった。そして、米国への輸送コストを抑えるため、マキラドーラは米墨（メキシコ）国境沿いに発達した。メキシコは国境沿いに米国企業を誘致することにより、メキシコの雇用創出と不法就労者の帰還対策を進めることができた。米国企業にとってもメキシコの安価な労働力は魅力的であったため、労働集約型産業が中心になってマキラドーラへの投資を進めた。マキラドーラは、2000年のNAFTA（北米自由貿易協定）の適用により輸出保税加工形式の工場が撤廃されることになるが、形成時の特徴としては、輸出保税加工地区の制定と労働集約型産業による雇用創出の2点があげられる。

輸出保税加工形式とは、保税地域内において原材料・半製品に対する輸入関税を免税し、製品加工後の製品に対する輸出関税を付加価値税のみ対象とする免税制度である。これによりマキラドーラの指定を受けた企業は、安価な労働力で生産した付加価値分のみ関税

²⁵ マキラドーラは国境に設置された地域を指すのではなく、税の減免措置を受けた工場を意味する。

を支払うことになり、コストを抑えることができた。この労働集約型産業は、工場建設に必要な電気、水道など施設が比較的簡易であるために早期に投資が可能であること、多数の労働者を雇用するために雇用の創出効果が大きいことなどを考慮すると、マキラドーラの設立目的であるメキシコにおける出稼ぎ労働者の失業対策に合致した。つまり、マキラドーラは、メキシコ側に保税で保護された労働集約型の産業集積を建設することによって、米国で失業している出稼ぎ労働者をメキシコに帰還させるための雇用創出手段として有効であった²⁶。

(3) アジア NIES における輸出加工区の発展過程

ミヤワディ工業団地に免税制度が適用された場合、隣国からの越境投資が加速されることが予想される。このような免税制度が適用された場合、多くの工場が労働集約型の生産工程を通じて中間製品を製造し、原材料から製品を扱うことや最終製品の製造は行っていないのが普通である。

免税制度は、2 種類のカテゴリーに大別することができる。1 つはアジア NIES で開発された輸出加工区で、もう 1 つがマキラドーラである（田島，2006；谷浦，2001）。輸出加工区は、免税の対象が許認可を受けた「地域」であるため、この地域に立地している工場は課税を免除されることになる。これに対してマキラドーラは、許認可の対象が「工場」であるため、課税を免除される対象は特定の地域内に限定されない。

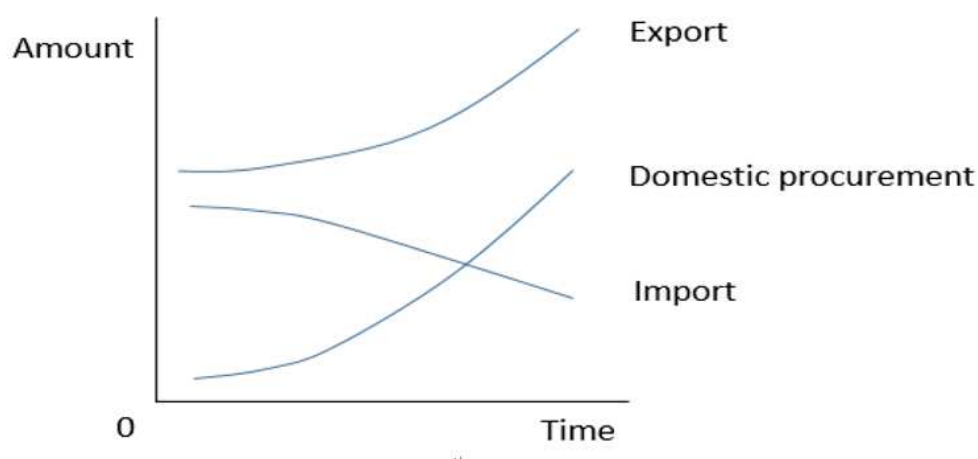
ILO and UNCTAD は、輸出加工区の特徴として「典型的な輸出加工区におけるライフ・サイクル」を記述した（ILO & UNCTAD, 1988）。この理論は、輸出加工区における輸出量、輸入量および国内調達量の変化を示したものであり、時間の経過に伴って輸出量が増加するとともに国内調達量はさらに大きく増加するために、結果的に輸入量は減少するというものである（図 19）²⁷。輸出加工区でこのような状況になるのは、輸出加工区を実践した国々が政策として輸出志向工業化政策を推進すると同時に、輸入代替工業化戦略を推進するので、国内の企業が成長して国内調達率が上昇し、徐々に輸入に頼る割合が減少するからであ

²⁶ ただし、現時点のタイ・ミャンマー間の越境開発において、輸出保税加工形式の工場、つまりマキラドーラについての政策は発表されていない。

²⁷ 韓国の輸出加工区における組立工場の国内調達の割合は、1972 年 13%から 1977 年 32%に上昇し、台湾では、1967 年 5%であった国内調達の割合が、1978 年に 27%に上昇した。また、シンガポールでは、国内調達率は、概ね一定であるが割合は高く、1972 年に 40%であったが 1977 年に 45%となり、1979 年には 43%となった（Wilson, 1992）。

る。これは、輸出加工区の成長とともに、国内の企業が成長していることを意味している（藤森，1978, 1990；平田，1978；田島，2006）。アジアの NIES では、このように政策主導で、多国籍企業の生産工程で材料供給を請け負う国内企業のサポーター・インダストリーを成長させることに成功したために、結果的に越境投資が経済成長のドライビングフォースとなった。

図 19 輸出加工区における輸出、輸入および国内調達の変化



（出所）筆者作成

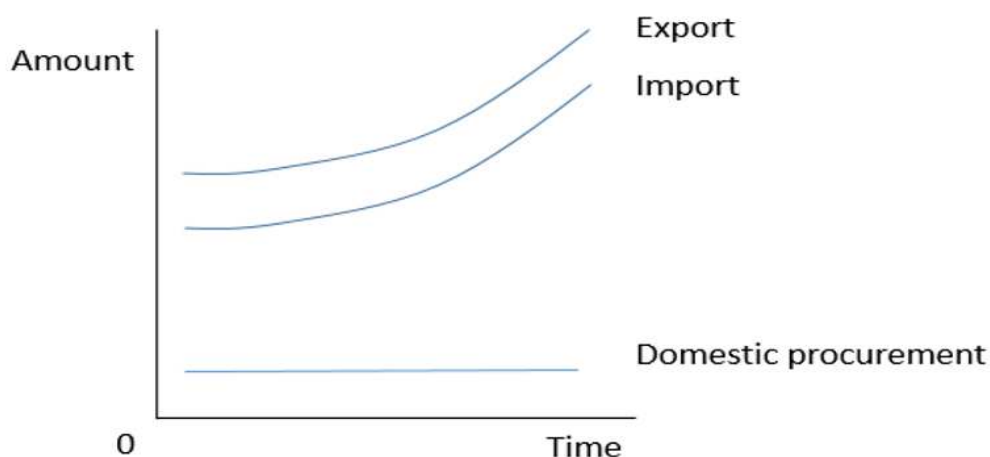
（4）メキシコにおけるマキラドーラの発展過程

メキシコのマキラドーラは、輸出加工区を適用した国々に比べて国内の市場が完全に成熟しているわけではなかった。そのため、輸出量の増加にともなって輸入量は増加したが、国内調達量は増加しなかった²⁸（図 20）。Watanabe（1983）は、マキラドーラにおいて国内調達率が増加しない理由を、1) ローテクノロジーによって引き起こされた生産能力の不足、2) 資金不足、3) 供給資材不足、4) 高い技術を保有している労働者の不足、そして 5) 品質、コストおよび生産効率に関する考慮不足としている。これらの理由に加えて、Wilson（1992）は、マキラドーラと国内企業との情報による関連性の少なさを指摘している。メキシコ国内にマキラドーラ工場に必要な中間財を供給するためのサポーター・インダストリーがあまり存在しなかったことが原因であり、そのためにマキラドーラは、アジア NIES の輸出

²⁸ マキラドーラでは、1980 年の輸出額と輸入額は、それぞれ USD 2,519 百万と USD 1,747 百万であったが、1994 年には USD 26,269 百万と USD 20,466 百万であった。この結果、輸出に占める輸入の割合は、この期間で 70%から 77%に増加していることから、国内調達率は 30%から 23%に減少していることが判る（田島，2006）。

加工区のような越境投資が経済成長のドライビングフォースとなるような発展過程を経ることができなかった。つまりマキラドーラでは、メキシコにサポーティング・インダストリーを育成する政策がなかったために、工業化の発展に伴った波及効果を得ることができなかったのである。

図 20 メキシコのマキラドーラにおける輸出、輸入および国内調達の変化



(出所) 筆者作成

(5) ミャワディ工業団地の発展の可能性

ミャワディ工業団地の免税地域は、発展過程でマキラドーラのような段階を経ることは期待できるが、NIES の輸出加工区のような段階を経ることは期待できない。その理由は、ミャンマーには、サポーティング・インダストリーが生産するような中間財に対する需要がないことにある。しかし、もしミャワディ工業団地が、輸出加工区とマキラドーラのそれぞれの特徴を上手く学び、サポーティング・インダストリーを育成することができれば、ミャンマーの経済成長に貢献することができることを意味している。メキシコにおける初期のマキラドーラは、縫製、靴、皮革製品などのローテクノロジーの産業集積であった。しかし、メキシコ政府がマキラドーラを輸出志向工業化戦略の手段として活用し始めてからは、輸送機器、電化製品、電子部品および付属品、自動車部品などのハイテクノロジーの産業が進出し始めた。1985 年には、ローテクノロジー産業の割合は、縫製（7%）、皮革製品（2%）と小さくなり、これに対してハイテクノロジー産業の割合は、輸送機器（28%）、電子部品（23%）および電化製品および付属機器（25%）と大きく成長した（田島，2006）。

一般に、ハイテクノロジー産業の大型工場は、大容量の電力や水道および材料を使用する

ため、これらの工場の進出を促すためには、電力、上水供給、排水処理および産業廃棄物処理施設などのインフラ施設の充実が不可欠となる。さらに、ローテクノロジー産業からハイテクノロジー産業に産業集積の特徴を変更するためには、明確な政府による政策の後押しが重要となる。マキラドーラの場合、輸入代替工業化から輸出志向工業化への政策の転換はあったが、国内のサポーティング・インダストリーに対する育成や援助が、明確に政策として実行されていなかったために、結果的にマキラドーラが発展がなかなか国内調達の上昇につながらなかった。

これに対して、アジア NIES の輸出加工区の場合は、政府が国内のサポーティング・インダストリーに対する援助を明確に政策として実行しており、その結果として中間財の輸入代替が成功して、国内調達が上昇した。これは、アジア NIES の政府が輸出加工区で輸出志向工業化戦略を実践するだけでなく、国内調達を上昇させるために、輸入代替工業化戦略をも実行したことを意味している。国内のサポーティング・インダストリーが成熟することが、経済発展を推進するためのドライビングフォースになるのである。

(6) ミャワディ工業団地の優位性

ミャンマー政府は、ティラワ（日本の官民による開発）、ダウエイ（ミャンマー・タイの合同資金による開発）およびチャオピュー（中国資金による開発）の3つの大工業団地に対して、優先的に SEZ 許可を与えようとしているが、ミャワディ工業団地には、今のところこのような動きはない。政府は、ミャワディ工業団地をタイと隣接した軍事的に重要で敏感な地域と認識している²⁹。そのため、ASEAN のメンバーとして経済統合のためにミャワディ地域の国境を開放したが、多国籍企業をミャワディ工業団地に招聘することや、外国人労働者に国境を出入国するような労働許可を与えることに対しては、慎重になっている。これに加えて、カイン州の内戦も完全に解決された訳ではない。

もし中央政府がミャワディ工業団地にマキラドーラの認可システムを導入した場合、投資家は、工場単位でマキラドーラの認可を取得することになり、中央政府は認可段階で治安に関して安全と思われる企業だけを選別することができる。この方法ならば、中央政府で工業団地の許認可を担当している MIC（ミャンマー投資委員会）も、ミャワディ工業団地の運営を認めやすいであろう。つまり、ミャワディ工業団地にとっては、輸出加工区を建設して

²⁹ カイン州安全・国境対策担当大臣 L 氏（インタビュー日：2014 年 2 月 13 日）。

開発するよりも、マキラドーラのシステムを適用するほうが、外国企業の出入国を直接管理できるという面で効果的ということになる。同時に、ミャンマーの中央政府は、ハイテクノロジー産業をミャワディ工業団地に引き付けるために、マキラドーラ周辺のインフラ整備を早期に進めることができれば、経済政策の相乗効果はあるだろう。

2015 年の AFTA による ASEAN の経済統合が完成すれば、タイの多国籍企業がミャワディ工業団地への投資を検討し始めるだろう。そのために筆者は、ミャンマーの中央政府に対してマキラドーラ制度の導入を提案するとともに、かつてのアジア NIES で政府がリーダーシップをとって国内のサポーティング・インダストリーの成長を促進したような開発政策を採用することも、同時に提案したい。メキシコでは、マキラドーラによる越境投資の開始から NAFTA による経済統合までに約 30 年のタイムラグがあったが、ミャワディ工業団地では越境投資と経済統合が同時に導入することになるからである。

3.4 考察

3.4.1 国境の要所としてのマキラドーラ

ミャンマーの SEZ 法は、ハイテク産業を推進するために、2011 年の 1 月に公布され、2014 年に改正された。しかし、ASEAN が東西経済回廊のような内陸部分で経済統合を開始して、工業団地間の競争が激化するおそれがある場合には、この法律だけではミャンマーの工業化を加速させるには不十分である。そのためにミャンマーの中央政府は、AEC の活動に調和させるために、交通の重要な要所であるミャワディ工業団地における FDI、つまり越境投資を高める必要がある。しかし中央政府は、軍事的に重要な地域であるミャワディ工業団地に、外国人の自由な出入りを許可して特別な就労の場を設けることに躊躇している。そこで、軍事的なリスクを減少させるために、ミャワディ工業団地にマキラドーラシステムを導入し、政府が個々の工場に対する進出認可を与えることを、筆者は提案したい。

現在、ミャンマーは、ミャワディ工業団地のためにタイから電力を買わなければならないが、IPP（独立発電事業者）が、ミャワディ地域から約 100 キロメートル離れたモーラマイン地域に、ガスタービンによるコンバインドサイクル³⁰発電所の建設を完成させて、2017 年から電力供給を予定している。また、中央政府は、2020 年頃にはミャワディ工業団地の山岳地帯に、水力発電施設も完成させる予定である。これらの電力を中心としたインフラ施

³⁰ ガスタービンと蒸気タービンを組み合わせた発電方式。

設の改善は、10 年以内に SEZ に類似した大規模な工業団地の開発をも可能とするだろう。もし、大量の電力や大規模な産業廃棄物処理施設を必要としていない外国の工場が、ミャワディ工業団地でマキラドーラを許可された場合、これらの工場は国内のサポーティング・インダストリーの育成とともに、ミャンマーの経済成長に貢献することが可能となるだろう。

3.4.2 サポーティング・インダストリー育成の必要性

Taguchi & Tripetch (2014) は、マキラドーラのようなシステムが、タイ・ミャンマー国境のミャンマー側での雇用創出と、タイ側での産業の再編成の両方にとって決定的に必要となると結論づけている。ミャワディ工業団地にとって、雇用の創出に注目することがもっとも重要な事項となっているからである。しかし、すでに述べたとおり、マキラドーラのようなシステムの導入だけでは、サポーティング・インダストリーを刺激することにはならない。メキシコのマキラドーラの教訓によると、サポーティング・インダストリーが未成熟である限り、工業化による波及効果は期待できない。さらに、現在のミャンマーにおける労働力、技術およびインフラ施設の整備状況は、メキシコでマキラドーラが成功した 1980 年代の状況と比較すると、非常に劣っていることが両国の 1 人あたりの GNI 比較から判る³¹。しかもミャンマーは、最近まで軍事政権が外国との自由な貿易を拒否していたために、2011 年まで国内のサポーティング・インダストリーが育成されないで放置されたままの閉鎖状態が続いていた。サポーティング・インダストリーの成長があまりに未熟なために、NIES のような輸出志向型の産業成長は期待できない。

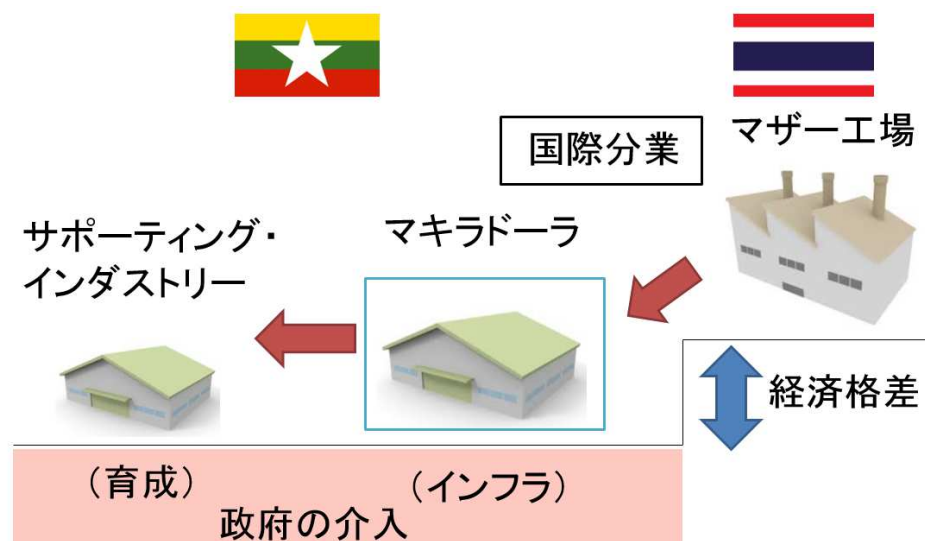
メキシコの不運な不成功を避けるために、筆者は、ミャンマー政府がミャワディ工業団地でのマキラドーラの建設と同時に、サポーティング・インダストリーの育成に着手することを提案したい。政府は SME に対して、技能労働者を調達できるような援助や、技術を開発して多国籍企業に中間財を供給する際に補助金を提供できるようにするべきである。つまり、中央政府は、輸出志向工業化戦略を実践しているマキラドーラと、輸入代替工業化戦略を実践しているサポーティング・インダストリーの両方について、工業化を進めなければならない（図 21）。

新古典派主義は、市場原理に基づいて輸出志向工業化を推進するアプローチであるため、

³¹ NAFTA 統合時のマキラドーラのあるメキシコにおける 1 人あたりの GNI は、USD 4,874 (1994 年) であるのに対して、ASEAN 統合前のミャンマーの 1 人あたりの GNI は、USD1,025 (2011 年) である (UN Data)。

政府の干渉は否定している（絵所，1997）。しかし、ミャワディ工業団地の場合、輸出志向工業化を推進することは必要であるものの、サポーター・インダストリーが未成熟なために、政府による積極的な政策への関与が必要となっている。結論としては、ミャワディ工業団地は、政府の支援による輸出志向工業化戦略を実践することによって、将来的には輸出加工区に発展することが望ましいといえる。

図 21 マキラドーラへの政府の介入



（出所） 筆者作成

3.4.3 タイの最低賃金政策の影響

タイの多国籍企業は、全国一斉の最低賃金 300 バーツ政策で経費の圧迫に直面しているため、低賃金のミャワディ工業団地に興味を持って越境投資を進める可能性は高い。しかし、タイ政府もミャワディ工業団地から国境をタイ側に越えたメソットに SEZ を開発して、多国籍企業がタイに留まる計画を模索し始めている。

タイ政府は、国境沿いに SEZ を開発した場合に、多国籍企業をタイに引き止めるために何らかの恩典を与えることを検討している。しかし、最低賃金 300 バーツ政策が SEZ 内でも厳格に適用されたとしても、不法就労の移民労働者は、多少、賃金が低くてもミャンマーへの帰還を希望している。多少の優遇策がメソットの工場に与えられたとしても、ミャワディの工業団地が完成すれば、タイに就労するミャンマー人労働者を相当数確保できると考えられる。

タイでの全国一斉の最低賃金 300 バーツ政策は、タイからミャンマーへの越境投資のイ

ンセンティブになる。そこで、ミャンマー政府は、タイの最低賃金政策によって引き起こされた機会を、自国の工業化のためのチャンスと捉えて政策を展開する必要がある。国境では、経済統合によって、自国の経済政策の影響が隣国の経済政策に対して影響及ぼすことが発生する。特に経済格差が大きい ASEAN においては、多国籍企業の越境投資という媒介を通じて、自国の政策が隣国にも影響を及ぼすことを考慮する必要がある。

3.4.4 工業化から環境対策へ

以上から、ミャワディ工業団地で越境投資を受け入れる場合に、移民労働者の帰還による労働力の確保とサポーター・インダストリーの育成による工業化の波及効果によって、国境の経済開発の可能性があることを示した。その一方で、越境投資によって急速な工業化が進展するとメキシコの国境地帯で問題になったような公害が顕在化するリスクも考えられる。ASEAN の経済統合が実現しつつある現在、環境対策をどのように実施するのかは重要な課題である。次章では、タイの周辺国で建設された工業団地における環境対策を調査した結果に基づいて、ASEAN の経済統合に伴った越境投資に伴う環境リスクと対策について論じる。

4. 越境投資と環境対策

4.1 先行研究

本章では、ASEAN の経済統合に伴って国境地域が工業化することによる、環境悪化の可能性について論じる。まず経済発展と環境悪化および経済統合と越境投資の関係について、先行研究をレビューする。経済発展と環境悪化との関係は、環境クズネッツ曲線により一定の説明がなされている。また、経済統合によって環境規制の厳しい国の企業が環境規制の甘い国へ越境投資を増加させるか否かについての議論は、Pollution Haven Hypothesis (PHH) が提案されている。

4.1.1 環境クズネッツ曲線 (EKC)

環境クズネッツ曲線 (Environmental Kuznets Curve, EKC) のもとになるクズネッツ曲線 (KC) は、Simon Kuznets (1955) によって提唱された理論である。1 人当たりの所得が増加するにつれて、当初は所得格差が拡大するが、その後は減少するというものである。ただし、クズネッツ曲線を支持する頑強な証拠は得られず、最新では、「経済格差と開発の関係において、どんな経験的な傾向も存在しない」とも指摘されるようになってきた (Gallagher, 2004)。

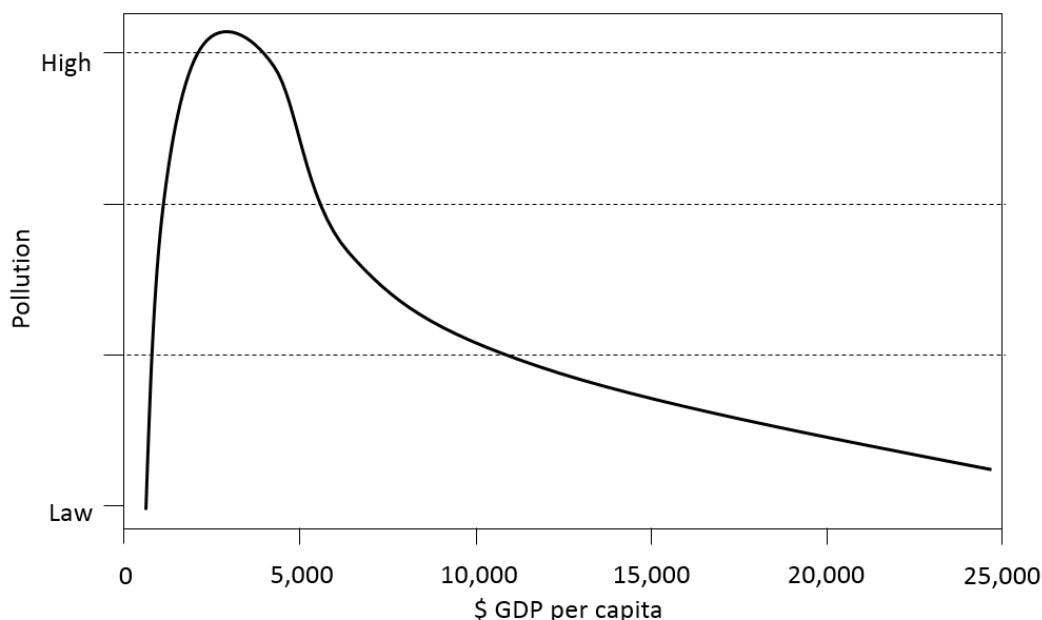
Grossman & Krueger は、メキシコの NAFTA における環境影響を予測する調査において、環境悪化と所得水準の間にクズネッツ曲線と類似の関係をみることができると発表し、EKC と名付けた (Grossman & Krueger, 1993)。EKC は、国の所得が上昇し始めると、環境悪化が加速するが、所得がある水準に達してからは、環境が改善するという仮説である。所得向上に伴い、浄化技術の新しい形態の採用や、破壊的な経済活動を減少させるための総合的な動き、環境を憂慮する市民からの圧力の高まりが、環境を改善させると考えるものである (Gallagher, 2004)。

EKC は、当初、政策サークルの間ではあまり理解されていなかった。しかし、政策立案者の間で、現状の経済や環境について考慮するにあたって、EKC を引用することが次第に一般的になり、幾つかの論文でも引用されるようになった。ただし、本来のクズネッツ曲線と同様、それがどこまで妥当なものかについては議論が分かれている。

EKC は逆 U 字曲線を示す (図 22)。初期の EKC の研究では、環境悪化が減少し始めるターニングポイントが、1985 年の 1 人あたりの GDP (購買力平価: PPP) で USD 3,000 から USD

5,000 の間であるとされていた。最初の Grossman and Krueger (1993) による研究は、環境悪化の指標として硫黄酸化物、煤煙および粒子状物質を対象としていたが、その後の研究では、硫黄酸化物と煤煙のターニングポイントが 1 人あたりの GDP で USD 4,000 から USD 5,000 の間であり、粒子状物質はさらに低いターニングポイントであると示されている。また、世界銀行の World Development Report (1992) は硫黄酸化物と粒子状物質の全体的な集中度合いから換算したターニングポイントは、1 人あたりの GDP で USD 3,000 から USD 4,000 の範囲としている。経済成長は結果的（または自然的）に環境の改善をもたらすという理論であるので、自由貿易支持者は、EKC を好意的にとらえている。

図 22 環境クズネッツ曲線



（出所）Gallagher（2004）に筆者加筆

EKC に対しては以下のような批判がなされている（Stern, 1998）。

① 少数の汚染物質に限定されている

EKC は、経済協力開発機構（OECD）の国々における硫黄酸化物や粒子状物質など限定された汚染物質を対象としたものである。これら地域の状況に左右される（Grossman & Krueger, 1993）。

② 先進国の実績に基づいている

逆 U 字が見られる多くの研究は、OECD の国々のみを対象として収集されたデータに基づいている。しかし、途上国を対象とした少数の研究では、逆 U 字の関係がそれほど明らかで

はない (Stern, 1998; Stern & Common, 2001)。

③ 現在のターニングポイントは、当初よりも高くなっている

当初の研究では、ターニングポイントが1人あたりのGDPで、USD 3,000からUSD 5,000となっていたが、最近の研究は、このターニングポイントをもっと高い数値に見込んでいる。多くは、1人あたりのGDPを、硫酸化物についてはUSD 14,730からUSD 22,675、粒子状物質についてはUSD 9,800、二酸化炭素についてはUSD 35,000と見込んでいる (Kaufman, 1998; Seldon & Song, 1994; List & Gallet, 1999)。また、別の研究では、環境悪化の第二の波が収入の高いレベルで発生すると指摘している。Grossman and Krueger (1993)によると、それは、1人あたりのGDPがUSD 10,000からUSD 15,000のレベルで発生する。しかも、環境悪化がターニングポイントに至るまで数十年の年月を要している (Gallagher, 2004)。

④ 所得以外の要因が、環境の変化に重要な影響を与える

政治的に自由な民主国家において、人口密度、経済構造、そして1970年代の石油価格ショックのような歴史上の事件は、環境悪化のレベルに所得より強い影響を及ぼす。所得上昇に伴って環境悪化が減少するとしても、自動的に減少するものではない (Torras & Boyce, 1996; Unruch, 1997)。

⑤ EKCは、各国の時系列データにもとづいているが、関連する少数の研究のみから導かれたものである

多くのEKCは、平均的曲線を得るために、横断的データまたはパネルデータを活用している。Vincent (1997)は、このようなアプローチでは、先進国における環境悪化と所得との間の明瞭な関係と、途上国における弱い関係を得られるかもしれないが、先進国と途上国とを同様に単純な関係で表せるものではないと主張した。彼は、マレーシアの歴史的経験について調査した6つの大気汚染と水質汚染に関して、逆U字の証拠を見出すことができなかった。

4.1.2 Pollution Haven Hypothesis (PHH)

Pollution Haven Hypothesis (PHH)は、環境保護のレベルが異なる2国間で貿易が自由になると、公害を引き起こす産業が環境規制の緩い国に移転するという仮説である (Gallagher, 2004)。

企業が投資先を選定する場合に公害対策費用が重要な要因であるとするならば、企業は

より環境規制の甘い国に投資することになる。(Neumayer, 2001)。つまり、途上国が環境規制を緩いままに留めて、外国企業を誘致しようとする誘因が発生する。環境政策の異なる国々が近隣に存在する場合、各国は囚人のジレンマに直面することになる。競争のプレッシャーによって、通常よりも低い環境政策を追い求めることになるのである(Zarsky, 1997)。

明確に PH を確認できた事例はないが、途上国では輸出と生産のシェアが高くなると汚染の集中度が高くなることを示唆する研究も存在する。加えて、汚染集中度の高い産業が、相対的に厳しい環境基準で、順守に高額な費用が必要とされる先進国から逃げ出そうとしている傾向があることを示した先行研究も存在する (Jaffe, 1995; Jayadevappa, 2000; Panayotou, 2000; Neumayer, 2001)。

NAFTA の場合は、締結の前に、メキシコが PH になるとして批判された。マキラドーラ工場は環境災害とみなされており、例えば、カリフォルニアを基地とする家具製造会社は、大気汚染対策の装置を備え付けることを避けるために、メキシコに工場を移しているともいわれていた。メキシコ政府もまた、米国企業を誘引するために環境対策の手を緩めていると批判された (Mayer, 1998)。

メキシコの PH が広域に広がっているのかどうかについては事例研究も行われ (Gal lagher, 2004)、否定的見解もあるが、メキシコがアメリカの PH になっているという指摘もなされている。

4.2 マキラドーラと NAFTA

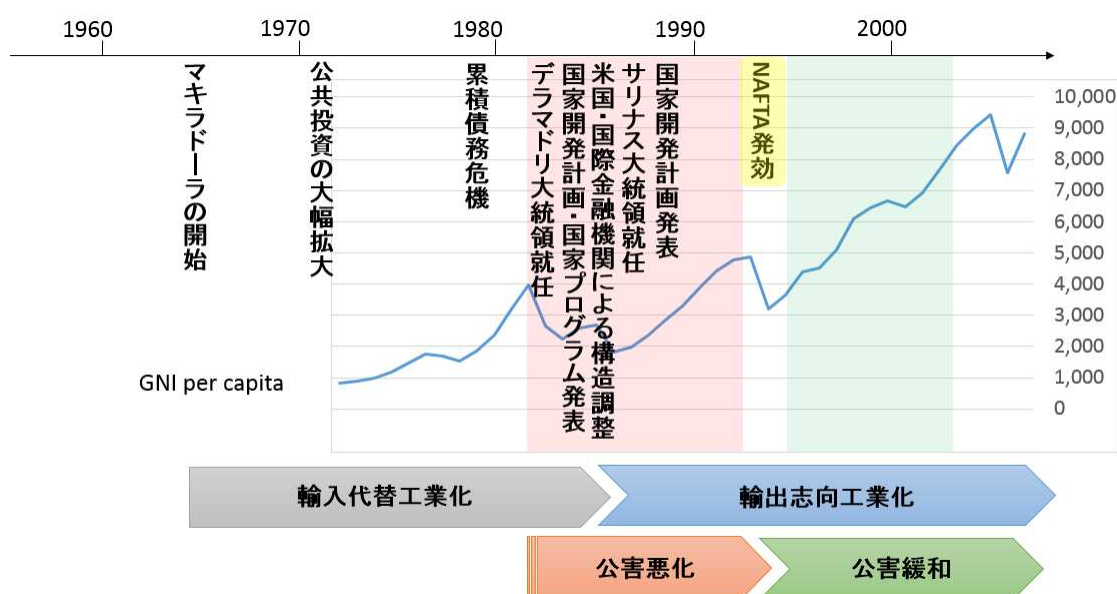
4.2.1 マキラドーラの環境問題

マキラドーラでは、帰還する労働者の大部分が農民であったため (谷浦, 2000)、彼らが工場の業務内容に順応できるように単純労働が主体となっていた。そのため、外国企業を誘致して雇用を創出して外貨を獲得し、その技術を習得した結果、自国の産業に展開する輸入代替工業化戦略が中心であった。これによって、国内の公共投資の大幅な拡大が行われるようになった (図 23)。

しかし、マキラドーラ導入後のメキシコは、輸入に依存しすぎたために外貨獲得能力を欠く一方で、工業化が進めば進むほど、国内では生産できない中間財や資本財の需要が増加し、かえって輸入が増えるという矛盾を抱えていた (星野, 2014)。その結果、メキシコは、累積債務危機に落ちいった。そして、マキラドーラ導入から約 20 年を経過した 1980 年代には、IMF (国際通貨基金)・世界銀行主導のもとで、安定化・構造調整政策に基づく経済再生

が開始された。デラマドリ大統領の就任後に国家開発計画によって、高度技術産業の誘致による技術集約な輸出志向工業化が目指され、1990年代にはメキシコ西部の Tijuana、Tecate、Mexicali、Nogales および Agua Prieta のような米国との国境の工業団地にハイテク産業の工業団地が形成された (Sanchez, 1990)。しかし、それとともなって、マキラドーラなどの工場の製造工程からの有害物質による公害問題が発生し、工業化に対する環境対策が問題となった (Perry, Sanchez, Glaze & Mazari, 1990)。輸入代替工業化政策から輸出志向工業化政策に転換し始めた 1980 年代にかけて、マキラドーラの製造工程から排出される排水や廃棄物の不法投機によって、周辺の住民にも環境悪化を及ぼすようになったのである。

図 23 メキシコにおける工業化政策と公害対策



(出所) 田島 (2006)、United Nation より筆者作成

4.2.2 NAFTA 本協定

こうした環境問題に効果をあげたのが、米国、カナダおよびメキシコによる経済統合 NAFTA (北米自由貿易協定) である。NAFTA の各国は、先進国から中進国という経済発展の違いによって環境規制も異なっていたため、経済統合による投資の活発化によって、環境規制の厳しい国から環境規制の緩い国への越境投資を行う PHH が発生する可能性があった。そこで、これを防止するために NAFTA の構築過程において、環境規制に関する事項が盛り込まれることになり、環境悪化を防止することができた。メキシコでは、環境改善要因の 1 つが、NAFTA の経済統合による環境規制の整備だったのである¹。

NAFTA 協定の目的は、①商品・サービスの貿易障壁を撤廃し、国境を越えた移動を促進すること、②公正な競争条件を促進すること、③投資機会を拡大すること、④知的所有権の保護を行うこと、⑤紛争解決処理手続きを確立すること、⑥協定拡大のための枠組みを確立することであり、これらは本文の 8 部 22 章 296 条に記述されている（表 9）。この協定のうち本協定は、1991 年 6 月の最初の正式交渉にはいつてから 1992 年 8 月の 14 ヶ月で成立したが、環境問題や労働基準問題等の解決のための付属協定については、さらに交渉に 1 年の歳月を費やしたため、最終的に 1994 年 1 月 1 日に発行した（金，1999）。

NAFTA の協定にあたって、カナダ、メキシコと米国の 3 国政が①環境の保護および保全と両立する方法で NAFTA の経済目的を遂行し、②持続可能な開発を促進し、③環境法による規制の発展と遂行を強化することを決意した。つまり、NAFTA 協定の目的および交渉の経緯から判断すると、環境に関する記述は、当初の目的ではなかったが、目的を遂行するための重要な要素であったために、最終的に付属協定という形式で発行された。

表 9 NAFTA 本協定の部・章立て

前文	NAFTAの締結要因
第1部 一般部分	第1章 目的
	第2章 一般定義
第2部 製品貿易	第3章 内国民待遇と市場アクセス
	第4章 原産地規定
	第5章 税関手続き
	第6章 エネルギーと基礎石油化学品
	第7章 農業および衛生植物検疫措置
	第8章 緊急行動
第3部 貿易の技術的障害	第9章 基準関連措置
第4部 政府調達	第10章 政府調達
第5部 投資、サービスおよび関連事項	第11章 投資
	第12章 サービス貿易
	第13章 電気通信
	第14章 金融サービス
	第15章 競争政策、独占および政府企業
第6部 知的財産権	第16章 取引当事者の一時入国
第7部 行政および制度規定	第17章 知的財産権
	第18章 法の公布、通知および施行
	第19章 アンチダンピング、相殺関税問題の審査と紛争処理手続き
	第20章 制度上の調整と紛争処理手続き
第8部 その他の条項	第21章 例外
	第22章 最終規定

（出所）金（1999）

4.2.3 環境に関する NAFTA 付属協定（NAAEC）

NAFTA の環境対策は、NAFTA 付属協定（環境協力に関する北米協定：NAAEC）に規定されている。この付属協定の目的は、北米地域の環境条件の改善と、環境保護と関連する各加盟国の法律の国家的な執行（national enforcement）の改善のための協力を促進することである。具体的にこの協定は、国内環境法の定立、維持、執行に関わり、法制定と執行プロセスへの公衆の参加を拡大し、「国内法の執行の継続的失敗」（persistent patterns of failure to enforce domestic law）のための紛争処理手続きを規定し、加盟国間の共同行動のためのメカニズムを確立しており、前文と 8 つの部、そして付録から構成されている（金，1999）（表 10）。この付属協定は、単なる目標や宣言を記述したものではなく、環境対策に関しての具体的な取り組みまで規定している。

表 10 NAAEC（環境に関する北米協定：NAFTA 付属協定）の構成と概要

構成	概要
前 文	協定締結の要因
第1部 目的	協定の目的
第2部 義務	一般義務、保護レベル、公表、政府執行行動、救済への私的アクセス、手続き保証、等の規定
第3部 環境協力委員会	理事会の機構と手続き、理事会の機能、事務局の機構と手続き、委員会年報、事務局レポート、執行問題に関する申し立て、事実記録、合同公衆諮問委員会、等の規定
第4部 協力と情報提供	協力、情報提供に関する規定
第5部 協議と紛争処理	協議、手続きの開始、仲裁パネルの要求、パネル手続きのルール、第三者の参加、パネル報告書、パネル最終報告書の履行、履行の審査、NAFTA便益の一時撤回、等の規定
第6部 一般規定	執行原則、私的権利、情報の保護、定義、等の規定
第7部 最終規定	発効、修正、加入、等の規定
付 録	金銭的執行評価、カナダの国内執行と取立て、便益一時停止の基準、義務の限度、等の規定

（出所）金（1999）

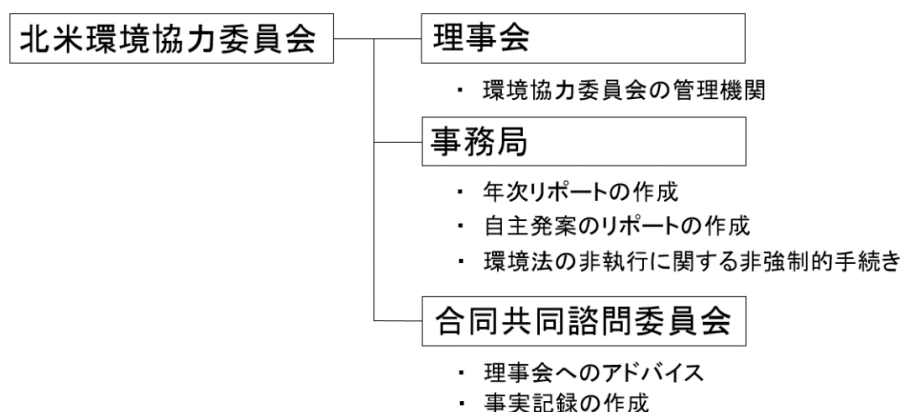
4.2.4 北米環境協力委員会（CEC）

NAFTA 付属協定で最も重要なのは、北米環境協力委員会（CEC）に関する規定であると言われており、環境協力の革新的アプローチとして評価される。北米環境協力委員会は、理事会、事務局および合同公共諮問委員会（JPAC）の 3 部門から構成されている（図 24）。理事会は、環境協力委員会の管理機関として、閣僚レベルあるいは同等の代表によって構成され

る。事務局は、技術上、管理上、運営上などにつき理事会をサポートする。主要な任務は、環境協力委員会の年次レポート作成、自主発案のレポートの作成、および環境法の非執行に関する非強制的手続きなどである。JPAC の機能は、協定の範囲内のあらゆる事項および本協定の履行とさらなる精緻化について理事会に提言することや、事務局に適切な技術的、科学的あるいはその他の情報を提供することである（金，1999）。これら CEC の 3 部門が円滑に機能することによって、加盟国各国の環境法の執行が確実に行われた。

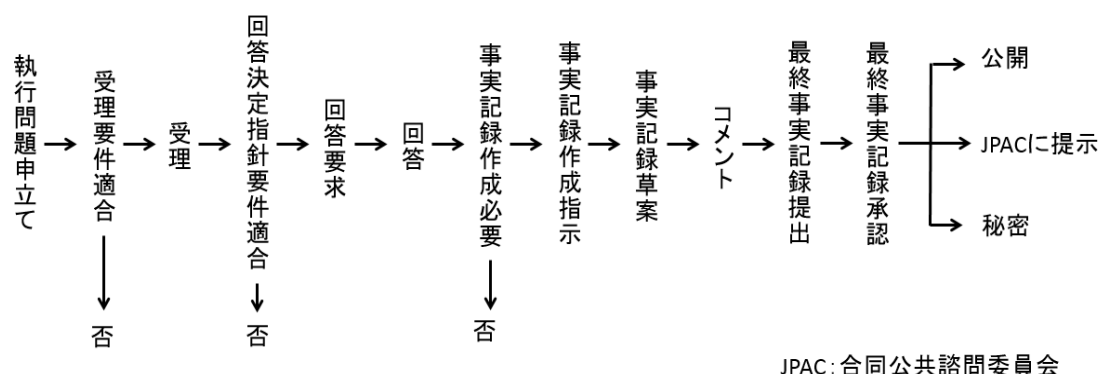
CEC の事務局が実施する環境法の処理手続きの一例として、「非執行に関する非強制的手続き」の処理プロセスを図 25 に示した。事務局は、「ある締約国が効果的に自国の環境法を執行していない」という非政府組織あるいは個人からの申立てを受理することができる。この際に事務局は、提出された申立てが、要件を満たしているかどうかを審査しなければならない。そして、事務局が締約国からの回答を要求すると決定した場合、締結国は、通常、要求送付から 30 日以内に事務局に回答することになる。回答には 2 つの方式があり、本件事項が「未解決の司法的あるいは行政的手続き」の状況にあるために、それを事務局に通知する場合と、情報を事務局に知らせる場合である。締約国からの回答に対して、申立てが「事実記録」として正式に採用されるか否かに関する決定は、理事会の承認を得なければならない。そして、事実記録の草案に対して専門家から得られたコメントを考慮して「最終事実記録」が作成され、これが合同公共諮問委員会に提出されて、公開または非公開が決定される（金，1999）。

図 24 北米環境協力委員会



（出所）金（1999）より筆者作成

図 25 環境法の非執行に関する非強制的手続きの処理プロセス



(出所) 金 (1999)

このように、環境法に関してその執行が疑わしい場合には、非政府組織あるいは個人の申立をもとにその事実確認を行い、実際に法が遵守されていないことが判明した場合には、最終的にその情報を公開することによって、ステイクホルダーの視点から企業の CSR を開示することになる。

4.2.5 NAAEC の効果

NAFTA 締結とともに NAAEC の実行によって、メキシコの環境規制が完全に実施されたか否かを把握するために、メキシコ政府による環境保護への支出額、およびメキシコの工場における検査件数を指標として取り上げた。メキシコは、NAFTA を導入するにあたって、政府が中心となって積極的な環境対策にも取り組んだが、これを後押ししたのが NAAEC だったⁱⁱ。

(1) メキシコ政府から企業に対する環境保護支援額

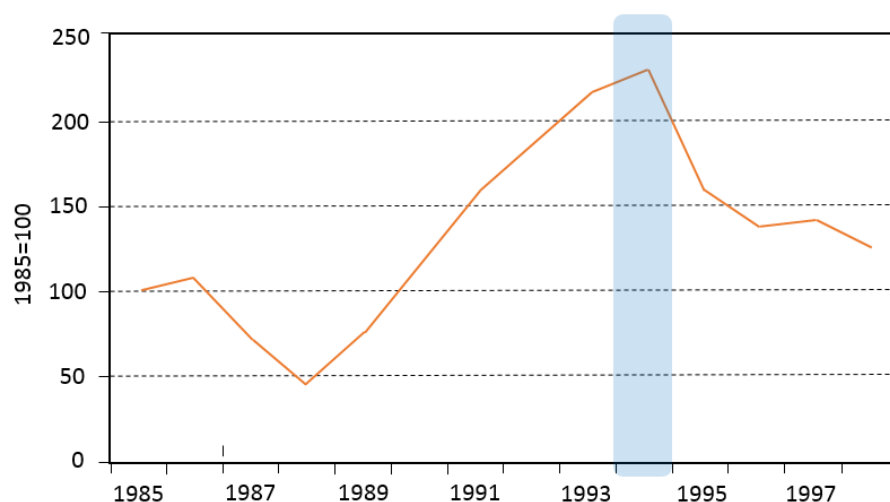
環境法規に対する企業レベルでの遵守状況を把握するデータとして、政府から企業に対する環境保護支援額があるⁱⁱⁱ。エネルギーや生産施設を最新化や末端処理装置の設置、環境負荷の少ない燃料への転換、熱電併給（コジェネレーション）プログラムの開始、そして環境マネジメントシステムの構築などに必要な資金を支援したかどうかである（Gallagher, 2004）。

図 26 は、メキシコ政府が 1985 年から 1999 年にかけて企業の環境保護に対して支援額である。この支援額は、1988 年から 1993 年にかけて急速に上昇しているが、1994 年の NAFTA 締結以降は減少している。しかしながら、この支援額は、初期の頃に比較して増加はしてい

るものの、OECD（経済協力開発機構）に所属する全ての国々の中では最低額である（Gallagher, 2004）。OECD において GDP で平均的な国々は、環境に関してメキシコの 3 倍以上の支援を行っている（Gallagher, 2004）。

このことからメキシコでは、NAFTA 締結の 1994 年以前は、交渉の過程で環境への関心が高まり、環境保護に新規に取り組む企業の数が増加したために支援額が増加したといえるが、NAFTA の実行後は、運用がなされたために支援額が低下していると解釈できる。Gallagher (2004) による環境保護の具体例は、環境対策装置の設置などの既存施設への追加投資と考えることができる。これらの装置は、一度設置されれば、その運用によって環境保護が継続的になされていると理解することができるため、環境法規の遵守もなされていると判断できる。

図 26 メキシコ政府から企業に対する環境保護支援額



（出所）Gallagher (2004) より筆者加筆

（2）メキシコの工場における検査件数

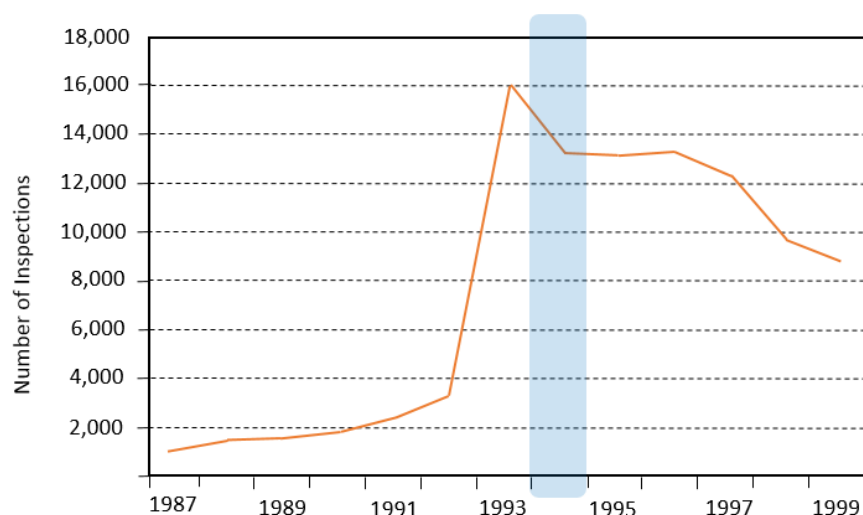
次に、メキシコの工場における検査件数を示す。政府が運用や検査方法を条件として認可している企業は、他の企業に比較して整理されているといわれている。メキシコの 236 の工場を世界銀行が調査した結果、これらの企業のうち 60%は、規制として要求事項が順守されていた（Dasgupta, Herrige et al. 2000）。

メキシコの運用や検査に関する全ての記録は非常に乏しい。図 27 は、数年にわたる工場レベルでの、環境に関する検査数を示したものである。これによると、メキシコは、NAFTA

交渉の期間に、おそらく交渉相手からの強い圧力を受けて（または NAFTA の反対者を打ち負かしたいという希望から）、環境に関する運用を強化したといえる^{iv, v}。このような傾向は良い方向に進んでいたけれども、それでも 1993 年に頂点に至った時の工場レベルでの検査数は、全国の企業の工場全体数の 6% にしか至っていなかった。しかも NAFTA 締結が行われたあとは、工場レベルでの検査数は、突然下降を始めている（1999 年までに絶頂期から 45% の減少に至る）。Gallagher は、この状況を NAFTA が導入されてからのメキシコが、運用を弱めていることを示しているという（Gallagher, 2004）。

しかし、筆者は、この状況は、NAFTA 以降において環境に関する検査が定着したために、検査件数が減少したとも解釈する。なぜなら、通常の検査では、一度検査で指摘された場合には、次回はその指摘の是正は行われているのが通常であるため、システムが構築された場合には、検査の件数が減少するのが一般的であると考えからである。つまり、NAFTA の導入によって、環境対策の運用が弱まっているのではなく、運用を定着しているために、結果的に検査の回数が減少しているのである^{vi, vii}。

図 27 メキシコの工場における検査件数



（出所）Gallagher（2004）より筆者加筆

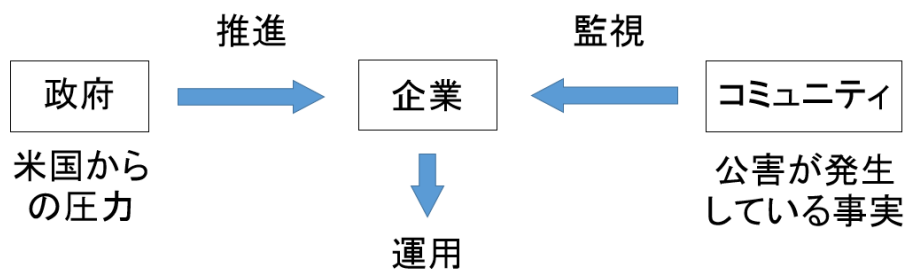
（3）コミュニティによる圧力

地域コミュニティによる圧力もまた、メキシコの企業の環境行動に大きな影響を与えている。世界銀行の調査では、公的機関によって検証することは、民間の製造業を環境遵守に

向かうように進めるための効果的手段であり、サンプルで抽出した企業のうち改善結果のある 25%では、公共による検証が環境遵守の重要な推進役となっていた (Dasgupta et al. 2000)。この効果は、特に株式を公開している企業に著しい。環境パフォーマンス (成果) に関するニュースが株式の結果に容易に影響を与えるため、株式を公開している企業は、一層のアカウンタビリティ (説明責任) があることを意味している (Dasgupta et al. 2000)。つまり、企業の環境意識は、社会の圧力によって修正される傾向にある³²。

このように、NAFTA にメキシコが参加するにあたって、付属協定である NAAEC によって環境に配慮するという雰囲気一般市民に流れ、一般市民による企業評価を考慮する株式公開企業を中心にして、企業は環境保全に向かう傾向があることが判る。企業に環境法規の遵守を促す場合、政府によって法制度で企業に圧力を加えるだけでなく、コミュニティの監視による圧力も企業の CSR を向上させることになり、結果的に環境規則の運用を遂行させる要素となるといえる (図 28)。

図 28 コミュニティによる監視と企業の環境法規の運用



(出所) 筆者作成

4.3 ASEAN 社会文化共同体 (ASCC)

ここでは、ASEAN の工業団地における環境対策を研究するにあたって、まず ASEAN における現状をレビューする。

4.3.1 ASEAN の 3 つの共同体

2003 年 10 月の首脳会談で ASEAN は、「ASEAN 第二協和宣言」を採択して、共同体の創設を

³² 環境意識は、環境の「現状」「原因」「影響」「対策」に関する認知と評価をいう。認知的要素には、現状の把握つまり環境汚染の程度の認識を中心として、汚染の原因の認知、対策としてありうる選択肢の認知、環境の変化が人々の健康や生活におよぼす影響の認知などが含まれる。また、評価的な側面には、認知的要素のそれぞれの評価が含まれる (岡本, 1997)。

謳った。この宣言は、政治安全保障・経済・社会文化の三本柱の協力を進める ASEAN 共同体の 2020 年の創設を掲げたものである。具体的には、ASEAN 政治安全保障共同体（APSC）、ASEAN 経済共同体（AEC）、そして ASEAN 社会文化共同体（ASCC）という三種類の共同体を目指す（山影，2014）。このうち、環境および持続的可能性に関する項目は、ASCC に記載がある。

4.3.2 ASCC

ASCC は、2009 年の第 14 回 ASEAN 首脳会議で採択された。主要目標は、民衆志向で共通のアイデンティティと持続的な連帯感を持ち、「思いやりと分かち合いのある社会」を構築するであり、目標達成のためのブループリントを作成している。ブループリントには、6 つの課題として、①人間開発、②社会的厚生、③社会正義と権利保障、④環境の持続性、⑤ASEAN アイデンティティの構築、および⑥ASEAN 原加盟国と新規加盟国との格差是正を挙げている。ASCC は、APSC や AEC に比べて議論が極めて少ないのが特徴といわれている。この理由を首藤（2014）は、APSC や AEC については ASEAN 側から新たな議論を主導する知識人の活動があるのに比べて、ASCC については議論を率先して発信する知識人の活動が乏しいことを指摘している（首藤，2014）。しかし、ASEAN の大部分は開発途上国であり、貧困からの脱出を第一目標とすることを考慮した場合、AEC による経済政策に関心が高まるのも当然であり、一概に知識人の有無だけを指摘するのには疑問もある。

ASCC が実施する各プロジェクトを統括するのは、ASCC 理事会であり、同時に、各プロジェクトが実施される加盟国内の関係省庁すべては、その実施に責任を負うことになっている（首藤，2014）。ASCC の 6 つの課題には、伝統的な内政的な問題と本質的に越境的な問題があるが、ASEAN WAY として内政不干渉の原則があるために、ASCC 理事会が主体的に活動するのは越境的な問題となる。しかし、ASCC では、優先的重要分野として、ひとつは教育分野、もうひとつは気候変動と環境問題を取り上げることに合意しているが、現在おもに活動しているのは、教育分野である。

4.3.3 ASCC ブループリント

ASCC ブループリントは、AEC ブループリントのようにコアエレメントを明確にして、2008 年から 2015 までのタイムスケジュールや達成状況をスコアカードとして明確にしているわけではない。環境に関する項目は、「D. 環境の持続性を確実にする」に記載されており、こ

のうち越境環境問題は、「D2. 越境公害への対策および予防」に記載されている（表 11）。D. 環境の持続性については、大部分が自然環境の持続的保護を目的にしたものであるが、D2. 越境公害への対策および予防として、越境煙霧（ヘイズ）汚染 ASEAN 協定および有害廃棄物（バーゼル条約³³）のように越境環境問題に注目している。しかし、ASCC には、FDI で建設された工業団地の排水処理問題のような越境公害には触れていない。また、NAFTA 付属協定のように、環境および公害問題に対して、国内の環境法を確実に運用させるためのシステム（委員会、事務局など）についての記述もみられない。

つまり ASEAN には、NAFTA のような越境環境に対する事前対策が、経済統合が完了する 2015 年段階でも検討されていない。

表 11 ASCC の環境項目

D. Ensuring Environmental Sustainability	
D.1.	Addressing global environmental issues
D.2.	Managing and preventing transboundary environmental pollution
D.3.	Promoting sustainable development through environmental education and public participation
D.4.	Promoting Environmentally Sound Technology (EST)
D.5.	Promoting quality living standards in ASEAN cities/urban areas
D.6.	Harmonizing environmental policies and databases
D.7.	Promoting the sustainable use of coastal marine environment
D.8.	Promoting Sustainable Management of Natural Resources and Biodiversity
D.9.	Promoting Sustainability of Freshwater Resource
D.10.	Responding to Climate Change and addressing its impacts
D.11.	Promoting Sustainable Forest Management (SFM)

（出所）ASEAN（2009）

4.4 インド

4.4.1 公害関係法規

インドの1人あたりの GNI（GNI per Capita）は、USD 1,410（2013 年）であり、カンボジアおよびミャンマーが今後中進国へ発展するための経済成長の通過点と認識することができる。そこで、タイの周辺国ではないが、アジアの先行事例としてインドの公害対策につ

³³ 一定の有害廃棄物の国境を越える移動等の規制について国際的な枠組み及び手続等を規定した「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（外務省、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/basel.html>）。

いて研究する。

インドの公害関連法規は、独立後の経済発展が未成熟な段階（1970 年）から整備が行われていた。1986 年に環境保護法が制定されて、1989 年には有害廃棄物管理規制の制定、そして 2012 年には、包括的な電子廃棄物のリサイクル関連の法規が制定されている（表 12）。しかし、法制度の運用は不十分で、産業公害に対する住民苦情に対しては、行政機関ではなく弁護士が住民のコミュニティを代表して訴訟手段を通じて対応することが多く、住民の意見が十分に反映されているとは言い難い（辻田，2005）。

表 12 インドにおける公害関係の法規

1970年	地下水(管理・規則)法案	制定
1974年	水質汚濁防止及び管理法	制定
1975年	水質汚濁防止及び管理規則	制定
1986年	環境保護法	制定
	環境保護規則	制定
1989年	有害廃棄物管理規則	制定
1994年	環境影響評価に係る通達	制定
1998年	生物・医療廃棄物管理規則	制定
1999年	回収プラスチックの回収及び生産に関する規則	制定
2000年	都市廃棄物管理規則	制定
	電池管理・処理規則	制定
2012年	包括的な電子廃棄物のリサイクル計画	施行

（出所）国際協力銀行（2013b）

4.4.2 環境に関する行政組織

中央政府には、環境管理を担当する省庁が複数存在するが、環境森林省（MoEF）の他、政策実施の役割を担う中央公害管理局（CPCB）や、都市部の上下水道、廃棄物インフラの整備を担当する都市開発省（MoUD）、廃棄物や自然エネルギー等の推進を担当する再生エネルギー省（MNES）等が設置されている。中央公害管理局は、環境汚染の防止、管理および緩和を目的とした独立機関であり、各種環境施策の施行、ガイドラインの整備、環境基準・規制等のモニタリング等を行っている（日本産業機械工業会，2011）。

州政府には環境局と公害管理局（SPCB）が設置されている。後者は前者へ技術的な指導・助言を行うほか、環境保護および環境汚染の防止等を目的とした各種の取り組み、環境基準の策定、調査研究等を行っている。有害廃棄物に関しては、中央政府が策定した法制度がそのまま踏襲されている。実際に制度の運用を行うのは、州の下行政レベルである地方自治体である（日本産業機械工業会，2011）。

このように、中央政府、州政府および地方自治体において公害関連制度は一応整備されて

いるといえる。そこで、工業団地においてこれらが実際に運用されている現状について調査した。

4.4.3 工業団地における公害対策

インドの工業団地におけるインフラの整備状況について、ハリヤナ州（バウル工業団地）、ラジャスタン州（ニムラナ工業団地）、ウッタル・プラデッシュ州（グレータノイダ工業団地）、アーンドラ・プラデッシュ州（スリシティ工業団地）、タミルナドゥ州（マヒンドラ工業団地）およびグジャラート州（ハジラ工業団地）の工業団地事務所の情報を収集した³⁴（図29）。これらの工業団地は、近年、日系企業の進出がさかんに行われている。

図 29 インドの工業団地を調査した州



（出所）白地図専門店^{W9}に筆者加筆

その結果、上水の供給については、浄水処理施設の設置または地下水の汲み上げで供給を満たしていたが、排水処理については、工業団地内での集中処理施設の設置が不十分なもの

³⁴ これらの6州で日系の工場を建設および建設準備を進めている日系総合建設会社のインド現地法人から、工業団地の現状をヒアリングした。また、各工業団地のマネージャーを通して情報収集することをお願いした。

が多く、環境法規は制定されてはいるが、運用が不十分といえる部分が多数見られた（表 13）。調査した大部分の工業団地内で、工場からの排水を浄化して放流するためのインフラ施設が設定されていないことを意味しており、これらの工業団地では、必要に応じて各工場施設内で環境対策を実施するという「場内処理」が実施されているにすぎない。

表 13 インドの工業団地における公害対策³⁵

工業団地	パワール	ニムラナ	グレータノイダ	スリシティ	マヒンドラ	ハジラ
州	ハリヤナ	ラジャスタン	ウッタラプラデシュ	アンドラプラデシュ	タミルナドゥ	グジャラート
開発者	HSI IDC	RIICO	GNIDA	Sri City	Mahindra Group	GIDC
上水						
上水施設	○	○		○	○	○
地下水汲み上げ方式		○	○		○	
規制	○	○	○	○	○	○
排水処理						
排水処理施設	○				○	○
投棄						
規制	○	○				
有害廃棄物処理						
廃棄物処理施設					○	
投棄				○	○	
中間処理施設						
最終処分施設						
規制						

（出所）国際協力銀行（2013b）より筆者作成

4.4.4 日系企業における公害対策

次に、グレータノイダ工業団地にある日系工場に、排水処理と有害廃棄物処理の仕組みについてヒアリングを実施した。ここには、排水処理施設と産業廃棄物処理施設がないため、各工場で独自にその処理を行っている（表 13）。

（1）排水処理方法

この工場では、機械の冷却水には、地下水を汲み上げて水槽に保管したものを使用しており、使用後は工場内の排水処理施設に流されている。食堂からの排水は、一度、グルースト

³⁵ HSI IDC: Haryana State Industries and Infrastructure Development Corporation、RIICO: Rajasthan State Industrial Development & Investment Corporation、GNIDA: Greater Noida Industrial Development Authority、および GDC: Gujarat Industrial development corporation。

ラップを経由して、油類を分別してから排水処理装置に流される。トイレで使用した排水も排水処理装置に送付される（図 30）。

排水処理装置では、機械処理と有機処理の 2 種類の方法で処理を行う。機械処理では、施設内のポンプでカーボンフィルターの中に水を送り込んで、循環させる。これによって、水中に空気を送り込む（エアレーション）。有機処理では、水中でバクテリアが固定廃棄物を取り除く。処理された水は、工場内の緑地への散水に使用される。

図 30 インドの日系企業における排水処理フロー



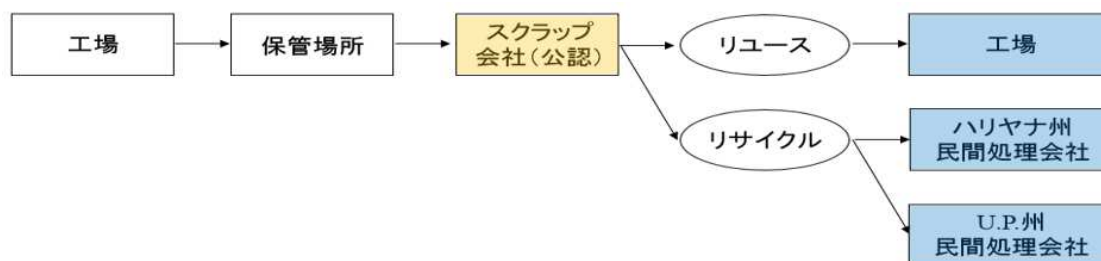
（出所）筆者作成

（2）有害廃棄物処理方法

この工場で使用する産業廃棄物は、樹脂バッグ、溶剤に使用した空のドラム缶や製造工程で使用した作業着などである。これらは、一度、工場内の産業廃棄物専用保管場所に保管された後に、政府の認可を取得したスクラップ処理会社が引き取る。スクラップ処理会社は、これらの産業廃棄物をリユースとリサイクルに分別して処理を行う。スクラップ処理会社は、収集した産業廃棄物をリユースすると判断した場合には、これらの物品をクリーニングして、再使用のために工場に戻す。リサイクルと判断した場合は、政府の認可を取得した民間のリサイクル工場に引き渡すことになる。リサイクル工場では、産業廃棄物の更なる使用が検討される。このようなリサイクル工場は、ハリヤナ州では Merrut、ウッタル・プラデッシュ州では Panipat にある（図 31）。

インドでは、環境法制度の整備はなされているが、すべてにおいて適正に運用がなされているとは言い難い。しかし、工業団地に進出した日系企業では、工場内に自己負担で排水処理装置の設置や産業廃棄物処理システムを構築し、環境に配慮した生産活動を行っている。法制度の運用面で不備がある場合でも、個々の日系企業は法遵守だけにとどまらずに、環境意識によって環境への配慮を行っているのである。しかし、環境意識の低い企業が越境投資を行った場合には公害発生リスクが高くなるといえる。

図 31 インドの日系企業における産業廃棄物処理フロー



(出所) 筆者作成

4.5 タイ

4.5.1 公害関係法規

タイでは、1960年代に外国企業を呼び込んで工業化を推進する第一次投資ブームが起こった。これに伴って環境問題が顕在化したために、政府は1975年に初の環境法である「1975年国家環境質保全向上法³⁶（1975年環境法）」（Enhancement and Conservation of National Environmental Quality Act, B.E. 2518）を制定した。これにより、環境にかかわる機関が設置された。工業団地における公害の事後処理は、工業省工場局（DIW: Department of Industrial Works）や IEAT（タイ国工業団地公社）に委ねられた。その後、1978年には、1975年環境法が一部改訂されて EIA（環境影響評価制度）が運用されることになった。しかし、1980年代後半から1990年代にかけて、タイの製造業分野への投資が内資・外資ともに急拡大することによって、環境管理体制の限界が認識されるようになり、「1992年国家環境保全向上法」（Enhancement and Conservation of National Environmental Quality Act, B.E. 2535）が制定された（船津，2013）。

工場に対する直接的な公害管理の機能は、環境法が制定されても企業の管理監督権をもつ工場局・IEATに置かれたままである（船津，2013）。また、同年には、工場の規模と業種により、汚染廃棄物の排出基準の遵守や有害廃棄物の適切な管理等を規定している工場法（Factory Act, A.D. 1992）も施行された（当間，2010）。つまり、環境法規に関しては整備さ

³⁶ この法律によって、副首相を委員長とする国家環境委員会（NEB: National Environmental Board）が組織され、初めて国家として組織的に環境対策に取り組むこととなった。環境政策展開のための事務局として国家環境委員会事務局（ONEB: Office of National Environmental Board）が新設され、環境保全施策の立案や大気、水質の環境基準づくり、環境モニタリング体制の整備などに取り組んだ（地球・人間環境フォーラム，1999）。

れているが、工業団地における環境法規の運用については、IEAT が権限を有しているため、政府で公害規制を担当する環境科学技術省（MOSTE: Ministry of Science, Technology and Environment）は直接的には工業団地の環境対策には関与できない³⁷。

4.5.2 環境に関する行政組織

1992 年の国家環境保全向上法は、公害規制委員会（Pollution Control Committee）の新設、公害防止重点地域の指定制度、公害基金制度の導入、全国一律排出基準の設定、一定要件を備えた NGO の参画の奨励、環境汚染者負担の原則の強化、罰則の強化などの実効性ある環境規制の実施に向けていくつかの画期的な内容を盛り込んだものだが、その中の重要な柱として環境行政組織・機構の改編強化が目指された（地球・人間環境フォーラム，1999）。

同法の設置により国家環境委員会の機能が整理されて、名称を変更した科学技術環境省に統合された。国家環境委員会事務局は、同省の環境政策・公害管理局（OEEP: Office of Environmental Policy and Planning）、公害管理局（PCD: Pollution Control Department）および環境質推進局（EQPT: Environmental Quality Promotion Department）の 3 局に分けられた。そして、環境政策・公害管理局は、国家環境委員会事務局が担当していた政策調整機能を果たすとともに、国家経済社会開発 5 ヶ年計画に基づいてタイの環境のマスタープランづくりをする。公害管理局は、それまで分散していた公害規制行政を一本化するもので、水質、大気・騒音、固形廃棄物・有害廃棄物の各担当部局が設けられたほか、公害苦情部なども設置された。環境質推進局は、国民に対する環境行政の PR、環境情報の収集・管理などを行うとともに、民間 NGO と科学技術環境省との仲介役になっている（地球・人間環境フォーラム，1999）。

さらに、地方自治体の環境行政に関しても、タイの行政組織は中央集権化されており、地

³⁷工場に対する直接規制は、工場法（Factory Act, A.D. 1992）に基づいて工場の操業に関する許認可を持った工業省（MOI: Ministry of Industry）が行う。同省の工業局（DIW: Department of Industrial Works）は、工場の設置運営許可業務に付随して排水規制、大気汚染規制などを実施している。科学技術環境省の示している排出基準と同一のものを工業省告示として出しており、工場に対して水質、大気の測定結果を四半期に一度提出することを求めている。また、工業省の関連第三セクターである工業団地公社（IEAT）は、自ら運営する工業団地に対して工業団地法に基づいて独自の排水規制などを適用している（地球・人間環境フォーラム，1999）。つまり、タイの工業団地に投資する多国籍企業は、工場を建設する工業団地における独自の排水規制などを遵守しなければならないのである。

方行政は内閣の下、内務省地方行政官が管轄している³⁸。組織は、バンコク都と 76 の県、郡、さらに下位組織として地区、村で構成されている³⁹。このうち、環境行政に主に関係するのはバンコク郡、県、自治区、衛生区であるが、バンコク郡知事のみが公選制であるほかは、県知事は内務省が任命する官選知事であり、県の独自性は弱い。そして、地方自治体には、環境行政に独自に執行する権限も与えられていない。(地球・人間環境フォーラム, 1999)。そのため、日本の公害運動の転換点で重要な役割を果たした地方自治体や裁判⁴⁰が、住民の利益を守る機能を十分果たせていないことも多いといえる(船津, 1997)。つまり、多国籍企業がタイに工場を建設する場合に、地方自治体には遵守すべき環境規制がないために、おもに工業省および IEAT の環境規制に従うこととなる。

4.5.3 環境法規の運用

工場法と工業団地法における環境法規の運用方法は、下記のとおりである。

(1) 工場法

工場法は、工業省工業局の管轄下にある工場の操業を管理するもので、担当大臣に対して補足的な規則を発行する権限を付与している。本法は、工場を業種と規模により 3 つのカテゴリに分類(カテゴリ 1、カテゴリ 2 およびカテゴリ 3)している。この分類は、工場の規模と業種により、また工場の操業による環境への影響の大きさによって決められる。工場法を遵守しない者は、行政的および法的に処罰される。行政処分には警告、差し止め命令、改善命令、機械封鎖、部分的もしくは全面的操業停止、工場封鎖、または工場操業許可の取り消しが含まれる。最も厳しい措置は、工場設立許可の取り消しである(地球・人間環境フォーラム, 1999)。

(2) 工業団地公社法

工業団地公社法は、IEAT(タイ国工業団地公社)に同社が所有する工業団地に立地する全ての工場を管理し、監督する権限を与えている。IEAT の団地に立地している工場は、タイ

³⁸ 中央政府が行っていた各種行政業務のうち一部は、地方自治体へ移譲されたが、各地方自治体には管理監督義務があるのに「執行権がない」といった義務と権利の乖離問題がある(佐藤, 2008)。

³⁹ さらに 1953 年の地方自治体法に基づいて、地方自治体として県の下に市に当たる自治区、衛生区、そしてパタヤ特別市が設けられている(地球・人間環境フォーラム, 1999)。

⁴⁰ 日本の地方公共団体の公害対策については、藤倉(2002)を参照。

国工業団地公社委員会が定めた規定を順守しなければならない。IEAT の職員には、操業期間中に必要に応じて工場敷地に入り、工場の誰にでも質問し、事業に関係する書類やその他の書類を検査する権限が付与されている。排水処理に関しては、IEAT が管理する団地内に中央処理設備を設けることとなっている。しかし、工場が独自の排水処理施設を設置することもできる（地球・人間環境フォーラム，1999）。

4.5.4 工業団地における公害対策

タイの工業団地における環境整備の状況を JETRO の工業団地調査報告書⁴¹で検討した（JETRO，2011）（表 14）。このうち、特に環境設備について記述のある 23 工業団地について、2011 年現在の工業団地における上水施設および排水処理施設の設置状況を確認した結果、上水施設および排水処理施設ともに約 82%（23 件中 19 件）の設置状況で、環境対策は概ね実施されていると解釈できる。但し、産業廃棄物処理施設については、記述がなかったために、データからの判断はできていない。

タイ政府が定めた工場排水基準値は、1992 年に制定された国家環境保全向上法に基づき、1996 年に科学技術環境省告示として発令された。個々の工場への設定にあたっては、当該工場を管轄する政府機関により工場の条件、すなわち、規模、業種、立地条件、排水の性質などを考慮して、国の基準内で値が決められ、また新たな項目が追加されることもある。そして、これらの多くは、日本の基準値より厳しい（地球・人間環境フォーラム，1999）。

このように、タイでは工業化が推進されて約 50 年以上経過し、環境法整備も制定が開始されてから約 40 年が経過している。岡本（1997）によれば、タイでは過去の環境問題の経験から国民の間に強い環境保全意識がある。したがって、多国籍企業だけでなく、政府や工業団地、民間企業も一定の環境配慮を実施する時期になったと考えられる。しかしながら、工業省や IEAT の環境規制が厳しいため、企業にとっては環境対策費用が負担となっているとも考えられる。

そこで、タイの企業が相対的に厳しい環境規制を逃れて周辺国に越境投資する企業が、相対的に緩い周辺国の環境法規を遵守するか否かについて、カンボジアおよびミャンマーを対

⁴¹ この報告書には、57 工業団地と 5 レンタルファクトリーについて、基本情報、営業所情報、分譲・開発状況、土地、貸工場（レンタル工場）、建売工場、貸工場（レンタル工場）および建売工場の地盤等、工場団地の地盤等、労働力、インフラストラクチャー等のアンケート形式で回答が行われている。

象として考察する。

表 14 タイの工業団地における公害対策

地域	工業団地	設立	ゾーン	上水 t/日	排水処理 t/日
Bangkok	Bangchan Industrial Estate	1969	1	6,500	
Bangkok	Nava Nakorn Industrial Zone	1971	1	120,000	50,000
Bangkok	Ladkrabang Industrial Estate	1976	1	25,000	18,600
North East	Northern Region Industrial Estate	1983	3	30,000	24,000
South	Southern Industrial Estate (Songkla)	1984	3	23,000	3,000
Central/West	Rojana Industrial Park (Ayutthaya)	1988	2	225,000	50,000
Central/West	Hemaraj Saraburi Industrial Land	1988	2	785,000	10,000
East	Hemaraj Chonburi Industrial Estate	1988	2	36,000	8,400
East	Hemaraj Eastern Industrial Estate	1988	3	60,000	12,000
East	Amata Nakon Industrial Estate	1989	2	12,600	
East	Asia Industrial Estate	1989	3		28,000
Central/West	Saha Rattana Nakorn Industrial Estate	1991	2	10,000	8,000
Bangkok	Gemopolis Industrial Estate	1993	1		
East	IPP Industrial Park	1994	3		1,700
East	304 Industrial Park	1994	3	120,000	70,000
East	Amata City Industrial Estate	1995	3	7	
East	Eastern Seaboard Industrial Estate	1995	3	36,000	26,000
East	Hemaraj Rayong Industrial Land	1995	3	50,000	16,000
North East	Northern Region Industrial Estate (Pichi	1995	3		5,100
Central/West	Khao Yoi Industrial Park	1996	3	5,000	2,500
East	Hemaraj Eastern Seabord Industrial Esta	1996	3	28,000	6,000
Central/West	Ratchaburi Industrial Estate	1998	2	40,000	32,000
North East	Nava Nakorn Industrial Zone (Nakornra	2005	3	50,000	6,700

(出所) JETRO (2011)

4.6 カンボジア

4.6.1 公害関連法規

カンボジアは、長年の紛争の後に、1992 年 3 月に国際連合カンボジア暫定機構 (UNTAC) の監視が開始され、1993 年 9 月にはカンボジア王国が誕生してから本格的な外国資本の投資が開始された (Sotharith, 2011)。環境に関する法規制としては、1996 年に環境保護と自然資源管理に関する法律が制定されて以降、固形廃棄物、水質汚染管理に関する法律などが制定されているが、タイのように工業団地内で規制するための法律整備は行われていない (表 15)。

表 15 カンボジアの公害法規

1996年 環境保護と自然資源管理に関する法律
 1999年 固形廃棄物の管理に関する政令
 水質汚染管理に関する政令
 環境負荷評価手順の実施に関する政令
 2000年 大気汚染と騒音公害の管理に関する政令

(出所) JETRO (2013a)

4.6.2 工業団地における公害対策

日系の工業団地が進出している 6 ヶ所の工業団地について、インフラの整備状況の調査を行った。カンボジアの工業団地の開発主は、カンボジア資本、中国資本、日本の ODA（政府開発援助）および日本の民間資本に大きく分けられる。日本の ODA および民間資本で開発された工業団地には、工業用水および排水設備が完備されているが、それ以外のカンボジアおよび中国には、排水設備が設置されておらず、場合によっては工業用水の施設さえも設置されていなかった。これらの工業団地の借地料は、排水設備が不十分な工業団地では、USD 30/m² 前後であるのに対して、環境設備が完備された日本の ODA および民間資本の工業団地では、USD 60/m² 前後と約 2 倍になっている（表 16）。

一般に途上国の工業団地では、政府による環境法規制の整備が不十分でも、工業団地単位で環境規制の運用をなすことができ、工業団地の環境規制が不十分な場合でも、投資する先進国の環境モラルの高さが PHH を食い止めることができる場合がある。一方で、工業団地の環境対策が未整備なまま安価な借地料で企業誘致を図ることもでき、環境規制の緩い状態では環境問題発生リスクは高くなる。借地料の差額が環境対策費用だとすると、投資額に占める環境対策費用の割合は、約 50% となり、カンボジアの場合は越境投資に占める環境費用の割合は、かなり大きくなるといえる（Kida & Fujikura, 2015b）。

表 16 カンボジアの工業団地におけるインフラ整備状況

工業団地	プノンペン	シハヌークビル港	シハヌークビル	コッコン	ポイベト
ロケーション	プノンペン市内	プノンペンから 230km	プノンペンから 210km	レムチャバンか 370km タイ国境	レムチャバンから 250km タイ国境
設立	2006年4月	2009年9月	2006年10月	2006年	2005年
開発	日本民間資本 カンボジア資本	円借款	中国資本	カンボジア資本	カンボジア資本
開発面積	360 ha	70 ha	11.13 km ²	335ha	385 ha
電力	公共送電線 IPP (13MW)	公共送電線 (22KV)	公共送電線 自家発電 (2MW)	タイからの供給	タイから供給
工業用水	構内浄水施設	地下水	開発予定	浄水施設	浄水施設
排水設備	排水処理施設	排水処理施設	開発予定	なし	なし
借地料	USD55/m ²	USD65/m ²	USD28/m ²	USD20/m ²	USD33/m ²
進出企業	味の素、ミネア他 全48社	王子ホールディングス 他	アスレ電器他 全26社	矢崎産業他	タイ企業 1社

（出所）国際協力銀行（2013a）より筆者作成

4.7 ミャンマー

4.7.1 公害関連法規

ミャンマーは、2012 年に環境保護法が制定はされているが、詳細な法規は制定されていない。既存の工業団地は、軍事政権下にミャンマー政府によって開発されたものが大部分であり、環境に対する規制を工業団地単位で規制する体制にもなっていない。新しい工業団地が開発されたとしても、それに対応する効果的な公害対策法の制定は、まだ行われていない。但し、日本の資本で開発中のティラワ工業団地については、SEZ（経済特区）として環境への特別の配慮がなされる見込みであり、SEZ 内での運用面での規制は可能と考える。

4.7.2 工業団地における公害対策

ミャンマーの工業団地について、JETRO の工業団地調査報告書（JETRO, 2013a）から 5 ヶ所の工業団地を調査した（表 17）。これらは、カイン州、かつての軍事政権、そして日系企業とミャンマー企業の合弁企業の 3 種類によって開発されたものである。

表 17 ミャンマーの工業団地におけるインフラ整備状況

工業団地	ミンガラドン	ミャワディ	Dagon Seikkan	南Dagon	Hlaing Thar Yar
ロケーション	ヤンゴン市内	タイとの国境	ヤンゴン近郊	ヤンゴン近郊	ヤンゴン近郊
設立	1996年	2014年	1997年	1996年	1995年
開発	ミャンマー資本 日系総合商社	カイン州	工業省	工業省	工業省
開発面積	89.8 ha	50ha	489ha	86ha	567ha
電力	公共送電線	タイから供給	公共送電線	公共送電線	公共送電線
工業用水	地下水(井戸15基) 5,000m3/日	地下水	地下水	地下水	地下水
排水設備	排水処理施設 5,000m3/日	なし	なし	なし	なし
借地料	USD58/m2		USD36/m2	USD41/m2	USD67/m2
進出企業			102社	661社	595社

（出所）JETRO（2013a）より筆者作成

・借地料は、USD 1=900 チャットとしてドル換算（2015 年 6 月 6 日）。

これらの状況は、カンボジアの工業団地とよく似ている。日系企業が開発に参加した工業団地は、電力、上水施設および排水処理施設が完備されているが、カイン州および軍事政権によって開発された工業団地は、排水処理施設が完備されていない。排水処理施設の完備の有無は、借地料にも反映されており、排水処理施設が完備されていない土地の借地料が USD

40/m²であるのに対して、排水処理施設が完備されている土地の借地料が USD 58/m²と設定価格が低いことが判る。つまり、差額の環境対策費用が、投資額の大きな割合を占めているのである。

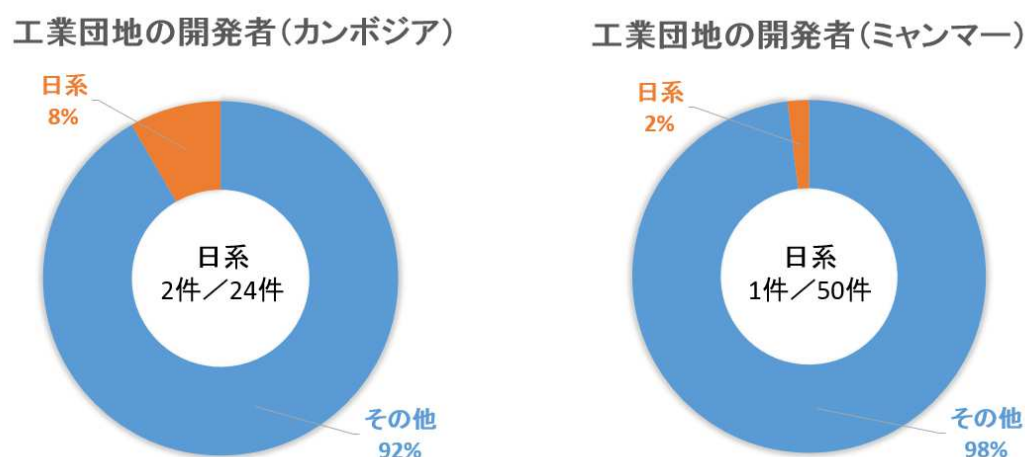
この表における借地料と排水施設の関係には1つの例外（Hlaing Thar Yar 工業団地）があるにしても、投資家が安価な借地料を考慮に入れて、排水処理施設がない工業団地への投資を進め、自社内でも環境対策を講じないまま公害を引き起こす可能性があると言えよう（Kida & Fujikura, 2015b）。

4.8 考察

4.8.1 日系工業団地の割合

カンボジアやミャンマーにおける日系工業団地は、排水処理施設が装備されているために、環境に影響を与えるような排水は行われていない。しかしながら、このような日系工業団地の割合は、カンボジアで全体の8%、ミャンマーでは全体の2%にすぎない（図 32）。カンボジアとミャンマーの工業団地の大部分は、日系以外のローカル（省、州および民間）によって開発が行われていて、しかも、その大部分の工業団地では排水処理施設を装備していないことが予想される。そのため、カンボジアとミャンマーの工業団地では、工場の製造工程から排出される排水によって公害が発生するリスクが高いといえる。

図 32 カンボジアとミャンマーにおける日系工業団地の割合



（出所）国際協力銀行（2013a）および JETRO（2013a）より筆者作成

4.8.2 工業団地選択と公害発生の可能性

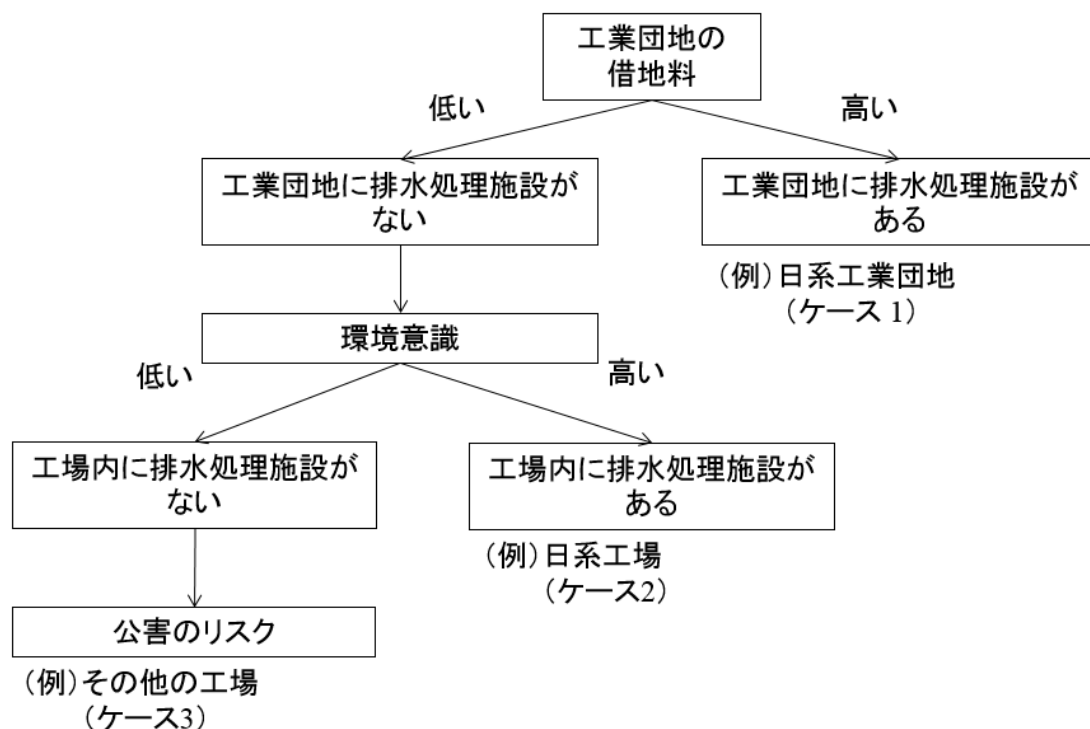
図 33 は、投資家がカンボジアまたはミャンマーで工業団地を選択する場合に、その検討プロセスで排水処理施設の有無がどのように関連するかを示したものである。たとえば、投資家が工場を建設する場合に、費用と収益を比較考慮したフォージビリティ（実現可能性）調査を行う。これらの費用には、工場の建設費用やファイナンスを基にした「初期投資費用」と、給与、税金や工場の土地の借地料⁴²などの「オペレーションコスト」に分けられる。投資家が高い借地料でも支払おうとするのであれば、排水処理施設が完備された工業団地が選択される可能性がある。すなわち、工業団地内で適正な排水処理が行われ公害を制御できることを意味している（ケース 1）。

しかしながら、投資家が安価な借地料を選択した場合には、投資家が工業団地内で自ら公害対策を実施する必要が生じる。ここで問題となるのが環境意識である。インドの事例のように投資家が環境意識を有する場合には、彼らは工場の敷地内で公害対策を実施する（ケース 2）。カンボジアやミャンマーの工業団地では、環境意識のある投資家が安価な借地料で工場に投資する場合、公害対策として自費で施設を設置するために、追加費用を支払う。これに対して、公害の法規が運用されていない場合で、投資家にも環境意識がない場合には、ケース 2 のような配慮は期待できない（ケース 3）。このシナリオは、投資家がカンボジアおよびミャンマーにおいて公害を引き起こすリスクがあることを意味している。もし、投資家がケース 3 を意図的に選択した場合には、公害が顕在化するリスクが大きいのである。つまり、環境規制が緩い国に対する越境投資においては、持続可能性を維持するためにも、受入側の環境政策だけでなく、投資側の環境意識も必要となる。

投資国では国内の公害に関する法規の制定や運用は、通常、よく行われているが、受入国では国内の法の制定や運用は、まだまだ不十分なことが多い。そこで、途上国で工場を操業する企業が、公害に対する法規がないことを確認した場合には、自主的に公害対策を実施する必要がある。この 1 つの例が、インドで操業している日系企業であるが、このような企業行動は、常に期待できるものでもない。公害法規に対する適切な運用がない途上国では、FDI および越境投資の結果として公害が発生するおそれがあるといえることができる。

⁴² カンボジアやミャンマーでは、外国人の投資家は、土地の取得が許可されていないために、一般に工業団地では土地の賃借が行われている。

図 33 工業団地選択と公害発生フロー



(出所) 筆者作成

4.8.3 マキラドーラとフラグメンテーション

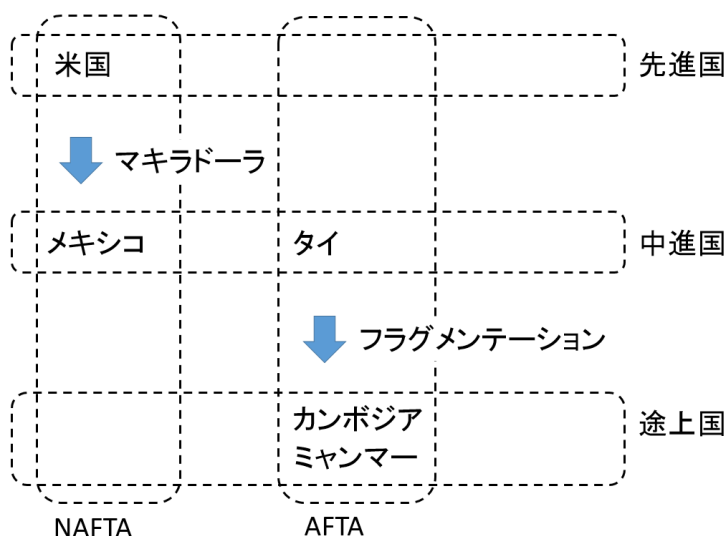
ASEAN では、経済発展に伴う工業化が進んできたため、フラグメンテーションとしてタイからカンボジアおよびミャンマーに、つまりサービスリンクコストの高い国から低い国へ越境投資が行われているが、同様の越境投資は、1990 年代の米国からメキシコのマキラドーラにおいても見ることができる。マキラドーラの場合は、経済発展とともに周辺で環境問題が深刻になり、社会問題を引き起こしたが、最終的に NAFTA による経済統合によって対策を講じることになり、環境問題が解決することになった。

メキシコのマキラドーラにおける越境投資の事例を ASEAN に当てはめると、多国籍企業のある米国に相当するのが ASEAN ではタイであり、投資先のメキシコに相当するのがカンボジアやミャンマーということになる。そして、米国とメキシコの経済統合である NAFTA は、ASEAN における経済統合の AFTA ということになる。中進国に成長したタイでは、政府にある程度環境対策が整っていると言えるが、途上国のカンボジアおよびミャンマーでは、環境法規や工業団地における環境対策が十分に行われているとは言い難い。この点で、先進国米国から中進国メキシコへの越境投資の NAFTA のケースと、中進国タイから後進国カンボジ

アおよびミャンマーへの越境投資の AFTA のケースとは異なる（図 34）。

タイの多国籍企業は、最終製品を製造するための生産体制をカンボジアやミャンマーに移転し始めている。タイを中心とするフラグメンテーションは始まったばかりで、周辺国における工場の大部分は、縫製や組立工程を主としているために、今のところ公害に対する影響は顕在化していない。しかし、経済統合やフラグメンテーションによって経済発展が進み、周辺国が労働集約型産業の集積地から重工業や化学産業の集積地に成長した場合には、公害を発生する製造工程が増えることが十分に予想される。アジアの FDI の先行事例としてのインドでは、環境法規の整備が十分であるにもかかわらず、排水処理や産業廃棄物処理などの環境対策が未整備な工業団地が多数存在する。カンボジアやミャンマーでは、環境法規の整備が不十分なだけでなく、環境対策も事業主によっては未整備な工業団地が存在しており、しかも越境投資において、環境対策が不十分な工業団地が安価で取得することができる。したがって、公害発生リスクはインドよりも高くなる可能性がある。

図 34 マキラドーラとフラグメンテーションの関係



（出所）筆者作成

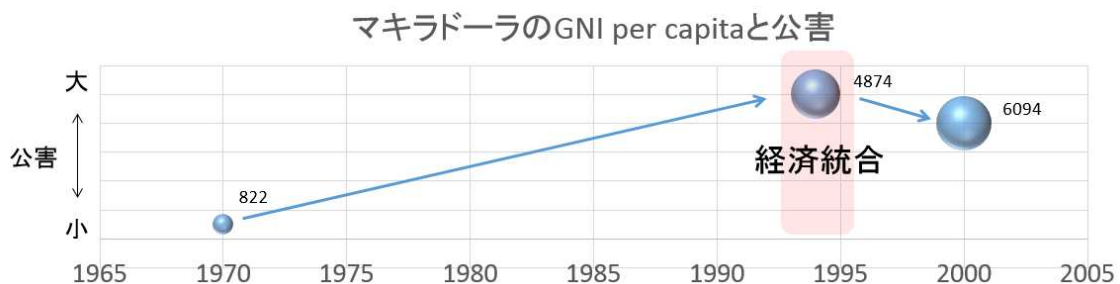
4.8.4 NAFTA の経済統合とマキラドーラ

メキシコ政府は、非熟練労働者に対して雇用創出を行う輸入代替政策をマキラドーラによって約 20 年間継続したが、その後の 1980 年代に、輸出志向工業化政策を実施した結果、公害問題が深刻になり、近隣住民が被害を受けるという社会問題を引き起こした。しかし、NAFTA の経済統合を機に公害に関する付属協定（NAAEC）が制定されて、公害は改善された。

メキシコでは、工業化に伴う公害問題を経済統合が解決する対策となった。

EKC 理論では環境悪化にピーク時（最高点）があり、時間の経過とともに環境悪化の度合いが上昇して、その後減少するという逆U字を表す（Gallagher, 2004）。このピーク時には、当初、GDP が USD 3,000 から USD 5,000 であったが、最近の研究では、このピーク時の GDP が USD 14,730 から USD 35,000 とこのレンジが高くなっている。この理論は、環境悪化にターニングポイントがあることを指摘するとともに、環境悪化がターニングポイント（転換期）をむかえる前には数十年の期間を要することも示している。メキシコのマキラドーラにおける環境汚染のレベルは、NAFTA の経済統合の時点で、メキシコがすでに EKC のピーク時を越えていることを示している（図 35）。

図 35 マキラドーラの GNI per capita と公害



（出所）United Nation, UN data より筆者作成

4.8.5 ASEAN の経済統合とフラグメンテーション

タイのフラグメンテーションとメキシコのマキラドーラは、越境投資という文脈では同様の製造システムであるが、AFTA と NAFTA では導入した経済発展の時期が異なる。NAFTA の経済統合が成立した時、米国は先進国であったが、タイはまだ中進国になったばかりである。米国の投資先であるメキシコは、NAFTA に加入した時には、すでに中進国に成長していたが、カンボジアは、1993 年に輸入代替工業化戦略にもとづく市場開放を開始したばかりであり、ミャンマーは、2011 年に軍事政権から輸入代替工業化戦略にもとづく民主主義に移行していたが、後発開発途上国のままである。AFTA の経済統合ののち両国は、ともに経済発展が加速されることになり、輸入代替工業化戦略と輸出志向工業化戦略を同時に推進することになると予想される。カンボジアとミャンマー両国の経済発展は、1990 年代のメキシコの経済統合の状況に比較すると大きく遅れており、両国の工業化は始まったばかりである（図 36）。ASEAN の経済統合と越境投資は、1990 年代の NAFTA 以前にメキシコでみられたような環境悪化が再現されるリスクがある。

図 36 カンボジアの GNI per capita と公害



(出所) United Nation, UN data より筆者作成

EKC 理論がカンボジアとミャンマーに適用できるならば、両国が環境負荷のピークを越えるまで数十年を要することになる。メキシコは、越境投資から約 30 年の時間を経て経済統合を実現したが、カンボジアとミャンマーは越境投資と経済統合が同時に実現することになる。これは、経済が急成長するとともに環境負荷が急増するリスクがあることを意味する。

AEC と ASCC のブループリントには、適用項目として環境悪化に対する戦略目標が記載されていない。しかし、NAFTA の教訓を生かすならば、可能な対策は事前に講じるべきである。NAFTA の付属協定のような環境に関する補助的な協定は、このような経済状態の移行期には役立つ。AFTA 後の ASEAN における 3 つの共同体の構築過程で、タイは、近隣諸国に対して NAFTA における米国に似た役割を演じることができる。NAFTA が締結された過程で、市民社会や NGO などが環境問題に関心を示し、付属協定を締結するために政府に働きかけた。NAFTA と付属協定の教訓を踏まえた場合、地元の NGO や市民団体などが環境に対して意識を高く持つ必要があり、これが監視機能として働き始めると、コミュニティからの圧力として効果を増す。但し、ASCC には、コミュニティの意見を受け付ける機能がないために、これを AFTA にも創設する必要がある。そして、日本、米国、EU のメンバー国そして国際機関は、ASEAN の越境投資から発生する環境問題を解決する対策として、ASCC を支援する必要があるだろう (Kida & Fujikura, 2015b)。

4.8.6 フラグメンテーションと環境問題

ASEAN の越境投資であるフラグメンテーションは、経済統合によるメリットを活用したビジネスモデルであるが、越境投資先のカンボジアやミャンマーなどの途上国で環境問題が発生することが予想される。調査した限りでは、日系企業や日系企業が事業に参加している工業団地では環境対策がなされているようであったが、全体の一部にすぎず、それ以外の工業団地で環境問題が発生するリスクが高い。なぜなら、カンボジアおよびミャンマーの工業

団地では、投資額に占める環境対策費用の割合が大きいために、途上国の安価な土地に越境投資をして、環境対策を行わないという PHH が成立するリスクが高いからである。

しかしながら、現状の ASEAN 経済統合のためのブループリントには、環境政策が明示されていない。そのため ASEAN では、今後の更なる工業化に伴って発生する環境問題に対して、減少させる手段がない。ASEAN の経済統合にあたって、NAFTA の教訓を生かした環境に関する規定を設けなければ、カンボジアやミャンマーなどのタイの周辺で 1980 年代のマキラドーラのような環境問題が発生するリスクが高いといえる。

5. 総合考察

5.1 結論

本稿では、リサーチクエスションである「ASEAN の経済統合に伴う越境投資によって、タイ周辺国では国境地帯で公害が発生するリスクが高まるか？」に対して、メソットの縫製工場をケーススタディとして最低賃金政策の適用状況、およびその縫製工場で働く移民労働者の帰還の可能性を調査することによって、企業による越境投資の可能性を論じた。次に、越境投資先のミャワディ工業団地における経済発展の状況について、マキラドーラで実施された経済政策の視点から検討を行った。最後に環境政策の視点からは、インド、カンボジアおよびミャンマーの現状の環境対策の事例から越境投資による環境への影響を予想した。本研究から導かれた結論は、以下のとおりである。

2015 年の AFTA の完成と AEC の発足による経済統合によって、ASEAN では関税がなくなり、6 億人の経済圏が誕生する。それに伴って、物流経路などのインフラ整備が活発化する。多国籍企業は、ASEAN 加盟国間の経済格差を利用して、タイを中心とした生産工程のフラグメンテーションを形成して、周辺国を巻き込んだ国境での越境投資を増加させる。

タイでは、最低賃金政策の影響を受けて、労働集約型産業が周辺国への越境投資を検討するようになるが、国境付近で移民労働者を雇用しているローカル企業は、当面、越境投資を行わないだろう。なぜなら、ローカル企業は、CSR の意識が低いために移民労働者のうち不法就労者を雇用して最低賃金政策の適用を逃れているからである。

しかし、主要な多国籍企業は不法就労者の雇用を避けようとするので、タイの周辺国であるミャンマーおよびカンボジアでは、タイの最低賃金政策の影響を受けて労働集約型産業の越境投資が盛んになるであろう。そして、タイ国境のミャンマー人による移民労働者は、ミャンマーに工業団地開発で雇用の創出が行われた場合には、タイ国内より多少賃金が低下しても、自国に帰還して労働集約型産業の工場で勤務することになるであろう。

ミャンマーの工業団地では、外国企業や外国人による国境での入国をコントロールしながらマキラドーラ方式などの許認可による優遇措置を多国籍企業に与えれば、越境投資を推進できるかもしれない。ただし、ミャンマーのサポーティング・インダストリーは、軍党政権下で育成されてこなかったもので、越境投資が国内産業の成長に及ぼす効果は限定的なものにとどまる。

つまり、ASEAN の経済統合は、タイから周辺国への企業の越境投資を活性化させて、移民

労働者が母国に帰還する動機となるという点で経済効果と雇用創出効果はあるが、サポーター・インダストリーへの波及効果にまでには至らない。そこで周辺国は、経済政策として自国のサポーター・インダストリーを育成するために、政府の介入が必要となる。

AFTA の経済統合時にカンボジアおよびミャンマーはまだ後発開発途上国であるため、多国籍企業の越境投資にともなって環境悪化が進むおそれがある。なぜなら、カンボジアやミャンマーでは工業団地の借地料が排水処理施設等の公害対策費用に左右されるからである。環境意識の低い投資家は、公害対策が欠落しているために借地料の安価な工業団地を選択する蓋然性が高い。しかも、これらの後発開発途上国では、環境政策がいまだ確立していないため、こうした越境投資に伴って公害が発生するリスクが高い。タイと周辺国は、越境環境対策として国家を超越した環境政策を確立して、各国および多国籍企業の環境管理を向上させる必要がある。

5.2 インプリケーション

本研究では、ASEAN の多国籍企業による越境投資という企業戦略を通じて、その経済効果とその結果として発生する社会影響および環境影響を議論した。そこで得られたインプリケーション（含意）を下記に示す。

ASEAN 共同体のブループリントには、移民労働者と公害対策についてのそれぞれに実施項目が掲げられており、これらは企業の意思決定に相互に影響を及ぼしあっているが、実施項目をどのように達成するかという具体策はないことが判る。

不法就労者の雇用は、労働問題だけでなく国際的な人権問題にも発展しているため、その採否は違法性だけでなく企業のレピュテーションにも関わってくる。しかしながら、現在のタイにとって劣悪な条件下でも働く不法移民労働者は、今回フォーカスした縫製産業だけでなく、皮革産業や水産業などの悪臭が漂うような労働集約型産業での労働力にとって欠かせない存在となっている。そのため、彼らの帰還の動機となる越境投資を一概に進めることはできない。国内の労働集約産業の空洞化につながりかねないからである。タイ政府は、自国の労働者を最低賃金政策で保護するとともに、移民労働者をどう確保するかが今後の政策課題となるだろう。

環境については、基準が国、地域および工業団地などの投資先によって異なるために、企業の対応も様々となる。先進国では基準が厳しいために違法とみなされる行為でも、途上国では基準が存在しないか、あっても十分な運用がなされないために、事実上許される事態が

生じうる。越境投資に際して多国籍企業が適切な公害対策・環境管理を行うようにするためにも周辺国は、早期に環境政策を整備し、適正な運用を図る必要がある。

これまで東アジアは、後発の利益を享受して発展を加速することができた。同様の学習を基礎とした後発の利益は ASEAN の途上国にも期待できる。同時に後発の政策分野として発達した環境政策についても、先進国の公害対策などの経験を通じて得られた教訓 “Lessons learned” がある。越境投資の環境政策においても ASEAN が、NAFTA の経験を生かした後発の利益を享受することを期待したい。

5.3 NAFTA の現状

メキシコでは、2010 年に入ってから日系自動車メーカー⁴³による投資が盛んになっている。星野（2014）によれば、現在でもメキシコは、米国との間で 1 人あたりの GDP が 5 倍の経済格差があるため⁴⁴、自動車メーカーは、この格差を活用して北米サプライチェーンを発展させている。しかし、日系自動車メーカーは、製品の品質・精度に関して高い選定基準を持っているために、メキシコのサプライヤーには参入障壁が高く、結局、日系自動車メーカーのサプライヤーには日系サプライヤーが部品を供給するしかなかった。マキラドーラの成立から半世紀が経っても、メキシコのサポーティング・インダストリーは育成されていなかったのである。ようやく近年になって、欧州からの移民による企業がサプライヤーとして進出するようになり、自動車メーカーの高い選定基準にも対応できるようになった（星野，2014）。

北米のサプライチェーンは、NAFTA のメリットを享受しており、この意味で NAFTA の経済統合が、格差のある米国とメキシコの間での経済のドライビングフォースとなってきた。ただし、メキシコのサプライヤーを含むサポーティング・インダストリーは、NAFTA が成立してから十分には成熟できてこなかった（Kida & Fujikura, 2015a）。政府によるサポーティング・インダストリー育成のための政策が引き続き必要といえる。

⁴³ 2011 年にマツダが、メキシコシティ近郊のグアナファト州に第 1 プラント建設を発表し、同年、ホンダもグアナファト州に第 2 プラント建設を発表した。2012 年には、日産がアグアスカリエンテス州に第 3 工場の建設を発表した（星野，2014）。

⁴⁴ 2012 年の JETRO データベースによると、1 人あたりの GDP は、米国が USD 49,922 であるのに対して、メキシコが USD 10,247 である（星野，2014）。

5.4 AEC の進むべき方向

ASEAN には、後発開発途上国から先進国に相当する経済レベルの国までが集結している。多国籍企業が市場の拡大と競争力の向上を目指してグローバルに事業展開している現在、ASEAN 内の地域格差を抱えたままの地域統合は、むしろ多国籍企業にとってのビジネスチャンスとなり、ASEAN にとっても経済発展を促進する機会となりうる。ASEAN の経済政策および環境政策が多国籍企業の越境投資をどのように捉えるか、今後の ASEAN 経済統合の重要な鍵となる。残念ながら、タイが NAFTA における米国のようにリーダーシップを十分に発揮することは、現在の国内の政治的混乱やインドネシアが ASEAN の主導権を握っている点から難しい。また、ASEAN の内政不干渉主義から判断して、加盟国が越境問題や他国内の環境問題に積極的に関与することも容易ではないだろう。そこで筆者は、タイで多国籍企業が一番多い日本や欧米から ASEAN へ政策的な働きかけを行うことを提案する。具体的には、日本政府が二国間外交政策として実施している政策対話⁴⁵を ASEAN の越境投資に関わる環境問題や労働問題にまで拡大し、政策提言を行うことである^{W10}。ASEAN がこれに応えることができれば、多国籍企業による越境投資が円滑に進められつつも、地域の社会環境問題に対してより適切な対応が行われることになるだろう。

5.5 今後の課題

本稿では、タイの最低賃金政策が周辺国に及ぼす影響について、越境投資という企業行動がもたらす国境地域における移民労働者の帰還や労働環境についての社会影響と環境影響を分析した。今後はこのような社会環境影響の分析をさらに進めてゆきたい。当面の課題と考えられるのは、タイとその周辺国であるミャンマー、カンボジアに建設された既設工業団地における投資国別の工場の社会環境パフォーマンスを事例分析し、理論化を試みたい。具体的には、労働者の国籍や給与体系の分析、環境対策の実施状況などが調査対象となる。そして、それをもとに、AFTA の社会環境影響を予測したい。また、越境投資に係る環境配慮を支援できる立場にある国際機関や先進国の政策についても分析を進めていきたい。

⁴⁵ 環境省では、我が国の経験を伝えつつ、ニーズに応じた協力を進めるため、地域フォーラムでの協力、国際機関への協力、二国間協力の推進等を通じて環境政策対話の推進を図っている^{W11}。

謝辞

本論文をまとめるにあたって、多大なご指導をいただいた恩師である法政大学大学院公共政策研究科の藤倉良教授に、まずはお礼を申し上げます。藤倉先生には、博士後期課程から公共政策の研究を始めた筆者に対して、研究室での指導、フィールドスタディ、学会発表、英文査読論文の投稿、そして本稿の作成にあたり実に丁寧で親切なご指導をいただきました。藤倉教授の暖かいご指導がなければ、博士論文の完成には至っておりません。

本論文を査読していただき、貴重なご意見をいただいた法政大学大学院公共政策研究科の武貞稔彦教授および広島大学大学院国際協力研究科の金子慎治教授にも感謝を申し上げます。また、毎週の研究室での発表に対して、有益なご意見をいただいた藤倉研究室（博士後期課程）の皆さんにもお礼を申しあげます。

仕事をしながら博士課程での研究に理解を示していただいた前田建設工業株式会社経営管理本部の莊司利明本部長（取締役専務執行役員）および浜野賢治人事部長にも、この場を借りて、御礼申し上げます。さらに、ミャンマーおよびタイでのヒアリングや調査でお世話になった横田祥子さん、Khin Mon Soe さん（Myanmar Heart Land Ltd）およびインドの資料収集でお世話になった Ajit Singh 氏（Maeda India Corporation Ltd）には、この場を借りてお礼を申し上げます。

最後に、博士課程での研究に対して、いつも心の支えになってくれた家族、妻の香、娘の冴香そして息子の悠功には、心から感謝したいと思います。ありがとうございました。

参考文献

- 青木健編著. (2001). *AFTA (ASEAN 自由貿易地域): ASEAN 経済統合の実情と展望*. 日本貿易振興機構 [JETRO].
- ASEAN-Japan Centre. (2014). *ASEAN 情報マップ*. ASEAN-Japan Centre.
- 石川幸一, 清水一史, 助川成也. (2013). *ASEAN 経済共同体と日本: 巨大統合市場の誕生*. 文真堂.
- 石戸光, 伊藤恵子. (2010). 財貿易. 黒岩郁雄編著. *東アジア統合の経済学*. 日本評論社.
- 伊藤路子. (2010) タイにおける移民労働者管理とその課題. 石田正美編. *メコン地域: 国境経済をみる*. アジア経済研究所, 2010.
- 絵所秀紀. (1997). *開発の政治経済学*. 日本評論社.
- 大野健一, 桜井宏二郎. (1997). *東アジアの開発経済学*. 有斐閣アルマ.
- 岡本英雄. (1997). タイにおける環境意識の構造. 西平重喜, 小島麗逸, 岡本英雄, 藤崎成昭編. *発展登場国の環境意識: 中国、タイの事例*. アジア経済研究所.
- 柿崎一郎. (2002). 戦後復興期タイにおける道路整備 (1945 年-1957 年): 低規格道路から高規格道路へ. *アジア研究*. アジア経済研究所.
- 柿崎一郎. (2011). *東南アジアを学ぼう: メコン圏入門*. ちくまプリマー新書.
- 国際協力銀行. (2013b). *インドの投資環境*. 第 2 版, (株)国際協力銀行.
- 国際協力銀行. (2013a). *カンボジアの投資環境*. 第 2 版, (株)国際協力銀行.
- 金堅敏. (1999). *自由貿易と環境保護: NAFTA は調整のモデルになるか*. 風行社.
- 工藤年博. (2010). ミャンマーの国境地域開発: ミャワディ=メーソット国境を中心に. 石田正美編. *メコン地域: 国境経済をみる*. アジア経済研究所.
- 佐藤 仁. (2008). タイの環境政策と地方分権: 計画の重層性と行政のインセンティブ. 寺尾忠能, 大塚健司編. *アジアにおける分権化と環境政策*. アジア経済研究所.
- 経済産業省, 新日本有限責任監査法人, 独立行政法人日本貿易振興機構. (2014). *平成 25 年度新興国での新中間層獲得に向けた個別のインフラ整備等のための事業実施可能性調査 ミャンマー・ミャワディ・パーン SEZ・PPP 事業調査報告書*. 経済産業省.
- 櫻井通晴. (2005). *コーポレート・レピュテーション: 「会社の評判」をマネジメントする*. (株)中央経済社.
- 首藤もと子. (2014). ASEAN 社会文化共同体に向けて: 現況と課題. 山影 進編. *新しい ASEAN: 地域共同体とアジアの中心性を目指して*. アジア経済研究所.

- 末廣 昭. (2000). *キャッチアップ型工業化論：アジア経済の軌跡と展望*. 名古屋大学出版会.
- 田島陽一. (2006). *グローバリズムとリージョナリズムの相克：メキシコの開発戦略*. 晃洋書房.
- 谷浦妙子. (2000). *メキシコの産業発展*. アジア経済研究所.
- 谷本寛治. (2004). *CSR 経営：企業の社会的責任とステイクホルダー*. 中央経済社.
- 地球・人間環境フォーラム. (1999). *日系企業の海外活動に当たっての環境対策（タイ編）：「平成 10 年度日系企業の海外活動に係る環境配慮活動調査」報告書*. 地球・人間環境フォーラム
- 辻田祐子. (2005). インドにおける工業汚染対策の展開と課題：司法積極主義に関する一考察. 寺尾忠能, 大塚健司編. *「開発と環境」の政策過程とダイナミズム*. アジア経済研究所, 101-134.
- 当間正明. (2010). マプタプット工業団地周辺地域の産業発展と環境汚染問題について. *盤谷日本人商工会議所所報*, 2010.02, 34-39.
- 西澤信善. (1998a). ビルマ式社会主義の展開：民政移管と経済の立て直し. *広島平和科学*, 広島大学平和科学研究センター.
- 西澤信善. (1998b). ビルマ式社会主義の崩壊過程の経済分析. *国際協力論集*, 神戸大学大学院国際協力研究科.
- 日本産業機械工業会. (2011). *平成 22 年度新興国における環境政策等に関する調査研究報告書*. 日本産業機械工業会.
- 日本貿易振興機構 [JETRO]. (2011). *タイ国工業団地調査報告書*. JETRO.
- 日本貿易振興機構 [JETRO]. (2013a). *ミャンマー工業団地調査報告書*. JETRO.
- 日本貿易振興機構 [JETRO]. (2013b). *第 23 回アジア・オセアニア主要都市・地域の投資関連コスト比較*. JETRO.
- 日本貿易振興機構 [JETRO]. (2015). *ジェトロセンサー*, 2015 年 9 月号. JETRO.
- 平田章. (1978). 加工輸出区と工業化政策：「輸出促進」開発戦略の逆説. 藤森英男編. *アジア諸国の輸出加工区*. アジア経済研究所.
- 藤倉 良. (2002). 日本の地方公共団体の硫黄酸化物対策：高度経済成長期に実施された公害防止協定と行政指導. 寺尾忠能, 大塚健司編. *「開発と環境」の政策過程とダイナミズム*. アジア経済研究所.

- 藤森英男編. (1978). *アジア諸国の輸出加工区*. アジア経済研究所.
- 藤森英男編. (1990). *アジア諸国の産業政策*. アジア経済研究所.
- 船津鶴代 (1997). タイにおける環境意識: 環境問題の「体制内」化とブームの行方. 西平重喜, 小島麗逸, 岡本英雄, 藤崎成昭編. *発展登場国の環境意識: 中国、タイの事例*. アジア経済研究所.
- 船津鶴代 (2013). 2000年代体の産業公害と環境行政ーラヨン県マータートゥット公害訴訟の分析ー. 寺田忠能編. *環境政策の形成過程*. アジア経済研究所.
- 星野妙子. (2014). *メキシコ自動車産業のサプライチェーン: メキシコ企業の参入は可能か*. アジア経済研究所.
- 山影 進. (2014). ASEANの歩んできた道、これから作る道: 「新しいASEAN」の浮上. 山影 進編. *新しいASEAN: 地域共同体とアジアの中心性を目指して*. アジア経済研究所
- Amsden, A. (1989). *Asia's next giant: South Korean and late industrialization*. New York: Oxford University Press.
- Association of Southeast Asian Nations [ASEAN]. (2008) *ASEAN Economic Community Blueprint*, ASEAN.
- Association of Southeast Asian Nations [ASEAN]. (2009) *ASEAN Socio-Cultural Community Blueprint*, ASEAN.
- Balassa, B. (1962). *The Theory of Economic Integration*. Routledge.
- Dasgupta, S., H. Hettie, et al. (2000). What Improves Environmental Compliance? Evidence from Mexican Industry. *Journal of Environmental Economics and Management* 38: 39-66.
- Gallagher, K.P., (2004). *Free Trade and the Environment: Mexico, NAFTA, and Beyond*, Stanford Law and Politics.
- Gilbreath, J., (2003). *Environment and Development in Mexico: Recommendations for Reconciliation*. The Yale Center for Environmental Law and Policy.
- Grossman, G.M, and A. B. Krueger (1993). Environmental Impact of a North American Free Trade Agreement. *The Mexico-US Free Trade Agreement*. P. Garber, MIT Press.
- Haggard, S. (1990). *Pathway from the periphery: The politics of growth in the newly Industrializing countries*. Ithaca, NY: Cornell University Press.

- Hobday, M. (2003). Innovation in Asian industrialization: a Gershenkronian perspective. *Oxford Development Studies*, 23, 33–48.
- ILO & UNCTAD. (1988). *Economic and social effects of multinational enterprises in export processing zones*. ILO Geneva.
- Jaffe, A., S. R. Perterson, and R. Stavins (1995). Environmental Regulation and the Competitiveness of US Manufacturing. *Journal of Economic Literature* 33: 132–163.
- Jayadevappa, R. and S. Chhatre (2000). International Trade and Environmental Quality: A Survey. *Ecological Economics* 32: 175–194.
- Kaufman, R. (1998). The Determinants of Atmospheric SO₂ Concentrations: Reconsidering the Environmental Kuznets Curve, *Ecological Economics*, 25 (2), 209–220.
- Kida, T. and Fujikura, R. (2015a). A Chance in Myanmar Induced by the Minimum Wage Policy in Thailand – A Case Study of Myawaddy Industrial Area– , *International Journal of Social Science Study*, Vol.3, No.1; January 2015, 38–46, doi: 10.11114/ijss.v3i1.542.
- Kida, T. and Fujikura, R. (2015b). Pollution Risks Accompanied with Economic Integration of ASEAN Countries and the Fragmentation of Production Processes, *International Journal of Social Science Study*, Vol.3, No.5; September 2015, 76–86, doi: 10.11114/ijss.v3i5.915.
- Kuznets S. (1955). Economic Growth and Income Inequality. *The American Economic Review*. Vol.45, No.1: March 1955, pp. 1–28.
- Limskul K. and Taguchi H. (2012). Job Creation by Border Area Development between Thailand and Myanmar. Chulalongkorn University.
- List, J. A. and C. A. Gallet, (1999). The environmental Kuznets curve: does one size fit all? *Ecological Economics* 31 (3): 473–480.
- Mayer, F. (1998). *Interpreting NAFTA: The Science and Art of Political Analysis*. New York, Columbia University.
- Neumayer, E. (2001). *Greening Trade and Investment*. London, Earthscan.
- Panayatou, T. (2000). *Globalization and Environment*. Cambridge, MA, Harvard

University, CID.

Perry, D. M., Sanchez, R., Glaze, W. H., & Mazari, M. (1990). Binational Management of Hazardous Waste: The Maquiladora Industry at the US-Mexico Border, *Environmental Management*, Vol. 14. No. 4, 441-450.

Sanchez, R. A. (1990). Health and Environmental Risks of the Maquiladora in Mexicali, *Natural Resource Journal*. 1990, Winter, 163-186.

Seldon, T. and D. Song (1994). Environmental Quality and Development: Is there a Kuznets Curve for Air Pollution Emissions? *Journal of Environmental Economics and Management* 27: 147-162.

Sotharith, C. (2011). Industrial Development Policy and Intermediate Goods Trade in Cambodia, *Intermediate Goods Trade in East Asia: Economic Deeping through FTAs/EPAs*. Bangkok Research Center IDE-JETRO.

South, A. (2011). *Burma's longest War -Anatomy of Karen Conflict-*. Burma Center Netherlands

Stern, D. (1998). Progress on Environmental Kuznets Curve? *Environment and Development Economics* 3, 173-196.

Stern, D. and M. Common (2001). Is There an Environmental Kuznets Curve for Sulfur? *Journal of Environmental Economics and Management* 41 (2): 162-178

Taguchi, H. and Tripetch, T. (2014). The "Maquila" lessons and implications to Thai-Myanmar border development. *International Journal of Asian Social Science*. 4 (3). 392-406.

Torras, M. and Boyce, J. (1996). *Income, Inequity, and Pollution: A Reassessment of the Environmental Kuznets Curve*. Ecological Economics.

Unruch, G. and W. Moomaw (1997). *An Alternative Analysis of the Apparent EKC relationship*. Ecological Economics.

Vincent, J.R. (1997). Testing for Environmental Kuznets Curves within a Developing Country. *Environment and Development Economics* 2 (4), 417-431.

Watanabe, S. (1983). Technological Linkage through Subcontracting in Mexican Industries. *Technological Marketing and Industrialization: Linkage between and Small enterprises*. Delhi, Bombay, Calcutta, Madras Macmillan.

- Wilson, P., A. (1992). *Export and Local Development Mexico's New Maquiladoras*, Austin, University of Texas Press.
- Zarsky, L. (1997). Stuck in the Mud? Nation-Status, Globalisation and the Environment. *Globalisation and the Environment*, Preliminary Perspectives. Paris, OECD.
- Zhou, Y. (2007). Synchronizing Export Orientation with Import Substitution: Creating Competitive Indigenous High-Tech Companies in China, *World Development*, 36 (11), 2353-2370
- (新聞)
- メコン工業地域、「回廊」沿いにつながる供給網：豊田通商、要衝に団地造成。日本経済新聞。2015-3-31，電子版。
- 小谷洋司。「軍強権」否決 世論を考慮。日本経済新聞。2015-9-7，朝刊，P. 7.
- (ウェブサイト)
- ^{W1} ASEAN-JAPAN CENTER. 2015-8-15.
<https://www.asean.or.jp/ja/asean/known/country.1.html>
- ^{W2} UN data / A world of information. 2015-8-15. <https://data.un.org/Default.aspx>
- ^{W3} IEAT. 2015-9-1. <http://www.ieat.go.th/ieat/index.php/en/>
- ^{W4} JETRO. 2015-9-15. http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/invest_03.html
- ^{W5} 盤谷日本人商工会議所. 2015-8-15. <http://www.jcc.or.th/>
- ^{W6} United Nations Children's Fund, Statistics. 2015-8-22. <http://www.unicef.org/>
- ^{W7} 外務省 政府開発援助（ODA）国別データブック 2014. 2015-8-22.
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/kuni/14_databook/index.html
- ^{W8} 世界地図. 2015-8-15. <http://www.sekaichizu.jp/>
- ^{W9} 白地図専門店. 2015-9-10, <http://www.freemap.jp/item/asia/india.html>
- ^{W10} 外務省 外交政策 地球環境. 2015-9-4.
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/basel.html>
- ^{W11} 環境省 持続的な開発に向けた国際環境協力. 2015-9-19.
https://www.env.go.jp/earth/coop/coop/policydialog_j.html

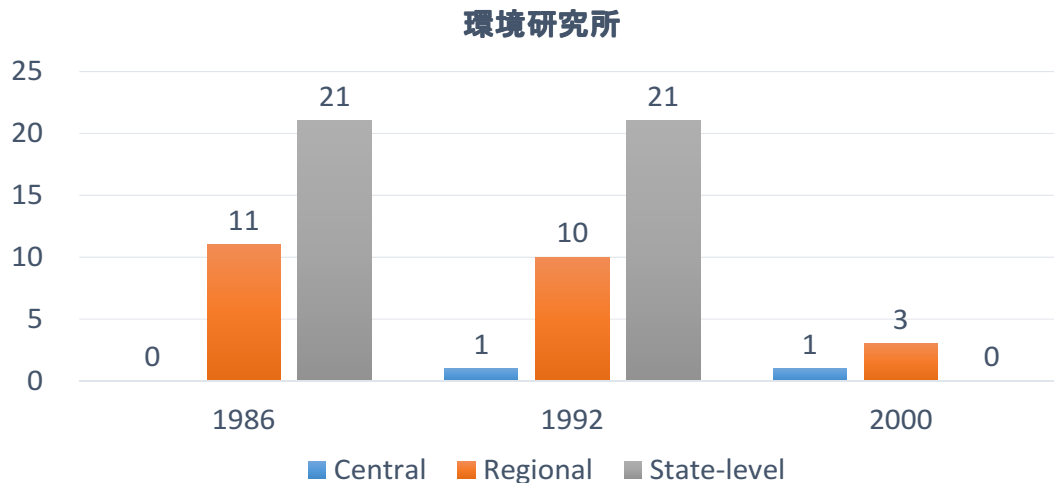
ⅰ メキシコの 1960 年から 2000 年の環境制度は、下記のとおり。

Chronology of Mexico's Environmental Institutions

Year	Event
1981	The Federal Environmental Protection Law is enacted.
1982	The Urban Development and Ecology Secretariat (Sedue) is established.
1983	An environmental undersecretariat is established within Sedue.
1987	Sedue issues a decree on the importation or exportation of hazardous materials or wastes.
1988	The omnibus General Law of Ecological Equilibrium and Environmental Protection is implemented.
1988	The Trade and Commerce Secretariat (Secofi) issues a decree establishing codes and classification of imports subject to sanitary, phytosanitary, and ecological regulation.
1988	Sedue promulgates the first regulation on environmental impact.
1988	Sedue establishes standards for hazardous waste and hazardous waste sites.
1989	Interagency regulations on controlling pesticides, fertilizers, and toxic substances are issued.
1988-89	Sedue establishes a range of environmental technical standards, including criteria for selecting public works sites, such as hydroelectric utility systems; a series of technical standards establishes maximum permissible air and water emission levels for various pollutants.
1990	Five-year National Plan for Environmental Protection defines Mexico's environmental objectives, strategies, and goals.
1990	Sedue publishes first list of high-risk activities.
1991	Mexico's first public hearings on the environment are held in conjunction with the U.S. Environmental Protection Agency.
1992	The National Ecology Institute is created for environmental policy planning and regulation.
1992	The Office of the Federal Attorney General for Environmental Protection (Profepa) is created and given responsibility for enforcing regulations.
1992	The Secretariat of Social Development (Sedesol) is created and given powers to develop, manage, and evaluate environmental aspects of policy.
1992	New federal laws are implemented to deal with biodiversity standardization, and water pollution; water law establishes institutional and planning mechanisms for managing river basins and calls for improvements in water monitoring, modeling, and assessment.
1992	The National Forestry Law is approved.
1992-	Implementation of environmental regulatory enforcement regime is implemented; federal inspections of
1994	industry and catalytic converters become mandatory for new cars.
1993	Sedesol and more than 350 nongovernmental organizations create a Social Co-Investment Fund to finance nonprofit organizations for community service projects, including those dealing with the environment.
1993	Mexico's electrical industry adopts an environmental protection program.
1994	Mexico's environmental commitments begin under NAFTA.
1994	Mexico's environmental commitments begin under membership in the Organization for Economic Cooperation and Development.
1995	A cabinet-level environmental ministry (Semamap, now Semarnat) is created.
1995	Mexico adopts a five-year sustainable development plan.
1995	Semamap announces that the Cozumel reef, one of the world's largest coral reefs, would become a national marine park.
1996	Environmental regulation is expanded to include integrated permitting, new administrative procedures, strengthened enforcement procedures, and engaged public participation.
1996	The Mexico City area adopts an air quality improvement program with emission reduction targets by the year 2000 of 50 percent for hydrocarbons, 40 percent for nitro oxides, and 35 percent for particulates.
1996	High-octane unleaded premium gasoline is introduced.
1996	A wildlife conservation program is adopted for rural economic development.
1997	Water pollution standards are revised, replacing industry-specific effluent limits with limits that are the same for all industries, thereby giving greater weight to receiving water conditions.
1997	National air emission limits are set for many vehicles not yet equipped with catalytic converters.
1997	Regulatory reform to the forestry law strengthens linkages between the forestry sector and the environment.
1998	The Mexican Congress approves a constitutional amendment guaranteeing citizens the right to an appropriate environment.
1998	A federal budget line item is created for state and municipal governments to foster decentralization.
1999	Article 115 of the Mexican Constitution is enacted, giving more autonomy to municipal governments for environmental planning and services.
2000	The Federal Sustainable Forestry Law is approved.

(出所) Gilbreath, (2003)

ii メキシコは、環境対策の推進で実施する検査結果を分析するための研究所を統廃合して、検査結果の統一化を図った。
(件)



(出所) Gilbreath, (2003)に筆者加筆

iii 1988年から1992年におけるメキシコ Sedesol（社会開発省）の環境対策の予算は、NAFTAの導入を目前に控えた1988年から5年間の間に連邦資金が約10倍以上に増加している。また、1991年からは、世界銀行やその他の融資を活用して、環境対策費用の増加に努めた。

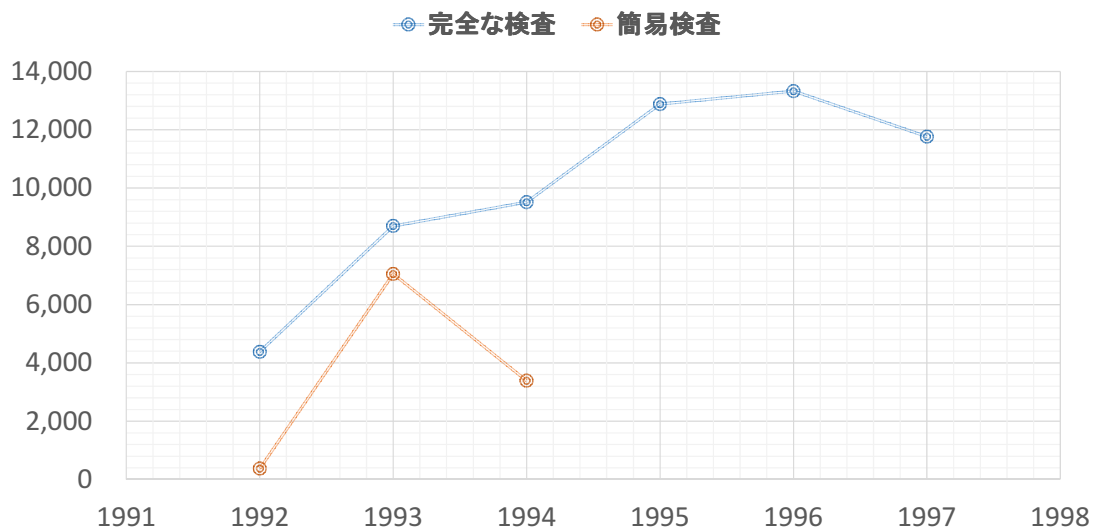
(単位) Mil. USD

年度	連邦資金	世界銀行	その他融資	合計
1988	\$4.269	-	-	\$4.269
1989	\$6.580	-	-	\$6.580
1990	\$11.768	-	-	\$11.768
1991	\$10.615	\$18.093	\$9.776	\$38.484
1992	\$49.003	\$24.371	\$4.795	\$78.169

(出所) Gilbreath, (2003)に筆者加筆

iv メキシコ環境保護連邦検察庁（Profepa）による簡易検査は、1994 年の NAFTA 導入まで実施された。また、完全な検査は、簡易検査が終了した 1994 年から急に増加した。Gilbreath (2003)によると、NAFTA 以前における Profepa の検査員は検査技能が低かったために、彼らの準備期間として簡易検査が実施されて環境対策のレベルの底上げを行った。

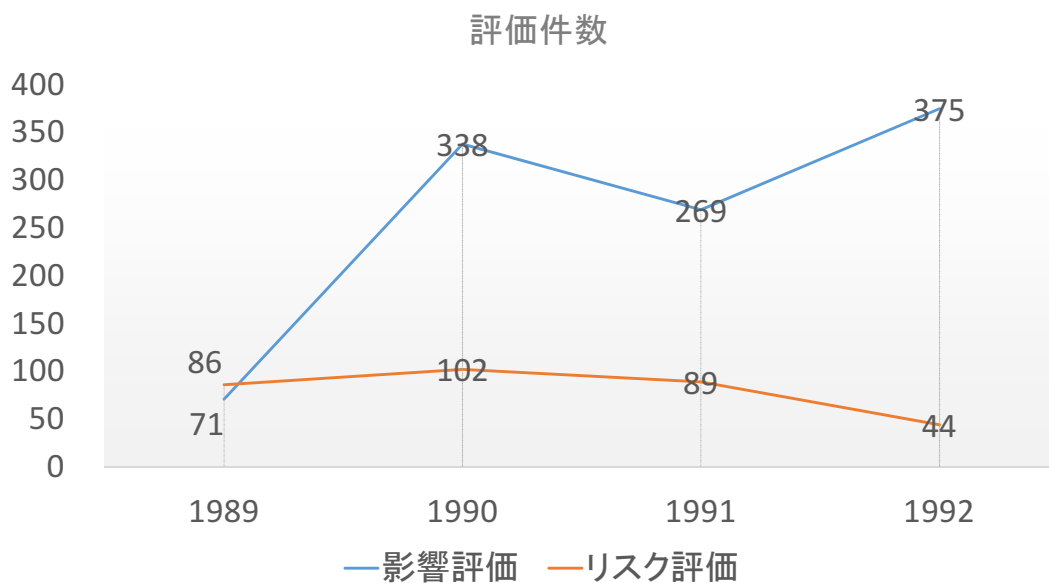
(件)



(出所) Gilbreath, (2003)に筆者加筆

v メキシコは、NAFTA の導入前を控えて環境影響評価を 1989 年から 3 年間で約 5 倍に増加させた。これに対して、環境影響評価を実施した後に、更に危険な活動に対して実施するリスク評価の実施数は 1989 年から 3 年間で約半数に減少した。

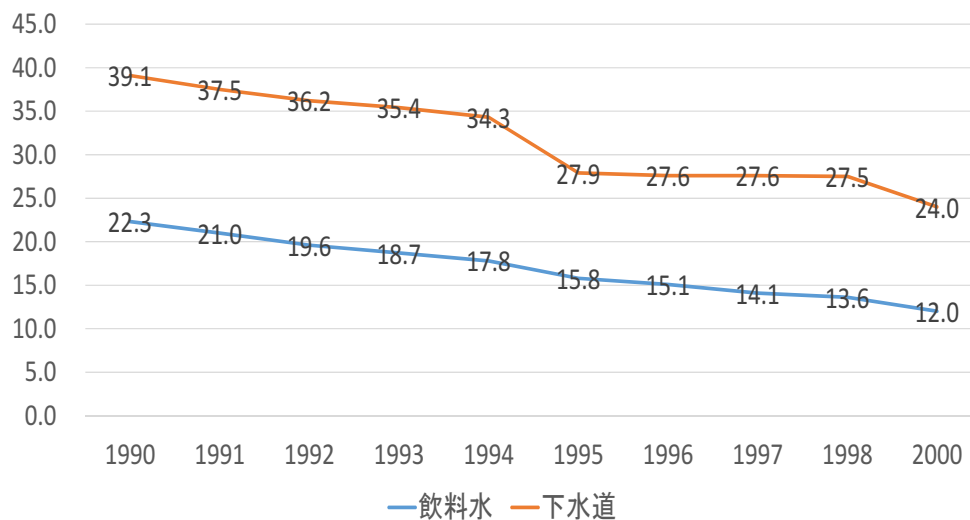
(件)



(出所) Gilbreath, (2003)に筆者加筆

vi メキシコにおいて NAFTA 前後の環境政策が公害を改善した事例として、上下水道が改善した事例を下記に示す。NAFTA が導入された 1994 年から下水道が使用できない割合が 34.3%から 27.9%に下落している。また、飲料水についても 1994 年から 17.8%から 15.8%に低下している。

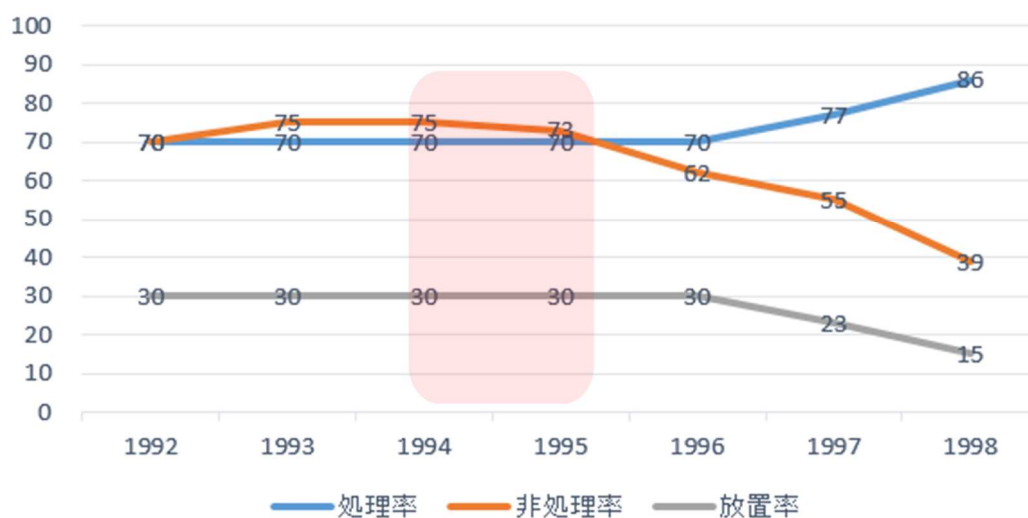
飲料水・下水道が使用できない割合(%) 1990-2000



(出所) Gilbreath, (2003)に筆者加筆

vii メキシコにおいて NAFTA 前後の環境政策が公害を改善した事例として、一般廃棄物処理状況が改善した事例を下記に示す。処理率は 1995 年を境に 70%から上昇し、非処理率は 73%から下降している。また、放置率も 1996 年を境に 30%から 15%に下降している。

一般廃棄物処理状況 1992-1998



(出所) Gilbreath, (2003)に筆者加筆

付録

1. 質問表

メソットの移民労働者に対するアンケートは、下記の英文の質問表にミャンマー語を併記して実施した。

Questionnaire

Date: _____

Please answer the questions and check ☒ in the boxes.

Personal

1	Name					
2	Company					
3	Sex	☐ Male	☐ Female			
4	Age	☐ 10-19	☐ 20-29	☐ 30-39	☐ 40-	Year(s)
5	Career	☐ 1-2	☐ 3-5	☐ 5-10	☐ 11-	Year(s)
6	Family	☐ Yes	☐ No			
7	Stay	☐ 1-2	☐ 3-5	☐ 5-10	☐ 11-	Year(s)

Salary

8	Salary (Monthly)	☐ 5,000-	☐ 10,000-	☐ 15,000-	☐ 20,000-	BART
		(Amount)				BART
9	Rental fee	☐ 5,000-	☐ 10,000-	☐ 15,000-	☐ 20,000-	BART
		(Amount)				BART
10	Agent fee (Permit)	☐ 5,000-	☐ 10,000-	☐ 15,000-	☐ 20,000-	BART
		(Amount)				BART
11	Food (Monthly)	☐ 5,000-	☐ 10,000-	☐ 15,000-	☐ 20,000-	BART
		(Amount)				BART
12	Mobile (Monthly)	☐ 5,000-	☐ 10,000-	☐ 15,000-	☐ 20,000-	BART
		(Amount)				BART

Return to Myanmar

13	Wish	☐ Yes	☐ No			
14	Reason	☐ Money	☐ Family	☐ Love	☐ House	☐ Others
15	Salary (Hope)	☐ 5,000-	☐ 10,000-	☐ 15,000-	☐ 20,000-	BART
		(Amount)				BART

Room

16	Room mate	☐ 1	☐ 2	☐ 3	☐ 4 -	Person(s)
17	Accommodation	☐ Kitchen	☐ Bath	☐ Living	☐ Toile	☐ Bed
18	Commuting	☐ Walk	☐ Bus	☐ Bicycle	☐ Bike	☐ Others

Work

19	Atmosphere	☐ Excellent	☐ Good	☐ Average	☐ Bad	☐ Terrible
20	Environment	☐ Excellent	☐ Good	☐ Average	☐ Bad	☐ Terrible

Thank you for answering them.

No.

2. インタビューおよびアンケート記録

年月	氏名	役職	主題
2013年9月5日 於：ミャンマー縫製工場 (ヤンゴン)	M氏	ミャンマー縫製 会社会長	ヤンゴン、パーンおよびバゴの 縫製工場の現状
	内容 ・ヤンゴン、パーンおよびバゴで縫製工場を運営している M氏にミャワディ工業団地に投資するか否かをヒアリングし た。 ・M氏は、現状でパーンの労働賃金が上昇していることを踏ま えて、ミャワディ工業団地の労働賃金はタイの賃金の影響を 受けて引き上げられる可能性があるため、投資は検討中との 回答があった。 ・M氏にヤンゴン工場内部を案内していただき、ミャンマーの 縫製工場の実態を調査した。		
年月	氏名	役職	主題
2013年9月6日 於：ミャワディ工業 団地工事事務所 (ミャワディ)	S氏	建設会社取締役	ミャワディ周辺の労働者の現状
	内容 ・ミャワディ工業団地を開発している建設会社取締役のS氏に ミャワディ周辺の労働者の現状をヒアリングした。 ・ミャワディはワーカーが少ないため、人材の調達が困難であ る旨の回答があった。 ・ミャワディ工業団地の開発スキームや開発計画の説明を受け た。		
年月	氏名	役職	主題
2013年10月12日 於：ミャンマー縫製 工場 (ヤンゴン)	T氏	ミャンマー縫製 会社日本人アドバ イザー	ヤンゴンの縫製工場の労働状況
	・T氏は、日本の繊維商社からヤンゴンの縫製工場に生産指導 のために派遣されている日本人のアドバイザーである。 ・ヤンゴンで生産した衣料品が日本で販売可能な品質を確保す るために、生産工程のチェックと指導を行っている。 ・労働者の給与の内訳などについて回答をいただいた。 ・ヤンゴンの縫製工場勤務しているワーカーの大部分は女性 であり、自宅からの通勤で親との同居を希望している。		
年月	氏名	役職	主題
2014年2月13日 於：カイン州中央議 会会議室 (パーン)	Z氏	カイン州知事	ミャワディ工業団地開発の計画
	内容 ・カイン州知事のZ氏にミャワディ工業団地の現状や期待して いる産業集積などをヒアリングした。 ・カイン州は失業者が多いため、労働集約型産業の誘致によ る雇用の創出が一番の目的との回答があった。		
年月	氏名	役職	主題
2014年2月13日 於：カイン州中央議 会会議室 (パーン)	L氏	カイン州安全・ 国境対策担当大臣	国境での工業団地開発についての 安全性
	内容 ・カイン州安全・ 国境対策担当大臣のL氏にタイとの国境に おける工業団地開発についてヒアリングをした。		

	・国境貿易を盛んにすることは、決して外国人の出入りを自由にすることではないとの回答があった。 ・しかも、カイン州には少数民族が多く、中央政府とも内戦状態であったために、外国人の侵入には慎重であるとのこと。		
年月	氏名	役職	主題
2014年2月18日 於：タイ縫製工場 (メソット)	L氏	タイ縫製会社社長	メソットでの縫製工場の現状
	内容 ・タイのメソットで縫製工場を経営しているL氏に最低賃金政策の影響をヒアリングした。 ・経営者は香港人(中国人)で、経営層はタイ人、そしてワーカーはミャンマーからの移民労働者である。 ・最低賃金は、遵守しているとの回答があった。 ・会社は、移民労働者に対して、住居と食事の提供(一部)をしているとのこと。 ・移民労働者は、雇用しても1-2年で退職するため、ローテーションが早いとのこと。 ・ミャワディ工業団地が開発されても、越境投資はしないとの回答あり。		
年月	氏名	役職	主題
2014年2月18日 於：タイ縫製工場 (メソット)	A氏	タイ縫製会社 ワーカー	メソットの縫製工場での労働条件の現状についてアンケート回答
年月	氏名	役職	主題
2014年2月18日 於：タイ縫製工場 (メソット)	B氏	タイ縫製会社 ワーカー	メソットの縫製工場での労働条件の現状についてアンケート回答
年月	氏名	役職	主題
2014年2月18日 於：タイ縫製工場 (メソット)	C氏	タイ縫製会社 ワーカー	メソットの縫製工場での労働条件の現状についてアンケート回答
年月	氏名	役職	主題
2015年3月5日 於：インド現地法人 (デリー：電話によるヒアリング)	S氏	インド現地法人・ 日系総合建設会社・ インド人管理部長	インド6州(ハリヤナ州、ラジャスタン州、グジャラート州、ウッタル・プラデシュ州、アンドラプラデシュ州およびタミルナド州)における工業団地の現状
	内容 ・インド現地法人で日系総合建設会社のインド人管理部長にインド6州における工業団地のインフラ状況をヒアリングした。 ・この会社は、6州の工業団地で日系工場を建設済みまたは建設中であったため、工場建設におけるインフラ施設の条件は把握していた。		